

10

88-2

年少労働調査資料第19集

炭鑛に働く年少者の實態

— 調査報告 —

労働省婦人少年局

1953年5月

(四)

年少労働調査資料第19集

炭 鑛 に 働 く 年 少 者 の 實 態

— 調 査 報 告 —

労 働 省 婦 人 少 年 局

1953 年 5 月

は し が き

石炭産業は自然的、地理的條件によつて支配されるために他の一般工業等とは異つた特殊性をもっている。たとえば、炭鉱地域は炭鉱を中心として概ね独立した地域社会をなしていること、炭鉱の作業が地下作業を主体としていること等は特殊性の主なるものである。

これらの特殊性が年少者にとつても、就職や労働の面等に種々の影響をもたらすことが考えられるので、これらの点を明らかにし保護対策の参考とするために、この調査を行つたものである。

調査は事業場調査、個人調査、地域環境調査の三部に分れている。

この調査にあつて、石炭鉱業連盟、文部省、国家地方警察本部をはじめ、調査地域の道県当局、警察署、市役所、町役場等の御協力を煩わしたことを附記して感謝の意を表する次第である。

1953年5月

労働省婦人局

目 次

一 調査の目的	4
二 調査の方法	4
1. 調査の対象	4
2. 調査の基本期日	4
3. 調査の期間	4
4. 調査の担当	4
三 概 説	4
四 調査結果	7

第一部 事業場調査

1. 従業員数	7
2. 従業員数の推移	8
3. 移動率	9
4. 雇用経路	10
5. 交替制度	11
6. 賃 金	12
7. 災 害	13
8. 疾 病	20
9. 教育施設	26

第二部 個人調査

一 調査の目的	28
二 調査の方法	28
三 調査の結果	28
問 1 あなたの性別は	28
問 2 あなたの年齢は	28
問 3 あなたは、いつこの会社に入りましたか	29
問 4 あなたは常雇ですか、臨時雇ですか	31
問 5 あなたの仕事は坑内労働ですか、坑外労働ですか、職名は何といいますか	31
問 6 あなたは今、両親や家族と一緒に住んでいますか	32
問 7 あなたが最後に出た学校はどこですか	32
問 8 現在学校に行っていますか	32
問 9 学校を卒業又は中退してから、この会社につとめるまで、どのくらいの	

期間がありましたか	33
問10 そして、その間は主としてどんなことをしていましたか	33
問11 今の作業を覚えるのに特別の指導を受けましたか	34
問12 今の作業を覚えるのにむづかしかったですか	36
問13 その作業をのみこむのにどの位の期間がかかりましたか	37
問14 あなたは毎日からだがつくれますか	39
問15 現在の作業で一番いやな点はどんなことですか	40
問16 昨日あなたは何番方でしたか	41
問19 交替制勤務の場合、あなたの日常生活の上にどんな支障が起きますか	41
問17 あなたの生活時間を次の表に書入れて下さい	47
問18 何番方のときが一番つかりますか	47
問20 坑内労働は18才未満は認められていませんが、いままでどおり、これか らも禁止された方がよいと思いますか	48

第三部 地域環境調査

一 調査の目的	50
二 調査の対象	50
1. 地 域	50
2. 時 期	50
三 調査の内容および方法	50
1. 調査の内容	50
2. 調査票	50
3. 調査の担当	50
4. 調査の方法	50
四 調査の結果	51
調査Ⅰ 調査対象地の人口、世帯数および就業状態	51
(1) 人 口	51
(2) 世 帯 数	52
(3) 就 業 状 態	53
調査Ⅱ 年少者の就業状態	57
調査Ⅲ 年少者の犯罪、不良化の状態	64
(1) 被疑者職業別調	64
(2) 検挙人員罪種別内訳調	64
(3) 虞犯少年、不良少年(犯罪少年を除く)の取扱状況	65

附 表

第 1 表	従 業 員 数	70
第 2 表	従業員数の推移	70
第 3 表	雇入者数の推移	72
第 4 表	退職者数の推移	72
第 5 表	災害原因別災害状況	74
第 6 表	疾 病 状 況	76
第 7 表	勤続年数別疾病状況	76
第 8 表	中学校卒業後の状況調査表 (昭和 23 年)	78
第 9 表	中学校卒業後の状況調査表 (昭和 24 年)	80
第 10 表	中学校卒業後の状況調査表 (昭和 25 年)	82
第 11 表	中学校卒業後の状況調査表 (昭和 26 年)	84
第 12 表	職業地域別被疑者表 (昭和 23 年)	86
第 13 表	職業地域別被疑者表 (昭和 24 年)	88
第 14 表	職業地域別被疑者表 (昭和 25 年)	90
第 15 表	職業地域別被疑者表 (昭和 26 年)	92
第 16 表	年度別虞犯不良少年行為別人員数	94

一 調査の目的

炭鉱のある市或は町は、大部分が炭鉱を中心に発達してきたため、特殊な社会環境をつくっており、又、炭鉱における労働条件や労働環境は他の工場労働とは異つた特殊性が存在する。そこで、このような条件下にある年少労働の実態を把握し、年少労働保護育成の資料とする。

二 調査の方法

1. 調査の対象

調査の対象の選定は、次の四点を考慮して行われた。

- (イ) わが国の炭鉱の分布は大体北海道、東部（福島）西部（山口）九州（福岡、佐賀、長崎）の四地区に限られていること。
- (ロ) 他の都市や地域と隔離し、特殊な社会環境を作っていること。
- (ハ) 鉱山の規模（出炭量、労働者数等）はできるだけ大規模であること（この場合必ずしも 18 才未満の年少者の多いことを必要としない。）
- (ニ) 炭鉱の経営者が、それぞれ異つていること。

以上の観点から、北海道夕張市の A 炭鉱、福島県湯本町の B 炭鉱、山口県大嶺町の C 炭鉱および福岡県宮田町の D 炭鉱の 4 事業所を調査対象として選定した。

2. 調査の基本期日

調査の基本期日は、昭和 27 年 4 月末の賃金締切日。

3. 調査の期間

調査の期間は昭和 27 年 5 月から 6 月末までの間。

4. 調査の担当

調査の担当は、婦人少年局係員が、主体となり、婦人少年室係員がこれに協力して、対象事業場に行つて直接調査した。

三 概 説

1. 石炭産業の重要性

石炭産業は基幹産業として、最も重要な産業であり、石炭産業の消長が直ちに他の産業や国民生活に大きな影響を与えることは周知のところである。

石炭産業のこのような重要性は、石炭の用途とその需要の面に端的にあらわれている。

用途の主なるものとみると、製鉄用コークスの原料炭・瓦斯用炭・火力発電用・汽車・汽船のボイラー用・化学工業・繊維・食料品工業等に用いられる等、その用途は極めて広範囲にわたっている。

昭和 25 年の石炭の荷渡しの状況を見ると、産業部門 60.9 %、運輸部門 17.4 %、その他 21.7 % となっており、さらに産業部門のうち主要産業への荷渡しをみると、鉄鋼業 567 万屯、化学工業 391 万屯、窯業 279 万屯、繊維（紙、パルプを含む）241 万屯、電力 342 万屯である。終戦後主要産業への荷渡状況は逐

年増加の傾向が著しく、特に鉄鋼業、化学工業向は目ざましく、電力向は昭和 23 年の 400 万屯近くから、その後若干減少したが、電力の需要は年々増加の傾向にあり、26 年度電力用炭は 600 万屯前後と見込まれていた。

このような石炭の需要からみても石炭産業の重要性は極めて明らかである。

2. 炭鉱の自然条件

わが国の石炭は地質学的には中世代及び新生代第三紀に属するが、そのうち前者が最も豊富で、後者に属するものは極めて限られた地域に産出するに過ぎない。炭質は亜炭から半無煙炭にわたっているが、生産炭の大部分は中級の瀝青炭で、発熱量は 6,000 ～ 7,000 カロリーのものが普通である。

昭和 7 年商工省調査によるわが国の石炭埋蔵量は約 167 億屯と推定され、その約 93 % は瀝青炭である。埋蔵量を地方別にみると、北海道は全体の 49.4 %、九州 37.8 %、本州 12.8 % で、埋蔵量の大部分が北海道と九州に偏在し、本州では殆んど常盤地方と山口地方に限られている。

出炭割合（昭和 25 年）は埋蔵量の最も多い北海道よりも九州の方が高く 55.6 %、北海道 29.6 %、本州 14.8 % となつている。

わが国の炭層は多くの褶曲（炭層が不規則に曲折していること）、断層、傾斜がある外、夾み（炭層の中に岩石等の夾雑物が入っていること）が多く、ガス、湧水を伴っているため、採炭技術上常に困難な問題が存在している。

炭層の地質構造は、それぞれの炭田別のみならず同一炭田の中でも極めて極端な相違がみられる。また炭層が薄くかつ傾斜があるため露天掘に適せず殆んど炭鉱が坑内掘であることも特徴の一つである。

炭礦の自然条件は、つねに変化する趨勢にある。大手筋十五炭礦を対象とした東京炭礦技術協會の調によると、ここ十五年位の間に、炭層の厚さ、炭の品位、選炭歩留、採炭切羽までの深度と距離、坑道延長、排水、メタン瓦斯量等において、かなり採炭条件が劣化しているといわれる。このような採炭条件の劣化は、経営の面においても、労働の面においても多くの困難をもたらすことになる。（昭和 26 年版石炭労働年鑑——日本石炭鉱業聯盟編）

3. 石炭鉱業の特殊性

石炭鉱業は自然条件が極めて大きな要素をしめているため、他の産業と比べて多くの特殊性がみられる。すなわち石炭埋蔵の地理的分布、石炭の品質、炭層の深度、厚さ、地熱の状況、ガスの多少、湧水等は自然に定つていて、これを人為的に変更することはできない。したがって一般の地上工業のように、任意の場所に任意の設備で工場を設置するわけにはいかず、地上工業では優秀な設備、原料等を使用すれば、優秀な製品を造り出せるが、炭鉱の場合は優秀な設備、機械を使用しても掘出す石炭の品質は自然に定まつている。自然条件の他の一つは石炭が地下に埋蔵され、わが国の如く殆んどすべての炭鉱が露天掘に適さず地下作業であるという点にある。このため機械化が困難であり、したがって坑内作業が労働に依存する度合いが高い。勿論坑内の機械化も近年急速に行われており、優秀な機械や技術によつて合理化が進められてはいるが、しかし一般地上工業に比較してはるかに制約されている。

炭鉱が地下作業を主体とし、労働に依存する度合いが高いことからくる必然的な結果として、労働の強度と災害の高率もたらされる。特に炭鉱の災害率は他の産業に比べて極めて高く、その殆んどは一般地上工

業にはみられない落盤、爆発等坑内作業に特有の災害が多い。

また、石炭鉱業の地理的條件に伴つて地域的な社会環境を形成するという附随的な特殊性がみられる。すなわち炭鉱を中心とした地域社会をなし、人口の大部分は炭鉱又はこれに附随した施設に働く者と、その家族で占められ、いわゆる炭鉱町を形成している。例えば北海道の夕張市は総人口の中炭鉱関係者が 72 % を占めていて、住宅をはじめ病院、浴場、倶楽部、託児所、購売店等が経営され、炭鉱を中心とした集団社会ができています。このような例は他の炭鉱にも、しばしばみられるところである。

4. 炭鉱労働事情

年間平均実働労働者数は昭和 10 年 175 千人（千未満切捨て）、15 年 323 千人と、年々増加の一途を辿り、終戦前年の 19 年には 419 千人と最高を記録したが、昭和 20 年は終戦に伴い 231 千人と前年の半数近くまで激減した。終戦後荒廃したわが国の産業再建の原動力としての石炭増産が強く要請され、その結果、出炭減の主因の一をなしていた労働者を補充する方策がとられた。そのため、21 年 352 千人、22 年 432 千人、23 年 457 千人と逐年増加した。しかし 23 年 5 月「炭鉱従業員の人員数を 23 年 5 月 1 日現在をもつて釘付けとすること」等の総司令部の警告とこれに伴う一連の措置の結果 24 年には再び減少して 387 千人、25 年 35 万人となつたが朝鮮動乱の影響を受け 26 年には 359 千人とやや増加をみた。

この間石炭の出炭高をみると、昭和 10 年 3,776 万屯、15 年 5,631 万屯、19 年 5,294 万屯と急激な増加をつづけたが、終戦の 20 年には 2,987 万屯、21 年 2,033 万屯と減少を辿つたのであるが、その後回復し 26 年、27 年共に 4,300 万屯台を出炭して、ほぼ昭和 12 年の出炭に近ずいている現状である。（出炭高は昭和 15 年迄は暦年、16 年以降は会計年度によつてゐる。）

従業員の構成をみると、大手十九社の坑内、坑外別では昭和 25 年 1 カ年を通じて坑内 59 % ～ 60 % 台に対して、坑外 40 % ～ 39 % 台で、大体 6 : 4 の比率を保つてゐる。

坑内夫の中、直接夫と間接夫の割合は、全国平均で大体 72 : 28 である。職員一人当りの常備労働者数は 25 年 1 月の 8.2 人から徐々に下つて、25 年 12 月には 7.8 人の割となつてゐる。

坑外実働労働者について、成年男子、18 才未満男子、女子の三者の割合をみると、25 年 1 月には成年男子 66.5 %、18 才未満男子 5.3 %、女子 28.2 % であるが、女子及び年少男子の割合は減少して、同年 12 月末には、それぞれ 70.2 %、2.8 %、27.0 % となり、特に年少男子の割合は低下している。

さらにこれを前年（24 年）の 1 月から 3 月の平均をみると、18 才未満の男子 7.1 %、女子 39.6 % であるので、年少男子と女子の減少は特に著しいことが注目される。

労働基準法が施行されて、女子及び年少者の坑内労働が禁止された結果、女子及び年少者の職場は勢い坑外のみに限定され、その上、雇入れ抑制措置等の影響が一般成年男子よりも、女子及び年少者に大きく影響したものとみられる。

四 調 査 結 果

第 一 部 事 業 場 調 査

1. 従 業 員 数

前記の調査方法によつて把握した昭和27年4月末の賃金締切日における四事業場の全従業員数は31,110人である。(常用労務者28,239人、臨時夫80人、職員2,791人)

(イ) 男女の割合は男子28,490人に対し女子2,620人で男子は全従業員の91.6%を占め、女子1人に対し男子10.9人の割合である。さらに23年以降について、その推移をみると男子は(年間平均)23年は全従業員の86.8%、24年87.9%、25年89.2%、26年90.7%と、全従業員中の男子の割合は年々増加の傾向を示している。

(註) 26年12月末における労働基準法の「適用事業場報告提出事業場労働者数調」によれば、男子の占める割合は、全産業平均74.6%で、最高は交通業の92.3%最低は接客、娯楽の26.8%で石炭鉱業は90.1%である。

(ロ) 職員、労務者の割合は、職員2,791人に対し労務者28,319人で、その比は1対10.1となつている。これを23年以降についてみると(年間平均)職員1人に対して23年は8.9人、24年10.0人、25年9.9人、26年9.8人となつている。

(ハ) 坑内夫、坑外夫の割合は、坑内労務者18,020人に対し坑外労務者10,299人で、その比率は63.6対36.4となつている。これを23年以降についてみると(年間平均)23年52.9対47.1、

24年57.5対42.5、25年60.1対39.9、26年63.1対36.9と坑内夫の割合は年々増加の傾向を示している。

(註) 終戦前は大体70対30を上廻っていたが、(昭和18年75.5対24.5)戦後は60対40を割り、甚だしい時は50対50を割った(昭和22年49.9対50.1)

(ニ) 従業員総数に占める長期欠勤者の割合は、全従業員中643人(2.1%)を占め、この

第1表 男女の比率 (年間平均)

区 分	総 数	男	女	男子 総数×100
	人	人	人	%
23年	34,899	30,301	4,598	86.8
24年	34,024	29,902	4,122	87.9
25年	31,708	28,287	3,421	89.2
26年	31,019	28,134	2,885	90.7
27年(4月末)	31,110	28,490	2,620	91.6

第2表 職員労務者の比率 (年間平均)

区 分	職 員	労 務 者	労務者 職 員
	人	人	
23年	2,839	32,060	8.9
24年	3,092	30,932	10.0
25年	2,866	28,842	9.9
26年	2,772	28,247	9.8
27年(4月末)	2,791	28,319	10.1

第3表 坑内夫、坑外夫の比率 (年間平均)

区 分	実 数			割 合		
	計	坑内夫	坑外夫	計	坑内夫	坑外夫
	人	人	人	%	%	%
23年	32,060	16,961	15,099	100	52.9	47.1
24年	30,932	17,776	13,156	100	57.5	42.5
25年	28,842	17,319	11,523	100	60.1	39.9
26年	28,247	17,624	10,623	100	63.1	36.9
27年(4月末)	28,319	18,020	10,299	100	63.6	36.4

中、労務者だけについては、59.9 人 (2.1 %) 職員だけの場合 44 人 (1.6 %) で、労務者の方が長期欠勤者が多い。

(ホ) 従業員総数に占める年少労働者の割合は 535 人で 1.7 % を占めている。これを 23 年以降についてみると (年間平均) 23 年 4.8 %, 24 年 2.8 %, 25 年 1.5 %, 26 年 1.7 % と減少傾向を示している。

第 4 表 総数と年少労働者の比率 (年間平均)

区 分	総 数 (A)	年少労働者 (B)	$\frac{A}{B} \times 100$ %
23 年	34,572	1,671	4.8
24 年	33,790	963	2.8
25 年	31,368	457	1.5
26 年	30,613	529	1.7
27 年 (4月末)	31,110	535	1.7

(註) 26 年 12 月末における「適用事業場調」によれば全産業の平均は 7.0 %, 鉄業 1.7 %, 石炭鉄業 1.2 % である。

2. 従業員数の推移

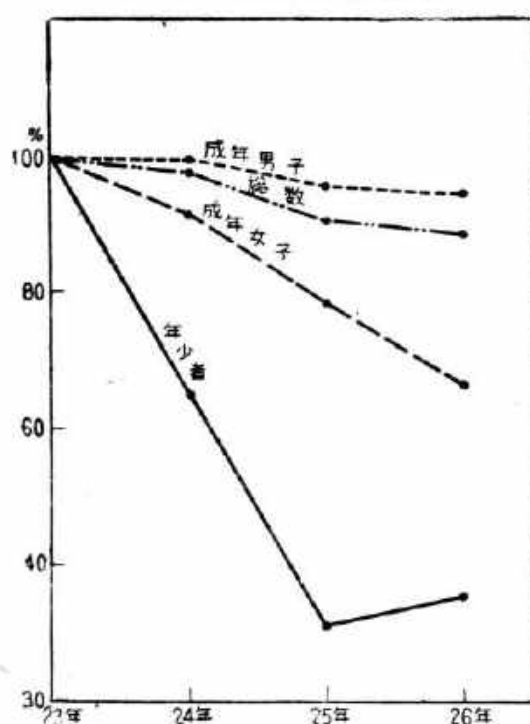
終戦後荒廃した産業を再建するためにとられた、いわゆる傾斜生産政策によつて、従来の出発減の主因となしていた労務者の補充が強化され、年々雇用者は増加の一途を辿り、23 年 12 月には遂に終戦後最高の記録を示すに至つた。しかしながら、この間にあつて、経済安定計画にもとづく一連の政策即ち、23 年 5 月総司令部ヘブラー氏によりなされた警告— (イ) 炭鉄従業員を 23 年 5 月 1 日現在をもつて釘付にすること。 (ロ) 坑内外比率を 6 対 4 にすべきであることの二点を中心とする従業員数抑制に関するもの— 次いで同年 11 月には、いわゆる賃金三原則、又 12 月には経済 9 原則が明示され、これを契機として企

業自立化が強力に要望され、炭鉄経営は重大な転換を余儀なくされた。炭鉄経営者にとつては 23 年は、このように極めて、めまぐるしい年であつたが、これに基づいてとられた諸施策は労働者数に、どのような変化をもたらしたであろうか。23 年を基準にして、その後 26 年までの推移を追つてみよう。

23 年を基準とする全従業員数雇用指数の推移は、24 年 97.5、25 年 90.9、26 年 88.9 と年々低落傾向をたどつていくことがわかる。しかしながら、この低落傾向は成年男子、成年女子、年少者の場合それぞれ著しい差異を示している。すなわち、成年男子の場合は 23 年に対して 26 年は 94.7 と微減を示しているのに対して、成年女子においては 66.4 と大幅な縮小を示し、さらに年少者においては 36.1 と殆ど 23 年の三分の一に激減し、女子および年少者が如何に人員整理の対象とされ易いものであるかを如実に示しているといえよう。

(註) 増員抑制措置による職員と労務者との割合および坑内外の比率の経過については前節 (ロ) および (ハ) の項を参照されたい。

第 1 図 従業員数推移

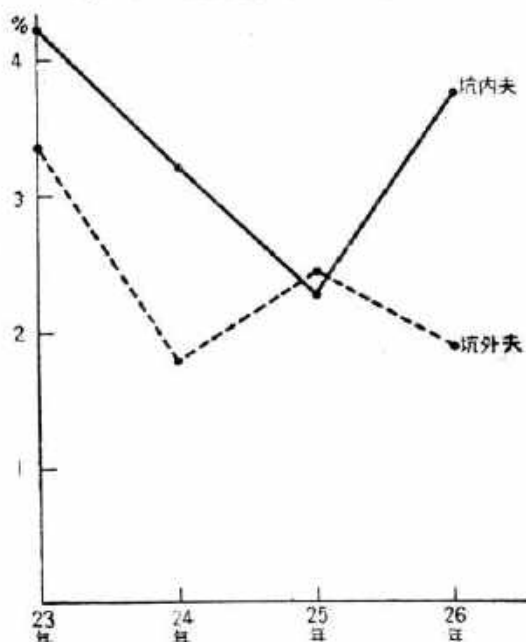


3. 移 動 率

本節においては、炭鉱一般従業員の各職種別雇入者数および退職者数の年間推移を調査することによって、年少労働者の移動状況と比較することにした。なお移動率は、各年間従業員の実数に対する雇入者実数および退職者実数の比率を加えたものである。

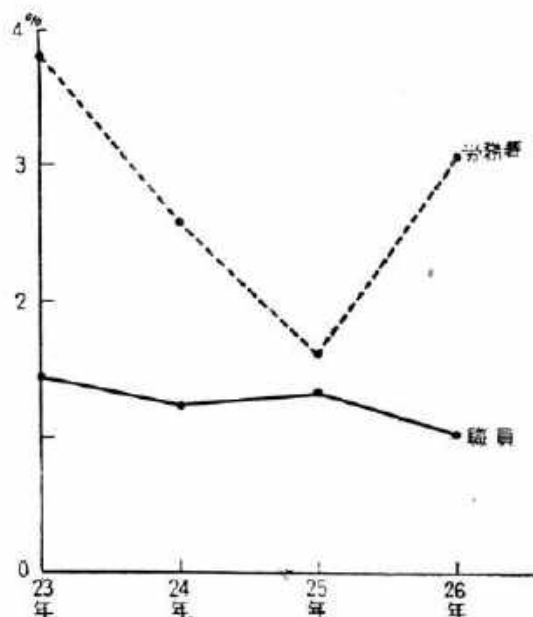
(イ) 坑内夫坑外夫の移動率を比較してみると 23 年には坑内夫移動率 4.21 % (雇入率 2.37 %、退職率 1.85 %) 坑外夫 3.33 % (雇入率 1.73 %、退職率 1.6 %) と、坑内夫の移動率が高い。この両者の差は、25 年に坑内夫移動率 2.27 % (雇入率 0.88 %、退職率 1.39 %) が、坑外夫移動率 2.44 % (雇入率 0.69 %、退職率 1.75 %) と下回る以外は、坑内夫の移動が常に多い。これは炭鉱業特に坑内労働の特殊性を如実に反映するものである。又 24 年の移動率 (坑内夫 3.21 %、坑外夫 1.77 %) が、前年に比べて著しく低率となつてゐるのは、すでに述べた如く戦後の産業復興を目指して、23 年まで大規模な雇入れを行つた各炭鉱が、増員抑制措置にともない雇入れを減少したことが、移動率を少くした原因となつてゐる。(第2図参照)

第2図 坑内夫、坑外夫の移動率



(ロ) 職員と労務者の移動率を比較してみると、職員の移動率には、著しい変化は殆んどみられず (1.44 %, 1.24 %, 1.33 %, 1.02 %) 労務者に比較して常に低い比率にある。これに対して労務者は、23 年に 3.79 % (雇入率 2.07 %, 退職率 1.72 %) と最も高率であるが、25 年には 1.61 % (雇入率 0.8 %, 退職率 1.53 %) と急激な減少を示している。しかし 26 年に職員が 1.02 % と移動が少なくなるのに対して、労務者は、3.07 % と著しい増加を辿つてゐる。即ち増員抑制措置は労務者の雇入れに相当影響しているが、職員については、変化はみられない。(第3図参照)

第3図 職員、労務者の移動率



(ハ) 全従業員と年少労働者の移動率を比較してみると、全従業員では、23 年に移動率 3.6 % (雇入率 1.98 %, 退職率 1.62 %) と高く、25 年 2.25 % (雇入率 0.78 %, 退職率 1.47 %) と低くなるが、26 年には、再び増加している。これに対して年少労働者は 23 年の 2.49 % (雇入率 1.96 %, 退職率 0.53 %) から、24 年には全従業員と同じく減少傾向を示すが、25 年から急激な

第5表 年少労働者雇入率、退職率、移動率

区 分		23 年	24 年	25 年	26 年
18才未満	雇入数 (雇入率)	345 (1.96)	81 (0.7)	118 (2.15)	380 (5.99)
	退職数 (退職率)	93 (0.53)	104 (0.9)	80 (1.46)	47 (0.74)
	年間従業員数 (移動率)	17,580 (2.49)	11,556 (1.6)	5,484 (3.61)	6,348 (6.73)

増加を辿り 26 年には 6.73 % (雇入率 5.99 %、退職率 0.74 %) の高率を示している。

他方、年少労働者の退職率をみると 25 年の 1.46 % をピークとして、その前後に減少していることは、年少労働者雇入れの急激な増加が、26 年の移動率を上昇せしめた原因とみられる。

4. 雇 用 経 路

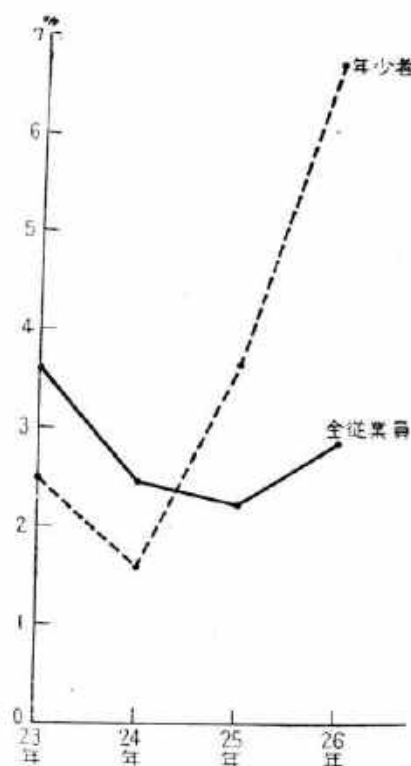
雇用経路の調査は、年少労働者 (18 才未満の者) のみにとどめた。また経路は職業安定所、学校および、その他 (例えば縁故、事業場直接、本人直接等) の三種とした。

(イ) 公共職業安定所によるものは、男子の、21 年 22 年 23 年だけであり、且つ男子全体に占める比率も極めて低く、(12.6 % 4.3 %、1.0 %) 又漸次減少の傾向を示し、24 年以降では、男子は皆無となり、女子の場合は全然いなかった。

(ロ) 学校によるものは、男子では 23 年が最低であるが、24 年以降は、それ以前に比して利用者が多く 26 年に至つては、94.1 % の高率を示している。女子の場合は起伏が激しく一概にいえませんが、24 年で 100 % を示していることは目立つ。

(ハ) その他 (縁故、事業場直接、本人直接等) によるものは、なんといつても年少労働者の就職に最も関連のある事項であり殊に女子にとつては、著しいものがみられる。これは年少労働者自身が若いため職業などに対する判断力も乏しく、従つて自然親まかせということになり易く、さらに炭鉱を中心として一小都

第4図 全従業員、年少者の移動率



第6表 18才未満の労働者の雇用経路

雇用経路		21 年		22 年		23 年		24 年		25 年		26 年	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
実数	合計	1,062	211	494	82	206	139	51	30	27	54	342	14
	公共職業安定所	134	-	21	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	学校	206	17	162	14	21	23	28	-	10	1	322	5
	その他	722	194	311	68	183	116	23	30	17	53	20	9
比率	合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	公共職業安定所	12.6	-	4.3	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-
	学校	19.4	8.1	32.8	17.1	10.2	16.6	54.9	-	37.0	1.9	94.1	35.7
	その他	68.0	91.9	62.9	82.9	88.8	83.4	45.1	100	63.0	98.1	5.9	64.3

市の形態を整えていることと相俟つて、このような現象があらわれたものであろう。

5. 交 替 制 度

今回対象にされた事業場では、職種によつて、若干の例外あるものを除いて、三交替制度が採用されている。三交替制勤務でないのは、A事業場の坑内機械夫、助手で四交替制度をとつている。又B、D各事業場の坑外、雑夫の中、監視的断続業務にたずさわる守衛、番人は二交替制度が採用されている。以上の交替制度は、各事業場とも、6日を同一勤務の続く長さとし、3週間(21日)をもつて1週期としている。又連動は、各事業場ともおこなつていない。但し監視的断続業務にたずさわる者(雑夫)は二交替制度なので、2週間をもつて、1週期とし、こゝでは連動もおこなわれている。事業場によつては、坑内作業に交替制による勤務と交替制によらないものと併用している場合がある。A事業場では交替制によらないものを常一番方と称し、労働開始時刻は、一番方と同じである。C事業場の交替制によらない者の労働開始時刻は、一番方の開始時刻と一致していない。又B、D各事業場には、交替制度をとらない坑内労働者はいない。これらの労働開始の時刻は事業場によつて相違しているが、坑内、坑外共、8時間労働制である。次に交替制勤務による各事業場別の交替時間をみると、坑内労働では、まず1番方の労働開始時間は、6時(B、D)7時(A、C)7時30分(A、C)とがあり、8時間労働の後夫々三交替制度によつて、2番方、3番方へと引き継ぎをおこなつて24時間を充当している。但し坑内A事業場では、三交替制度をとつているが、1番方の交替時間1時間30分前に2番方が勤務し又2番方の交替1時間30分前に3番方が勤務して

いる。坑内A事業場の四交替制度も、この交替制勤務方法によつて、24時間を充当している。

坑外労働では、1番方の労働開始は6時(B、D)6時30分(A)7時(A、B、C、D)8時(D)と各事業場によつて、又職種により異なるが、夫々8時間労働三交替制勤務である。但し、B、D事業場の雑夫は、12時間勤務二交替制度による監視的断続業務を実施している。

第7表 交替制度をとらないものの時間分布

区 分	坑 内	坑 外
	拘 束 時 間	拘 束 時 間
A 事業場	7.00 ~ 15.00	7.00 ~ 15.00
B "	—	8.00 ~ 16.00
C "	8.00 ~ 16.00	7.30 ~ 15.30
D "	—	8.00 ~ 16.00

注) B、D事業場の坑内労働には、交替制度をとらない労働者はいない。

第8表 交替制度をとるものの時間分布

区 分	坑 内				坑 外		
	1 番 方	2 番 方	3 番 方	4 番 方	1 番 方	2 番 方	3 番 方
	拘束時間	拘束時間	拘束時間	拘束時間	拘束時間	拘束時間	拘束時間
A 事業場	7.00~15.00 7.00~15.00	13.30~21.30 13.00~21.00	20.00~4.00 19.00~3.00	- 1.00~9.00	7.00~15.00 6.30~14.30	15.00~23.00 14.30~22.30	23.00~7.00 22.30~6.30
B "	6.00~14.00 -	14.00~22.00 -	22.00~6.00 -	- -	7.00~19.00 6.00~14.00	19.00~7.00 14.00~22.00	- 22.00~6.00
C "	7.00~15.00 7.30~15.30	15.00~23.00 15.30~23.30	23.00~7.00 23.30~7.30	- -	7.00~15.00 -	15.00~23.00 -	23.00~7.00 -
D "	6.00~14.00 -	14.00~22.00 -	22.00~6.00 -	- -	6.00~14.00 7.00~15.00 8.00~20.00	14.00~22.00 15.00~23.00 20.00~8.00	22.00~6.00 23.00~7.00 -

6. 賃 金

この現金給与は 3 月の賃金締切日における給与について調べたものである。

第 9 表 坑内、坑外別、性別現金給与総額

区 分			労 務 者				職 員			
			現金給与総額	実働人員数	延出勤日数	延実働時間数	現金給与総額	実働人員数	延出勤日数	延実働時間数
総 数	坑 内	計	317,539,446	18,019	460,181	3,681,448	27,481,518	1,052	29,332	234,664
		男	317,539,446	18,019	460,181	3,681,448	27,481,518	1,052	29,332	234,664
		女	-	-	-	-	-	-	-	-
	坑 外	計	112,154,977	10,299	291,688	2,333,509	36,090,229	1,739	45,665	357,701
		男	95,160,180	7,896	232,125	1,857,001	33,769,196	1,522	40,348	317,508
		女	16,994,797	2,403	59,563	476,508	2,321,033	217	5,317	40,193
十 八 才 未 満	坑 内	計	-	-	-	-	-	-	-	-
		男	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-	-	-
	坑 外	計	3,283,170	540	12,094	97,759	-	-	-	-
		男	2,993,617	480	10,916	88,328	-	-	-	-
		女	289,553	60	1,178	9,431	-	-	-	-

第 10 表 坑内、坑外別、性別平均日額

区 分			労 務 者			職 員		
			平均日額	平均出勤日数	平均実働時間数	平均日額	平均出勤日数	平均実働時間数
総 数	坑 内	計	690	25.5	8.00	936	27.9	8.00
		男	690	25.5	8.00	936	27.9	8.00
		女	-	-	-	-	-	-
	坑 外	計	384	28.3	8.00	790	26.3	7.83
		男	409	29.4	8.00	836	26.5	7.86
		女	285	24.8	8.00	436	24.5	7.55
十 八 才 未 満	坑 内	計	-	-	-	-	-	-
		男	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-
	坑 外	計	271	22.4	8.00	-	-	-
		男	274	22.7	8.00	-	-	-
		女	245	19.6	8.00	-	-	-

男子 836 円に対し女子は約半額の 436 円である。

年少労働者（坑外のみ）の平均日額は 271 円で、男女の差は男子 274 円に対し、女子 245 円であまり差はみとめられない。

平均出勤日数（延出勤日数を実働人員数で除して算出したもの）は第 10 表の通り労働者総数の坑内は 25.5 日、坑外は 28.3 日（男子 29.4 日、女子 24.8 日）で坑外の方が多い。職員は坑内 27.9 日に対し坑外は 26.3 日（男子 26.5 日、女子 24.5 日）である。

第 9 表に示される現金給与総額を延出勤日数で除して算出された平均日額は第 10 表の通りである。

この表によれば労働者総数における平均日額は坑内 690 円に対し坑外はその約半額の 384 円であり、職員総数の坑内平均日額は 936 円に対し坑外は 790 円である。

又男女の差（坑外のみ）は労働者、男子平均日額 409 円に対し女子 285 円で、職員、

第11表 坑内、坑外別、性別平均月額

区 分			労 務 者	職 員
総	坑内	計	17,595	26,139
		男	17,595	26,139
		女	-	-
数	坑外	計	10,881	20,785
		男	12,052	22,178
		女	7,075	10,694
十八才未満	坑内	計	-	-
		男	-	-
		女	-	-
	坑外	計	6,080	-
		男	6,225	-
		女	4,817	-

(註) この平均月額は、現金給与総額を延出勤日数で除して得た平均日額に、平均労働日数をかけて算出したものである。

第12表 坑内、坑外別、性別平均月額

区 分			労 務 者	職 員
総	坑内	計	17,940	24,359
		男	17,940	24,359
		女	-	-
数	坑外	計	9,997	20,548
		男	10,658	21,760
		女	7,418	11,349
十八才未満	坑内	計	-	-
		男	-	-
		女	-	-
	坑外	計	7,058	-
		男	7,130	-
		女	6,390	-

(註) この平均月額は、現金給与総額を延出勤日数で除して得た平均日額に、操業日数 26 日を一律にかけて算出したものである。

年少労働者は 22.4 日（男子 22.7 日、女子 19.6 日）となつている。

第 11 表に示されている平均月額は、前述した平均日額に各々の平均出勤日数をかけて算出したものであるが、前に述べた通り平均出勤日数は一律でないので、この平均月額は平均日数でのべたような傾向ではない。

即ち労務者総数の坑内平均月額は 17,595 円、坑外は 10,881 円で、職員総数の坑内平均月額は 26,139 円、坑外 20,785 円となつている。男女の差（比較は坑外のみ）は労務者男子 12,052 円に対し女子 7,075 円、職員男子 22,178 円に対し女子 10,694 円である。

年少労働者の平均月額は 6,080 円で、その男女の差は男子 6,225 円に対し女子 4,817 円となつている。なお比較上の便宜のため、平均日額に操業日数 26 日を一律にかけて算出した平均月額が第 12 表である。これによれば労務者総数の坑内平均月額は 17,940 円、坑外は 9,997 円で、その差はいちぢるしい。従つて実際には前述の通り坑外労務者は出勤日数を比較的多くして、それをおぎなつてゐるという事にもなるわけである。又、職員総数の坑内平均月額は 24,359 円、坑外は 20,548 円で両者の間にはあまり差はないが、労務者と職員の差は極めて大きい。

年少労働者の平均月額は 7,058 円（男子 7,130 円、女子 6,390 円）となつている。

7. 災 害

不慮の災害によつて、死亡したり、負傷して不具になる人は、本人の不幸は勿論のこと、家族や社会にとつても大きな損失であることはいふまでもない。この故に、労働基準法（安全衛生規則）や鉱山保安法によつて災害を防止するためのいろいろの対策、あるいは諸機関による研究がなされていることは周知のとおりである。そして、この結果、事業場における戦後の産業安全諸制度は戦前に比較して著しく改善されたといわれる。では、炭鉱業における災害状況はどのようなものであろうか。

本節では災害と職種および年齢、性別、経験年数等の関係についてみることにした。

(註) i 死傷件数は 26 年の一年間に発生した数である。

ii 度数率の算出は次によつた。

$$\text{災害度数率} = \frac{\text{死 傷 件 数} \times 1,000,000}{\text{年間平均労働者数} \times 2,400 (\text{労働者 1 人当の年間労働時間数})}$$

iii 年間平均労働者数は、「全従業員」とおよび「18 才未満」については昭和 26 年のものであるが、「18 才以上 20 才」は、年間平均労働者数を調査しなかつたため 27 年 4 月末の賃金締切日の在籍労働者数を使用した。

iv 重傷とは休業 14 日以上、軽傷とは 3 日 ~ 13 日の負傷をいう。

第 13 表 産業別災害発生状況

工 業	労働者数	死傷件数	度数率	4,506,534
				214,963
				16.63
鉱 業	労働者数	死傷件数	度数率	589,799
				145,912
				103.08
建 設	労働者数	死傷件数	度数率	1,308,070
				75,224
				23.96
交 通	労働者数	死傷件数	度数率	833,780
				21,324
				10.66
貨物取扱	労働者数	死傷件数	度数率	230,111
				60,095
				108.82
農 林	労働者数	死傷件数	度数率	183,954
				9,882
				22.38
そ の 他	労働者数	死傷件数	度数率	2,488,412
				5,021
				0.84
計	労働者数	死傷件数	度数率	10,442,660
				532,421
				21.25

(註) 26 年労働省労働基準局調

これを 18 才以上 20 才未満の者だけについてみると、全体では、度数率は 98.41 で、事業場別には、A 80.64 B 70.82 C 145.09 D 121.26 で、前記の場合と反対に、最大規模の B 事業場は災害度数率は最低で最小規模の C 事業場が最高を示している。

18 才未満の場合は、A、B、C の三事業場は災害皆無で、わずかに D 事業場が 20.83 を示すにすぎない。

以上のことによつて、年齢構成別の災害発生状況は、全体では、全従業員の度数率が最高を示し、18 才 ~ 20 才未満の度数率は全従業員のそれより若干低く、18 才未満は著しく低下していることがわかる。但し、これを各事業場別に比較すると、18 才 ~ 20 才未満の場合は、逆に全従業員のそれよりも高くなっている事業場もある。

1 死傷件数についてみると、(イ) 全従業員 31,019 人(年間平均)に対する死傷件数は 8,885 件で、度数率は 119.35 となつている。これを他産業(第 13 表)と比較すると本調査の災害が著しく高いことがわかる。では、何故、炭鉱業はこのように災害が多いのであろうか。この原因については次のように指摘されている。

1. 炭鉱業は、坑内作業が主体であるため、他の地上労働とは異なる自然的諸条件や特殊な作業環境にあつて働かねばならない。

2. 戦後の生産が荒廃した戦時中の固定設備のままで継続され、非常にむりがあること。

以上が、炭鉱業が他産業に比較して災害の多い理由の代表的なものといわれているが、勿論この他にも、いろいろの原因が錯綜していることはいうまでもない。

(ロ) 次に事業場別にみると、災害度数率は A 事業場 115.53 B 事業場 132.81 C 事業場 76.74 D 事業場 114.49 となつて、この四事業場中では最大規模の B 事業場が災害度数率が最高で、最小規模の C 事業場が最低を示している。

第14表 男女別死傷災害発生状況

区 分			全 範 業 員			18才以上 20才未満			18才 未 満		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	労働者数		31,019	28,134	2,885	1,846	1,643	203	529	399	130
	死傷件数		8,885	8,816	69	436	428	8	4	4	-
	度数率		119.35	130.57	9.97	98.41	108.54	16.42	3.15	4.18	-
A事業場	労働者数		4,703	4,289	414	248	191	57	56	15	41
	死傷件数		1,304	1,304	-	48	48	-	-	-	-
	度数率		115.53	126.68	-	80.64	104.71	-	-	-	-
B事業場	労働者数		13,550	12,259	1,294	706	637	69	376	319	57
	死傷件数		4,320	4,284	33	120	117	3	-	-	-
	度数率		132.81	145.61	11.59	70.82	76.53	18.12	-	-	-
C事業場	労働者数		2,715	2,418	297	112	97	15	17	-	17
	死傷件数		500	500	-	39	39	-	-	-	-
	度数率		76.74	86.16	-	145.09	167.53	-	-	-	-
D事業場	労働者数		10,048	9,168	880	780	718	62	80	65	15
	死傷件数		2,761	2,728	33	227	224	3	4	4	-
	度数率		114.49	123.98	15.63	121.26	129.99	34.56	20.83	24.62	0

Ⅱ (イ) 原因別死傷件数についてみると、第15表の如く、災害のもつとも多いのは坑内作業の「落ばん又は側壁の崩壊」で25.96%を占め、次は同じく坑内の「その他」の雑原因25.63%で、この両者で、炭鉱業の災害の過半数(51.59%)を占めていることは注目される。

さらに、この他に主な災害原因として「鉱車による」災害のうちの「その他」の雑原因が10.32%「工具のため」6.85%「転倒」5.32%があり、これらは、いずれも坑内作業であつて、坑外作業では「その他」の雑原因が5.06%で目立つだけである。

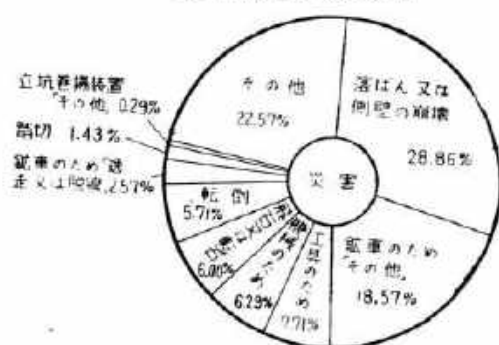
坑内と坑外との割合は、坑内88.69%に対して坑外は11.31%であり、これによつて、如何に炭鉱業の災害が、坑内作業に多く発生するかが明らかである。

(ロ) 次に18才以上～20才未満の坑内労働者だけの原因別死傷件数についてみよう。

18才未満の年少者は労働基準法によつて現在坑内で働くことは禁止されているが、将来技能者養成等のために、坑内に入ることも予想されるので、年少者に近い年齢である18才～20才未満の者の坑内労働者について、

その作業の内容あるいは、災害疾病等を知することは、意味あることと考え、18才～20才未満の坑内労働者の災害についてみることにした。

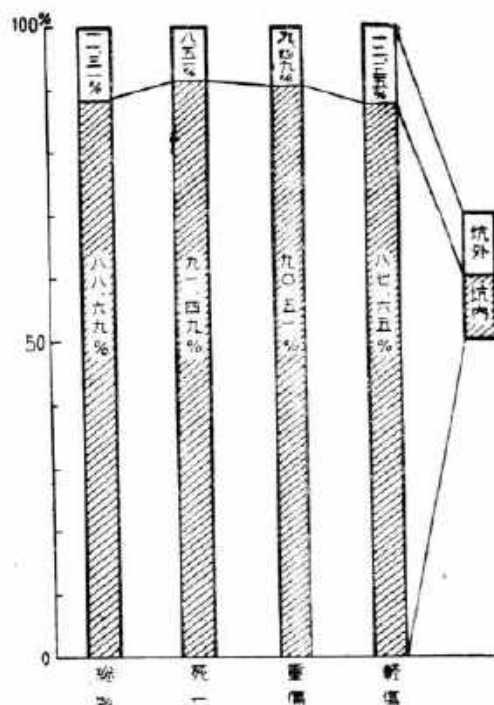
その災害の原因別についてみると、第5図の如くもつとも多いのは「落ばん又は側壁の崩壊」で28.86%を占め、しかも、この中には前述の如く、死亡者が1人含まれている。次は、鉱車のための「その他の雑

第5図 18才以上20才未満の
災害原因別比率

第15表 原因別災害発生状況

災害原因別		区 分	実 数	比 率
総 計			8,885	100
計			7,880	88.69
坑 内	落 ば ん 又 は 側 壁 の 崩 壊		2,306	25.96
	ガ ス 又 は 炭 じ ん の 燃 焼 爆 発		4	0.05
	ガ ス 中 毒 又 は 窒 息		4	0.05
	自 然 爆 発		10	0.11
	発 破 又 は 火 薬 類 の た め		10	0.11
	立 坑 巻 揚 装 置 の た め の チェーン又はロープの切断		-	-
	の た め の チェーン又はロープの断他		2	0.02
	飲 車 の た め の チェーン又はロープの断他		16	0.18
	た め の チェーン又はロープの断他		202	2.27
	飲 車 の た め の チェーン又はロープの断他		917	10.32
	出 水		-	-
	火 災		-	-
	機 械 の た め		199	2.24
	電 気 の た め		6	0.07
	飛 石 又 は 転 石		533	6.0
坑 外	工 具 の た め		609	6.85
	墜 落		47	0.53
	転 倒		473	5.32
	踏 踏		265	2.98
	そ の 他		2,277	25.63
	計		1,005	11.31
	発 破 又 は 火 薬 類 の た め		1	0.01
	火 災		-	-
	飲 車 の た め		191	2.14
	架 空 索 道 の た め		-	-
	機 械 の た め		80	0.9
	電 気 の た め		6	0.07
	汽 か ん の 破 裂		-	-
	し や く 熱 溶 融 物 の た め		7	0.08
	劇 物 の た め		4	0.05
	工 具 の た め		85	0.96
	墜 落		39	0.44
	転 倒		96	1.08
	踏 踏		46	0.52
	そ の 他		450	5.06

第6図 全従業員の日 害発生件数比較



原因「18.57%」「工具のため」7.71%で、以上の3原因で55.15%の過半数を占めている。猶この他に「その他」の雑原因が22.57%あるが、この「その他」とは、第5図に示す災害原因の外に、18才～20才未満の者に災害者のなかつた「ガス又は炭じんの燃焼爆発」「ガス中毒又は窒息」「自然爆発」「発破又は火薬類のため」「立坑巻揚装置のためのチェーン又はロープの切断」「飲車のためのチェーン又はロープの切断」「出水」「火災」「電気のため」「墜落」の原因をも除く「その他」のものの意味である。

(ハ) 次に男女の原因別の死傷件数についてみよう。全従業員では、災害発生度数率は男子130.57

に対して女子は9.97で男子が圧倒的に高率を示し、この傾向は、各事業場についてもかわらない。即ち、男子が、それぞれ126.68 145.61 86.16 123.98であるのに対して女子は0 11.59 0 15.63となつており、これは、女子が坑内労働についていないことが大きな原因であるといえよう。

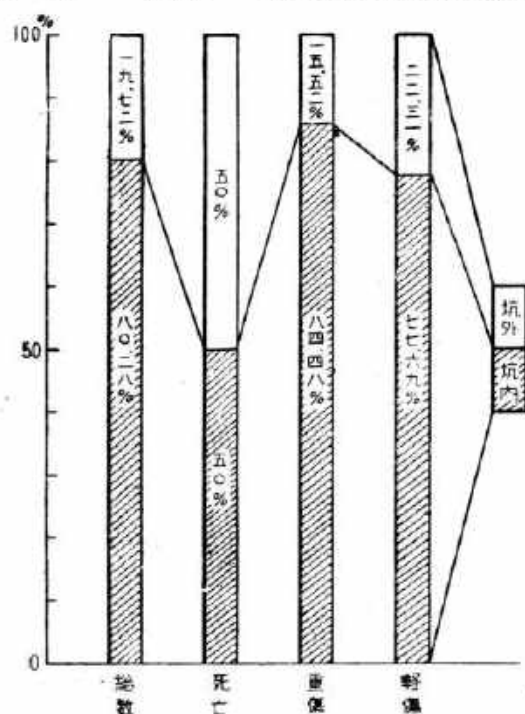
■ 次に災害の程度別(死亡、重傷、軽傷)についてみよう。

(イ) 災害程度別の坑内、坑外別の比率をみると、総数では、坑内88.69%、坑外11.31%、死亡では91.49%、8.51%、重傷では90.51%、9.49%、軽傷では87.65%、12.35%で災害の程度の高いものほど、

第 16 表 程 度 別 災 害 発 生 状 況

区 分					全 従 業 員				18才以上20才未満				18 才 未 満			
					計	死亡	重傷	軽傷	計	死亡	重傷	軽傷	計	死亡	重傷	軽傷
合 計	労働者数	働 傷 数	者 件 数	数 率	31,019				1,846				529			
					8,885	47	3,160	5,678	436	2	174	260	4	-	1	3
					119.35	0.63	42.45	76.27	98.41	0.45	39.28	58.68	3.15	-	0.79	2.36
A 事業場	労働者数	働 傷 数	者 件 数	数 率	4,703				248				56			
					1,304	2	413	889	48	-	16	32	-	-	-	-
					115.53	0.18	36.59	78.76	80.64	-	26.88	53.76	-	-	-	-
B 事業場	労働者数	働 傷 数	者 件 数	数 率	13,553				706				376			
					4,320	19	877	3,424	120	-	26	94	-	-	-	-
					132.81	0.59	26.96	105.26	70.82	-	15.35	55.47	-	-	-	-
C 事業場	労働者数	働 傷 数	者 件 数	数 率	2,715				112				17			
					500	5	54	441	39	-	7	32	-	-	-	-
					76.74	0.76	8.29	67.69	145.09	-	26.04	119.05	0	-	-	-
D 事業場	労働者数	働 傷 数	者 件 数	数 率	10,048				780				80			
					2,761	21	1,816	924	227	2	123	102	4	-	1	3
					114.49	0.87	75.30	38.32	121.26	1.07	65.70	54.49	20.83	-	5.20	15.63

第 7 図 18 才以上 20 才未満の災害発生件数比較



坑内が多いことがわかる。

これを同じく 18 才 ~ 20 才未満だけに限つてみると、総数では坑内 80.28 %、坑外 19.72 % で、坑内では、死亡 50 %、重傷 84.48 %、軽傷 77.69 % に対して坑外は、死亡 50 %、重傷 15.52 %、軽傷 22.31 % となつている。なお、死亡が坑外、坑内それぞれ同率の 50 % を占めているのは、これは人員が坑内、坑外それぞれ一名づつであるためである。死亡した原因は、坑内の場合は、「落はん又は 側壁の崩壊」によるものであり、坑外の場合は、「その他」の雑原因によるものである。

18 才未満の場合は、坑内労働者が 皆無のために坑内、坑外の比較はできないが、坑外労働者だけについてみると、死亡は全然皆無で、重傷が 1 人（工具のためによるもの）軽傷 3 人（その他の雑原因によるもの）であつて、これは D 事業場の 1 事業場だけにあつたことは、前述のとおりである。又、女子には全然ない。

Ⅳ 災害発生的人的條件の一つである勤続と災害との関係についてみると次の如くである。

なお、ここでは、勤続年数毎の実人員と、災害件数との割合を算出して、各勤続年数毎の相互の比較を行つたものでなく、単に災害総件数の勤続年数分布を見たものにすぎない。したがつて、ある勤続年数者が著しく多数の場合、災害も又ある程度多く、したがつて災害総件数中に占める比率は高くなる傾向もあることに留意していただきたい。又、災害の種類は軽傷を除く死亡者と重傷者だけにとどめた。

(イ) 災害総件数 3,211 件の勤続年数別割合は第 17 表の如くである。

第 17 表 勤続年数別災害件数比率

区 分	件 数	比 率
計	3,211	100
6 カ月未満	281	8.7
6 カ月以上 1 年未満	321	10.0
1 年 ～ 2 年 "	381	11.9
2 年 ～ 3 年 "	396	12.3
3 年 ～ 4 年 "	491	15.3
4 年 ～ 5 年 "	484	15.1
5 年 ～ 10 年 "	450	14.0
10 年以上	407	12.7

災害のもつとも高いのは、3 年以上 4 年未満の勤続者で、総件数の 15.3 % を占め、次位は、4 年以上 5 年未満 15.1 %、5 年以上 10 年未満 14.0 % で、最低は、勤続年数のもつとも短い 6 カ月未満の者で 8.7 % である。各勤続年数とも、大体 10 % 乃至 15 % を占めているが、注目されることは、3 年以上の勤続者が、総件数の 57.3 % で過半数以上を占めていることである。

一般に、災害は、新規採用者あるいは未熟者に多いといわれているのに、このように、比較的经验を

つんだ者に何故災害が多いのであろうか。

これはすでにふれたように、実人員と、災害件数との割合の比較でないため、経験者の実人員が比較的多いことによるのではないかということが考えられる。

しかしながら、10 年以上の勤続者でも 12.7 % の災害率を示しているのをみると個人的な経験や熟練だけでは避けられない自然条件あるいは環境に原因する災害が多いことを裏書するものである。ここに炭坑労働特に坑内労働の特殊性の一端がうかがわれる。

なお、坑内と坑外別の全体の勤続年数別割合は、坑内 2,914 件、坑外 256 件で、坑内が圧倒的に多いため、その傾向は、ほぼ前記と同様であつた。

第 18 表 18 才以上 20 才未満の勤続年数別災害件数比率

区 分	件 数			比 率		
	計	坑 内	坑 外	計	坑 内	坑 外
計	184	154	30	100	100	100
6 カ月未満	78	67	11	42.4	43.5	36.7
6 カ月以上 1 年未満	54	47	7	29.3	30.5	23.3
1 年 ～ 2 年 "	20	17	3	10.9	11.0	10.0
2 年 ～ 3 年 "	9	5	4	4.9	3.3	13.3
3 年 ～ 4 年 "	8	5	3	4.3	3.3	10.0
4 年 ～ 5 年 "	6	4	2	3.3	2.6	6.7
5 年 ～ 10 年 "	9	9	-	4.9	5.8	-
10 年以上	-	-	-	-	-	-

(ロ) 次は、18 才以上 20 才未満の者について、勤続年数と災害との関係をみよう。

全体としては、前記全従業員の場合と反対に、最短勤続者 (6 カ月未満) が 42.4 % で最高を示し、次位は 6 カ月以上 1 年未満の者 29.3 % で、この両方で既に 3 分の 2 に近い 71.7 % を占めていることは、注目される。年少者から

成人した 18 才以上 20 才未満のこれら階層の者に、経験年数の比較的少い者が圧倒的に災害が多い事實は、その原因が一般にいわれる未熟者の故であり、作業に対する危険性の無知、訓練や指導の不足等、災害誘致の原因は、種々考えられるにしても、注目される事実である。

坑内、坑外の傾向はほぼ同様であるが、坑内者に、5 年以上の勤続者が全体の 5.8 % を占めているのに対して坑外者は皆無であること、および、2 年～3 年の者が、坑内が 3.3 % 占めるに対して坑外は 13.3 % で、両者の差異として目立つ。

程度別（死亡、重傷別）の差異については、死亡が、坑内で、男子 6 カ月未満 1 人、坑外で男子 3 年以上 4 年未満 1 人であつて、したがつて重傷者の傾向は前記（イ）の傾向とほぼ同様である。

次に災害と職種の関係についてみる。

（イ）全従業員の 場合

坑内、坑外を通じて、災害のもつとも多い職種は、採炭であり、全体の 34.8 % を占め、これに続いて、掘進 23.3 %、仕繰（しくり）11.5 % が目立つ。以上は、いずれも坑内の直接夫の作業であるが、この他には坑内の間接夫の作業である運搬夫 9.0 が目立つ。

（ロ）18 才～20 才未満の場合、職種別の災害傾向は前記（イ）の場合とほぼ同様の傾向を示している。このことによつて、採炭、掘進、仕繰、運搬の職種は、大体において、年齢に関係なく、災害の高い職種であるといえよう。

なお、坑内作業で、災害の少い順に主なものをみると、（助手及び職員は 災害皆無であるが、これは就業者不明のため一応除外した）機械の 0.3 % がもつとも少く、次は工作 0.8 %、雑夫 2.0 % であり、これはいずれも間接夫の作業である。

（ハ）18 才未満の場合は、坑外の工作関係だけである。（これは、1 事業場だけに発生したもの）

以上、災害発生状況についてのべたが、要約すれば、

1. 原因別死傷件数は、坑内作業に圧倒的に多く且つ「落ばん又は側壁の崩壊」等、炭鉱業の特殊性を示す災害が多いこと。

2. 死傷件数を年齢構成別にみると、全従業員の 場合が最高率（119.35）を示し、18 才～20 才未満が若干低く（98.41）18 才未満は著しく低下（3.15）している。

3. 18 才～20 才未満の坑内労働者の災害原因は「落ばん又は側壁の崩壊」28.86 % 「鉱車の雑原因」18.57 % 「工具によるもの」7.71 % で以上の 3 原因は 55.15 % の過半数を占めること。

第 19 表 職種別災害件数比率

職 種 別		区 分	全従業員	18才以上 20才未満	18才未満
坑 内	合 計	数	100	100	100
			88.9	82.3	-
	勞 務	採 炭 夫	34.8	31.4	-
		充 填 夫	2.8	-	-
		仕 繰 夫	11.5	12.7	-
		掘 進 夫	23.3	24.0	-
	者	助 手	0.2	-	-
		運 搬 夫	9.0	11.1	-
		機 械 夫	2.5	0.3	-
		工 作 夫	2.0	0.8	-
坑 外	合 計	職 員	2.2	2.0	-
			0.6	-	-
	勞 務	助 手	11.1	17.7	100
		選 炭 夫	-	-	-
		運 搬 夫	0.4	0.5	-
		機 械 夫	2.6	6.3	-
	者	工 作 夫	2.2	2.0	-
		電 氣 夫	2.6	3.3	100
		雑 夫	0.7	0.3	-
		職 員	2.5	4.0	-
職 員	職 員		0.1	1.3	-

4. 男女の度数率の差は、男子 130.57 に対し女子 9.97 で、男子の災害が著しく高く、女子の職場あるいは職務内容の差を端的に示していること。

5. 災害の程度は、災害のひどいものほど坑内の方が多い。

6. 勤続年数と災害との関係は、全従業員の場合 3 年以上 4 年未満の勤続者が最高で、且つ 3 年以上の長期勤続者の災害が 57.3 % の過半数を占めている。

7. 18 才 ~ 20 才未満の者の勤続期間と災害との関係は、最短勤続者 (6 カ月未満) が 42.4 % で過半数を占めている。

8. 災害と職種の関係については、採炭 34.8 % 掘進 23.3 % 仕繰 11.5 % で、この職種で全体の 69.6 % を占め、この職種は、すべて、坑内の直接夫の作業である。

8. 疾 病

(1) 罹 患 率 a. 全疾病及び結核性疾患罹患率

昭和 26 年の 1 年間に疾病にかかった人員数の罹患率は第 20 表に示される通りである。

第 20 表 罹 患 率 (千人率)

区 分	全 疾 病 罹 患 率			結 核 性 疾 病 罹 患 率		
	計	男	女	計	男	女
総 労 働 者	282.3	293.9	155.3	14.3	14.2	14.9
18 才以上 20 才未満	349.4	356.7	290.6	19.5	19.5	19.7
18 才 未 満	233.6	236.4	210.5	3.7	2.1	17.5

(なおこの罹患率算出の上に 26 年 1 月 ~ 12 月までの受診者数が必要であつたが、不明のため、これを便宜的に調査期日に把握された労働者数をもつて算出の基礎とした。即ち

$$\frac{\text{疾 病 件 数}}{\text{在籍労働者数}} \times 100$$
により算出した。)

即ち、総労働者全体の場合は

282.3 (男子 293.9、女子 155.3) 18 才以上・20 才未満の者は 349.3 (男子 356.7 女子 290.6) である。

18 才未満の年少労働者の場合は 233.6 (男子 236.4、女子 210.5) をしめ、18 才以上 20 才未満の者の罹患率が一番高くなつている。又男子の方が、女子より比較的高率となつている。

第 21 表 疾 病 程 度 別 罹 患 率 (4 人率)

区 分	全 疾 病 罹 患 率									結 核 性 疾 病 罹 患 率								
	死 亡			重 症			軽 症			死 亡			重 症			軽 症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総 労 働 者	1.9	1.8	3.1	140.2	144.3	95.4	140.1	147.8	56.9	0.8	0.7	1.1	12.6	12.6	13.0	0.9	0.9	0.8
18 才以上 20 才未満	2.7	2.4	4.9	156.0	158.9	133.0	190.7	195.4	152.7	1.6	1.5	-	17.9	17.7	19.7	-	-	-
満 18 才 未 満	1.9	2.1	-	37.4	37.7	35.1	194.4	196.6	175.4	-	-	-	3.7	2.1	17.5	-	-	-

なお結核性疾患の罹患率は総労働者 14.3、18 才以上 20 才未満の者は 19.5、18 才未満のものは 3.7 の割合である。次に死亡者、重症者、軽症者の罹患率を比較すれば、総労働者全体では死亡は 1.9、重症軽症は各々 140.1 である。

18 才以上 20 才未満は、死亡 2.7、重症 156.0、軽症 190.7 である。

18 才未満の者は死亡 1.9、重症 37.4、軽症 194.4 となつている。

即ち軽症と死亡は青年と年少者は同じであるが、重症は青年の方が多い。

b. 坑内、坑外別罹患率

第 22 表 坑内坑外別死亡者重症者の罹患率

区 分	坑 内						坑 外					
	死 亡			重 症			死 亡			重 症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総 勞 働 者	2.5	2.5	-	242.5	242.5	-	4.1	4.0	4.7	101.2	95.0	121.6
18 才 以 上 20 才 未 満	-	-	-	201.5	201.5	-	8.4	8.8	7.5	162.1	170.1	141.8
18 才 未 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.3	60.6	38.4

次に死亡、重症者の罹患率を坑内、坑外別に比較すれば、死亡率は坑内と坑外の差はあまりみられないが重症率は坑内の方がはるかに高い。(なお軽症については坑内、坑外別に調査しなかつたために、この項においては、はぶく事とした。)即ち総労働者全体の場合は、坑内の重症罹患率は 242.5 に対し、坑外は 101.2 であり、18 才以上 20 才未満の者のそれは坑内 201.5 に対し坑外は 162.1 である。なお 18 才未満の者は坑外労働者のみであるので、両者の比較はできないが、坑外の重症者の罹患率は 54.3 である。

註 坑内坑外別の疾病者数は B 事業場の分が不明のため、この事業場をのぞいて集計した。

(2) 病名別疾病状況

第 23 表 病 名 別 比 率

区 分	全 従 業 者			18才以上20才未満			18 才 未 満			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
伝染病及び 寄生虫病	結核性疾患	5.1	4.8	9.6	5.6	5.5	6.8	1.6	0.9	8.3
	性病	0.4	0.4	-	0.5	0.5	-	-	-	-
	その他の	1.7	1.7	1.2	0.6	0.5	1.7	0.8	0.9	-
腫 瘍	0.5	0.5	1.2	0.8	0.7	1.7	-	-	-	
全身病及びビタミン欠乏症	7.8	7.8	8.8	8.2	8.0	10.2	12.8	14.2	-	
血液及び造血臓器の疾患	0.6	0.6	1.8	0.5	0.3	1.7	-	-	-	
慢性中毒及びアルコール中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神経系及び感覚器の疾患	10.1	10.3	6.9	6.4	6.5	5.1	-	-	-	
循環器系の疾患	2.4	2.3	2.9	2.5	2.4	3.4	-	-	-	
呼吸器系の疾患(除結核)	11.2	11.2	12.6	11.6	11.3	15.2	28.8	28.3	33.4	
消化器系の疾患	24.3	24.6	18.9	22.2	23.4	11.9	20.0	21.2	8.3	
泌尿性器系の疾患	1.8	1.5	7.9	3.4	3.4	3.4	-	-	-	
皮膚及び疎性結合組織の疾患	6.8	6.9	2.9	7.0	7.5	1.7	-	-	-	
骨及び運動器の疾患	3.4	3.5	2.2	3.9	4.1	1.7	14.4	15.9	-	
その他の疾患	23.9	23.9	23.2	26.8	25.9	35.5	21.6	18.6	50.0	

この表にかかげた病名は、安全衛生規則に規定されたものである。

第 23 表のとおり集計された結果によれば、全体の傾向は、全従業員、18 才以上 20 才未満及び 18 才未満の各 3 者とも消化器系の疾患が比較的多く、全体の約 5 分の 1 を占めている。次が呼吸器系疾患(除結核)神経系及び感覚器の疾患である。とくに 18 才未満の者は呼吸器系疾患(除結核)と消化器疾患の両者をあわせて 50 % をも占めている。その他 18 才未満の者の主な病名は骨及び運動器の疾患 (14.4 %)、全身病及びビタミン欠乏症 (12.8 %) で、結核性疾患は 1.6 % にすぎない。

次ぎに、死亡、重症、軽症に分けて、その主な病名をあげて、比較すれば次のとおりである。

第 24 表 病 名 別 比 率 (死 亡)

区 分	全 従 業 者			18才以上20才未満			18 才 未 満		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	100	100	100	100	100	100	100	100	-
伝染病及び寄生虫病	10.0	40.5	37.5	60.0	75.0	-	-	-	-
結核性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1.7	-	12.5	20.0	-	100	-	-	-
腫 瘍	1.7	1.9	-	-	-	-	-	-	-
全身病及びビタミン欠乏症	3.3	1.9	12.5	-	-	-	-	-	-
血液及び造血臓器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性中毒及びアルコール中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神経系及び感覚器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
循環器系の疾患	5.0	3.8	12.5	-	-	-	-	-	-
呼吸器系の疾患(除結核)	5.0	3.8	12.5	-	-	-	-	-	-
消化器系の疾患	21.7	25.0	-	20.0	20.0	-	100	100	-
泌尿性器系の疾患	3.3	19.3	-	-	-	-	-	-	-
皮膚及び疎性結合組織の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
骨及び運動器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 疾 患	18.3	-	12.5	-	-	-	-	-	-

a. 死 亡

死亡の主な病名は、その殆んどが結核性疾患によるものであり、その比率は全体の 40 % を占めている。次いで消化器系の疾患 (21.7 %)、である。循環器系、呼吸器系 (除結核) の各疾患は各々 5 %, 全身病及びビタミン欠乏症の疾患は 3.3 % となつている。

18 才未満の死亡者は消化器系の疾患によるもののみである。

b. 重 症

重傷とは 14 日以上欠勤したものである。第 25 表によれば、その主な病名は、全従業員及び 18 才以上 20 才未満の両者の場合は消化器系疾患 (前者 24.9 %, 後者 21.5 %) である。

18 才未満の重症者の病名の主なものは、骨及び運動器の疾患 (30 %) について呼吸器系の疾患 (除結核) (20 %) で、結核性疾患及び消化器系疾患は各々 10 % 程度である。

c. 軽 症

軽症とは 3 日以上 13 日迄の間に欠勤したものである。

第 25 表 病 名 別 比 率 (重 症)

区 分	全 従 業 者			18才以上20才未満			18 才 未 満		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
伝染病及び 寄生虫病	9.0	8.7	13.6	11.5	11.1	14.8	10.0	5.6	50.0
結核性疾患	0.4	0.4	-	1.0	1.1	-	-	-	-
性 病	2.0	2.1	0.8	0.3	0.4	-	5.0	5.6	-
そ の 他	6.6	0.6	0.8	1.0	1.1	-	-	-	-
腫 瘍	7.7	7.7	8.4	6.6	6.5	7.4	-	-	-
全身病及びビタミン欠乏症	0.8	0.8	1.2	0.7	0.4	3.7	-	-	-
血液及び造血臓器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性中毒及びアルコール中毒	11.0	11.1	9.6	5.9	5.7	7.4	-	-	-
神経系及び感覚器の疾患	2.4	2.4	2.4	4.2	3.1	14.8	-	-	-
循環器系の疾患	9.1	9.3	7.2	9.4	9.2	11.1	20.0	22.2	-
呼吸器系の疾患(除結核)	24.9	25.3	17.6	21.5	22.7	11.1	10.0	5.5	50.0
消化器系の疾患	1.9	1.6	8.4	3.5	3.4	3.7	-	-	-
泌尿性器系の疾患	6.9	7.1	2.4	8.0	8.4	3.7	-	-	-
皮膚及び疎性結合組織の疾患	3.7	3.8	2.4	5.2	5.4	3.7	30.0	33.3	-
骨及び運動器の疾患	19.6	19.1	25.2	21.2	21.5	18.5	25.0	27.8	-
そ の 他 の 疾 患									

第 26 表 病 名 別 比 率 (軽 症)

区 分	全 従 業 者			18才以上20才未満			18 才 未 満		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
伝染病及び 寄生虫病	0.6	0.6	1.3	0.6	-	-	-	-	-
結核性疾患	0.4	0.4	-	0.4	-	-	-	-	-
性 病	1.3	1.3	1.3	1.3	0.6	-	-	-	-
そ の 他	0.4	0.4	2.0	0.4	0.6	3.2	-	-	-
腫 瘍	8.0	8.0	9.4	8.0	9.0	12.9	15.4	17.0	-
全身病及びビタミン欠乏症	0.5	0.4	2.7	0.5	-	-	-	-	-
血液及び造血臓器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性中毒及びアルコール中毒	9.3	9.6	2.7	9.3	7.2	3.2	-	-	-
神経系及び感覚器の疾患	2.3	2.2	3.4	2.3	1.9	-	-	-	-
循環器系の疾患	13.4	13.1	21.5	13.4	13.7	12.9	30.8	29.8	40.0
呼吸器系の疾患(除結核)	23.9	24.0	22.1	23.9	23.7	32.9	21.2	23.4	-
消化器系の疾患	1.6	1.4	7.4	1.6	3.4	3.2	-	-	-
泌尿性器系の疾患	6.7	6.8	4.0	6.7	6.9	-	-	-	-
皮膚及び疎性結合組織の疾患	3.2	3.2	2.0	3.2	4.0	6.5	11.5	12.8	-
骨及び運動器の疾患	28.4	28.6	20.2	28.4	29.0	45.2	21.1	17.0	60.0
そ の 他 の 疾 患									

軽症者の主な病名は、全従業員及び 18 才以上 20 才未満の両者は消化器系の疾患(両者各 23.9 %)と呼吸器系疾患(両者各 13.4 %)である。

18 才未満の者の軽症者の主な病名は、呼吸器系疾患(除結核)で、その比率は 30.8 % を占め、次いで消化器系疾患(21.2 %)、全身病及びビタミン欠乏症(15.4 %)、骨及び運動器疾患(11.5 %)である。

(3) 勤続年数別による疾病状況

前項で病名の概要についてふれたが、本項は疾病者の勤続年数についてその比較をこころみたものである。

第 27 表 年齢別、疾病程度別、勤続年数別疾病比率(総計)

区 分	計			18才以上20才未満			18 才 未 満		
	計	死亡	重症	計	死亡	重症	計	死亡	重症
計	100	100	100	100	100	100	100	-	100
6 カ月未満	5.7	-	5.7	30.2	50.0	29.9	20.0	-	20.0
1 年 "	8.7	3.7	8.8	26.0	-	26.5	60.0	-	60.0
2 " "	12.3	7.4	12.4	20.9	25.0	20.9	20.0	-	20.0
3 " "	13.9	20.4	13.8	7.0	-	7.1	-	-	-
4 " "	14.0	9.3	14.1	5.1	-	5.2	-	-	-
5 " "	14.5	14.8	14.4	7.0	-	7.1	-	-	-
10 " "	17.6	22.2	17.5	3.8	25.0	3.3	-	-	-
10 年 以 上	13.3	22.2	13.3	-	-	-	-	-	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 27 表のとおり、全従業

員の場合の傾向は、勤続年数 4 年 (14.0 %) 及び 5 年 (14.5 %) の勤続者が多く、次いで 1 年未満 (6 カ月未満も含む) (14.4 %), 3 年 (13.9 %)、2 年 (12.3 %) の順となつてゐる。

18 才以上 20 才未満の場合は 1 年未満が 56.2 % (6 カ月未満 30.2 %、6 カ月以

上 1 年未満 26.2 %) を占め、次いで 2 年未満が 20.9 % となつてゐる。

18 才未満の者は 1 年未満の者が 80 % を占め、この中 6 カ月未満者が 20 % となつてゐる。従つて 6 カ月以上 1 年未満の者が 60 % を占めているわけである。次いで 2 年未満 (20 %) の者となつてゐる。

次ぎに死亡、重症別に、疾病者の勤続年数の比較をすれば次ぎのとおりである。

a. 死 亡

死亡者の勤続年数については、全従業員の傾向は 2 年以上 3 年未満の者が最も多く、全体の 20 % を占め、次いで 4 年以上 5 年未満の者 (14.8 %) となつてゐる。

18 才以上 20 才未満の場合は、6 カ月未満の者だけで 50 % を占め、次いで 1 年以上 2 年未満の者となつてゐる。

18 才未満の死亡者は皆無である。

b. 重 症

重症者の勤続年数は全従業員の場合は 1 年未満の者 (14.5 %) についで 4 年以上 5 年未満の者 (14.4 %) と 3 年以上 4 年未満の者 (14.1 %) の両者が比較的高率となつており、次に 2 年以上 3 年未満の者 (13.8 %) となつてゐる。

18 才以上 20 才未満の者については 1 年未満の者が全体の 56.4 % を占め、次いで 1 年以上 2 年未満の者 (20.9 %) となつてゐる。

18 才未満の者は 1 年未満が全体の 80 % で、1 年以上 2 年未満の者が 20 % となつてゐる。

(4) 坑内坑外別による勤続年数別疾病状況

坑内坑外別に勤続年数による疾病状況を比較すれば、全従業員については、坑内は 1 年未満の者が最も高率 (15.1 %) で、次いで 4 年以上 5 年未満の者 (14.3 %) となつてゐるが、坑外は 3 年以上 4 年未満及び 5 年未満の各年の者が比較的高率 (両者とも 14.9 %) を示している。

死亡者については、坑内は 4 年以上 5 年未満の者の死亡率が高い (25.9 %) が、坑外は 2 年以上 3 年

第 28 表 坑内、坑外別、勤続年数別、疾病比率（総数）

区 分	坑 内									坑 外								
	計			死 亡			重 症			計			死 亡			重 症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	100	100	-	100	100	-	100	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100
6 ヶ月未満	5.8	5.8	-	-	-	-	5.8	5.8	-	5.3	5.2	4.2	-	-	-	5.5	5.9	4.4
1 年 "	9.3	9.3	-	-	-	-	9.4	9.4	-	6.6	6.3	7.4	7.4	10.0	-	6.5	6.1	7.7
2 " "	12.5	12.5	-	11.1	11.1	-	12.5	12.5	-	11.8	11.7	12.2	5.7	5.0	-	12.2	12.0	12.6
3 " "	14.1	14.1	-	11.1	11.1	-	14.1	14.1	-	12.8	11.5	16.4	29.7	25.0	42.8	12.5	11.4	15.4
4 " "	13.8	13.8	-	7.4	7.4	-	13.8	13.8	-	14.9	13.7	18.0	11.1	5.0	28.6	15.0	14.1	17.6
5 " "	14.3	14.3	-	25.9	25.9	-	14.2	14.2	-	14.9	15.1	14.3	3.7	-	14.3	15.4	15.8	14.3
10 " "	16.3	16.3	-	76.9	76.9	-	16.3	16.3	-	22.3	22.0	23.3	18.5	20.0	14.3	22.4	22.0	23.6
10 年以上	13.9	13.9	-	18.6	18.6	-	13.9	13.9	-	11.4	14.0	4.2	25.9	35.0	-	10.5	12.7	4.4

未満の死亡率（29.7 %）が高くなっている。なお坑外に 1 年未満の者の死亡者がみられた。

重症者については、坑内は 1 年未満の者（15.2 %）が最も高く、ついで 4 年以上 5 年未満の者（14.2 %）となつてゐるが、坑外は 4 年以上 5 年未満の者（15.4 %）が最も高く、次いで 3 年以上 4 年未満の者（15.0 %）となつてゐる。

以上は全従業員について述べたわけであるが、つぎに 18 才以上 20 才未満の者のみについて坑内、坑外の勤続年数別にみた疾病状況を比較する。

第 29 表 坑内坑外別、勤続年数別疾病比率（18 才以上 20 才未満）

区 分	坑 内									坑 外								
	計			死 亡			重 症			計			死 亡			重 症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	100	100	-	-	-	-	100	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100
6 ヶ月未満	38.1	38.1	-	-	-	-	38.1	38.1	-	17.3	18.0	15.0	50.0	66.7	-	15.6	15.5	15.8
1 年 "	29.9	29.9	-	-	-	-	29.9	29.9	-	19.8	19.7	20.0	-	-	-	20.8	20.7	21.1
2 " "	19.4	19.4	-	-	-	-	19.4	19.4	-	23.4	24.6	20.0	25.0	33.3	-	23.4	24.1	21.1
3 " "	5.2	5.2	-	-	-	-	5.2	5.2	-	9.9	6.6	20.0	-	-	-	10.4	6.9	21.0
4 " "	3.0	3.0	-	-	-	-	3.0	3.0	-	8.6	8.2	10.0	-	-	-	9.0	8.6	10.5
5 " "	3.0	3.0	-	-	-	-	3.0	3.0	-	13.6	18.0	-	-	-	-	14.3	11.0	-
10 " "	1.5	1.5	-	-	-	-	1.5	1.5	-	7.4	4.9	15.0	25.0	-	100	6.5	5.2	10.5
10 年以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 29 表に示されている通り、坑内の疾病は 1 年未満の者で 68.0 % を占め、ついで 1 年以上 2 年未満の者（19.4 %）となつてゐるが、坑外は 1 年未満の者は 37.1 %、ついで 1 年以上 2 年未満の者の 23.4 % となつてゐる。1 年未満の者の疾病率が、坑内は坑外に比してやや 2 倍の高率を示している事は注目される。

（なお 18 才未満の坑内労働は禁止されているので、坑内、坑外の比較は出来ない）

(5) 性別による疾病状況

男女の差異について比較すれば、全従業員の場合は男子は 1 年未満の者 (15.5 %) が最も高く、ついで

第 30 表 年齢別、性別勤続年数別疾病比率 (総計)

区 分	計						18 才以上 20 才未満						18 才 未 満					
	計		死 亡		重 症		計		死 亡		重 症		計		死 亡		重 症	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	-	100	100
6 カ月未満	5.7	4.2	-	-	5.8	4.4	31.8	15.0	66.7	-	31.3	15.7	25.0	-	-	-	25.0	-
1 年 "	8.8	7.4	4.3	-	8.9	7.7	26.7	20.0	-	-	27.1	21.1	50.0	100	-	-	50.0	100
2 " "	12.4	12.2	8.5	-	12.4	12.6	21.0	20.0	33.3	-	20.8	21.1	25.0	-	-	-	25.0	-
3 " "	13.7	16.4	17.0	42.8	13.7	15.4	5.6	20.0	-	-	5.7	21.1	-	-	-	-	-	-
4 " "	13.7	18.0	6.4	28.6	13.8	17.6	4.6	10.0	-	-	4.7	10.5	-	-	-	-	-	-
5 " "	14.5	14.3	14.9	14.3	14.5	14.3	7.7	10.0	-	-	7.8	-	-	-	-	-	-	-
10 " "	17.3	23.3	23.4	14.3	17.2	23.6	2.6	15.0	-	100	2.6	10.5	-	-	-	-	-	-
10 年以上	13.9	4.2	25.5	-	13.7	4.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 年以上 5 年未満の者 (14.5 %) となつてゐるが、女子は 3 年以上 4 年未満の者 (18.0 %) が最も高く、ついで 2 年以上 3 年未満の者 (16.4 %) となつてゐる。

18 才以上 20 才未満の者については、男女共に 1 年未満の者 (男子 58.5 % 女子 35.0 %) が高率となつてゐる。18 才未満の者では、男子は 1 年未満の者が 75 % で、これについて 2 年未満 (25 %) の者となつてゐるが、女子は 1 年未満の者で 100 % を占めてゐる。

以上疾病状況についてふれて来たが、18 才未満の者のみについて要約すれば次の諸點である。

1. 比較的高率の疾病は消化器系疾患及び呼吸器系疾患 (除結核) である。
2. 罹病者の勤続年数は 1 年未満の者が 80 % で、2 年未満の者は 20 % である。
3. 男子は 1 年未満の者 75 %、2 年未満 25 %、女子は 1 年未満の者のみで 100 % となつてゐる。

9. 設 教 育 施

1. 教育施設を有する事業場は 3 事業場である。
2. 又この教育施設の種類の種類は各都道府県に該当し、定時制高等学校に該当する施設は皆無である。

第 31 表 教育施設の種類の種類

区 分	各種学校	定 時 制 高 等 学 校	そ の 他
計	3	-	-
A 事業場	1	-	-
B " "	1	-	-
D " "	1	-	-

(注) C 事業場は教育施設なきため、表から除外、以下同じ。

第 32 表 教 育 目 的

区 分	技術教育	普通教育	家庭科	評 裁 科
計	3	-	-	-
A 事業場	1	-	-	-
B " "	1	-	-	-
D " "	1	-	-	-

3. 教育の目的は前表の通り、技術教育をその目的としている。なお A 事業場には、この 6 カ月の修養年限をもつ技能養成所の他に、職業学校 (男子) の 3 年制、と家政女学校 (女子) 3 年制とがあるが、いず

れも直接会社に雇傭関係のないものを入学資格とし、いわゆる普通教育をもつて、その目的としているものである。対象から除外した。

4. 各教育施設の修業年限は、右表の通り6カ月のもの、1年のものの他に4カ年の課程を修了したのち専攻科（1年）進むものの3種類ある。

5. 技能養成工数については、第34表に示されている通り（いずれも男子のみ）A事業場、D事業場は30名たらずの生徒数であるが、B事業場は651名の技能養成工を有している。

この技能養成工数を各事業場の20才未満男子労働者の割合で比較すれば、A事業場は9.4%に該当し、B事業場は62.5%、D事業場は3.4%の比率となつてゐる。従つて3事業場の20才未満男子労働者全体の34.4%が、この教育施設で学ぶ技能養成工の占める割合である。

次に年齢別に比較すれば、（A及びD事業場の生

第33表 技能教育修了年限

区 分	修 了 年 限
A 事業場	6 ヵ月
B "	4 ヵ年。その上に専攻科1年がある
D "	1 ヵ年

第34表 学年別技能養成工数

区 分	計	6 ヵ月	1 年	2 年	3 年	4 年	専攻科
計	695	18	210	95	76	116	180
A 事業場	18	18	-	-	-	-	-
B "	651	-	184	95	76	116	180
D "	26	-	26	-	-	-	-

第35表 20才未満男子労働者全体に
對する技能養成工のしめる比率

計	34.4
A 事業場	9.4
B "	62.5
D "	3.4

第36表 年齢別技能養成工数

区 分	計	15才	16才	17才	18才	19才
計	695	210	95	76	298	16
A 事業場	18	-	-	-	2	16
B "	651	184	95	76	296	-
D "	26	26	-	-	-	-

第37表 年齢別技能養成工数比率

区 分	計	15才	16才	17才	18才	19才
計	100	30.2	13.7	10.9	42.9	2.3
A 事業場	100	-	-	-	11.1	98.9
B "	100	28.3	14.6	11.7	45.4	-
D "	100	100	-	-	-	-

徒数に比して、B事業場の生徒数が多いので、これによつて左右される率が多くなるが、この限りにおいての比較である。）18才が最も多く、次いで15才、16才、17才の順となつてゐる。

6. 技能教育修了後の一定期間の労働義務の有無については、3事業場ともとくにこの點の規定はない。

7. 次に修了後一般工員との間に特別待遇の恩典があるかどうかについては、A事業場だけ、技能給が一般工より3年～4年の開きをつけるという他は、各事業場とも特別の規定はないという事になつてゐる。

8. 技能教育の必要性については、各事業場とも必要である事を主張している。

第二部 個人調査

一 調査の目的

第一部目的の項参照

二 調査の方法

(イ) 第1部において、事業場を対象とした調査結果を報告したが、第2部では質問票に年少労働者自身で回答を記入してもらった結果を報告する。なお、調査にあつては年少労働者以外の人は入室を遠慮してもらつて、調査の正確を期した。

(ロ) 本調査人員365名は、調査当日出勤していた者のうち、作業に支障のない者だけにとどめたので、「第1部 事業場調査」の在籍労働者数とは合致しない。

(ハ) 従来、この個人調査では18才未満の年少労働者が対象であつたが、今回は18才以上20才の者も調査対象とした。

(ニ) 調査の期間は昭和27年5月から6月までの期間で、調査の対象事業場は北海道、福島、山口、福岡の4県から4事業場を選んだ。

三 調査の結果

問 1	あなたの性別は	男	女
問 2	あなたの年齢は	才	

第1表 調査人員

区 分	合 計			男			女		
	計	坑 内	坑 外	計	坑 内	坑 外	計	坑 内	坑 外
合 計	(5) 365	(1) 271	(5) 94	(1) 343	(1) 271	72	(5) 22	-	(5) 22
15 才	12	-	12	12	-	12	-	-	-
16 才	9	-	9	9	-	9	-	-	-
17 才	26	-	26	21	-	21	5	-	5
18 才	(5) 128	108	(5) 20	120	108	12	(5) 8	-	(5) 8
19 才	170	149	21	163	149	14	7	-	7
20 才	(1) 20	(1) 14	6	(1) 18	(1) 14	4	2	-	2

(註) (イ) 括弧内は臨時労働者数を示す。(外数)

(ロ) 本票における労働者数は20才以下の者のみである。以下同じ。

前記の調査方法によつて把握した労働者数は第1表の如く365名(臨時労働者6名除外)で、在籍労働者の14.5%である。(第2表参照)

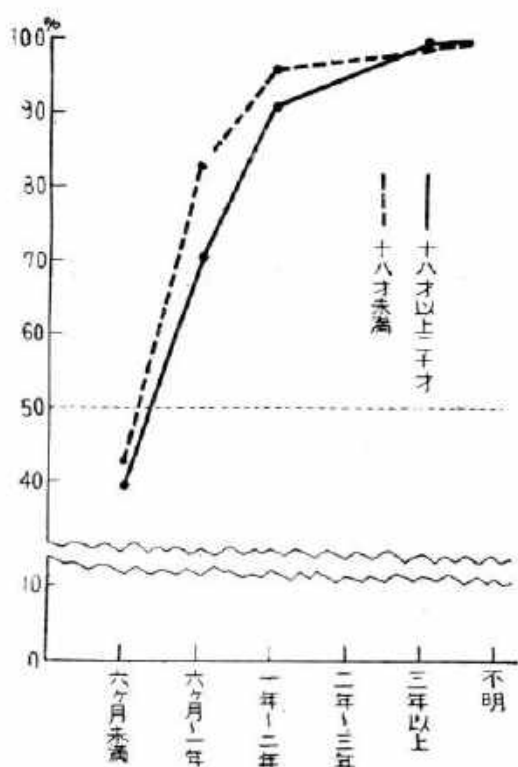
第2表 個人調査および事業場調査
労働者数の割合

区 分	個人調査 (a)	事業場調査 (A)	割合($\frac{a}{A}$)
計	345	2,381	14.5
15才	12	147	8.2
16才	9	206	4.4
17才	29	182	14.3
18才	128	690	18.6
19才	170	1,156	14.7

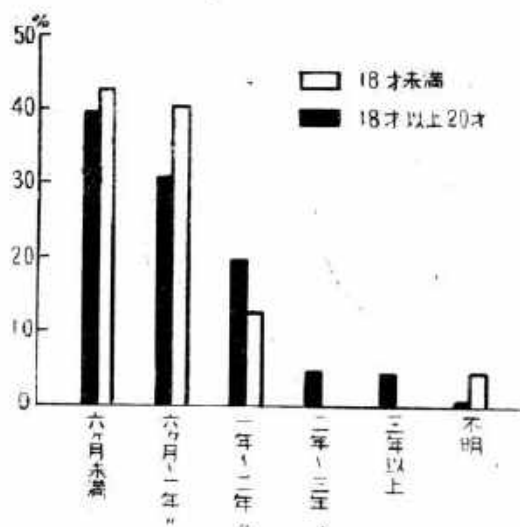
(注) 事業場調査においては、20才以上の者は調査していないため、対比できなかった。

問 3 あなたは、いつこの会社に入りましたか

第1図 勤続年数別、労働者数



第2図 勤続年数別、労働者の累積分布図



18才未満と18才以上20才との二つの年齢層に大別して、両者の勤続年数を比較すると、両者に共通した傾向としては、(イ)6ヵ月未満の勤続者を最高として、勤続年数が長くなるにしたがつて、労働者数は減少の傾向を示している。(第3表および第1図参照)(ロ)累積度についてみると、1年未満の勤続者が18才未満では82.9%、18才以上20才では70.5%で、いずれも、ほぼ3分の2以上を占めている。(第3表および第2図参照)両者の傾向の著しい差異は18才未満に2年以上の勤続者が皆無であることである。

18才未満の勤続年数分布を他産業(婦人少年局、昭和26年調査—機械器具製造業および金属工業)

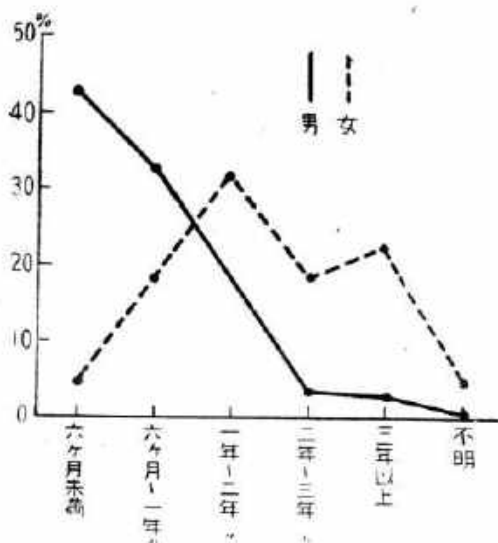
第3表 勤続年数別労働者数および累積比

区 分	18 才 未 満			18 才 以 上 20 才		
	実 数	%	累 積 比	実 数	%	累 積 比
総 数	47	100.0	100.0	318	100.0	100.0
6 カ月未満	20	42.6	42.6	126	39.6	39.6
6 カ月～1年	19	40.3	82.9	98	30.9	70.5
1 年～2年	6	12.8	95.7	63	19.8	90.3
2 年～5年	-	-	-	15	4.7	95.0
5 年 以 上	-	-	-	14	4.4	99.4
不 明	2	4.3	100.0	2	0.6	100.0

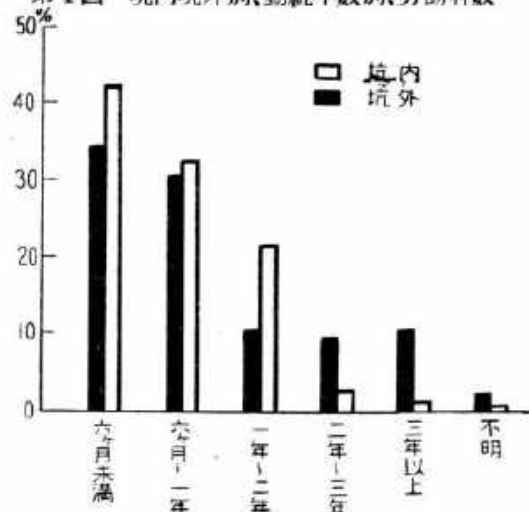
第4表 男女別勤続年数別労働者数および累積比

区 分	実 数		%		累 積 比	
	男	女	男	女	男	女
総 数	343	22	100.0	100.0	100.0	100.0
6 カ月未満	145	1	42.3	4.6	42.3	4.6
6 カ月～1年	113	4	32.9	18.2	75.2	22.8
1 年～2年	62	7	18.1	31.7	93.3	54.5
2 年～3年	11	4	3.2	18.2	96.5	72.7
3 年 以 上	9	5	2.6	22.7	99.1	95.4
不 明	3	1	0.9	4.6	100.0	100.0

第3図 男女別、勤続年数別、労働者数



第4図 坑内坑外別、勤続年数別、労働者数



いるのに対して、女子の場合は1年以上2年未満の勤続者を山として、勤続年数の長い者が比較的多い。

(ロ) 6カ月未満の勤続者だけについてみると、男子 42.3 %で約半数に達しているのに対して、女子はわずかに 4.6 %にすぎない。

(ハ) 累積比については、女子は2年未満の者で漸く過半数の 54.5 %に対して、男子は 93.3 %である。

坑内、坑外労働者の勤続年数別労働者の割合は第5表および第4図の如くである。

と比較すると、炭鉱業では、2年以上の勤続者は皆無であるのに対して、機械器具製造業では 9.0 % (3年 7.0 %、4年 0.8 %、5年 1.2 %) 金属工業 26.0 % (3年 14.1 %、4年 8.9 %、5年 3.0 %) である。

男女差の著しい傾向は、(この場合、18才未満と18才以上20才の両者を合計したものである) 第5表および第3図の如くである。

すなわち、

(イ) 男子では6カ月未満の勤続者を最高として、勤続年数が長くなるにしたがつて労働者数は減少傾向を示して

第 5 表 坑内坑外別勤続年数別労働者および累積比

区 分	実 数		%		累 積 比	
	坑 内	坑 外	坑 内	坑 外	坑 内	坑 外
総 数	271	94	100.0	100.0	100.0	100.0
6 カ月未満	114	32	42.1	34.1	42.1	34.1
1 カ月～1 年	88	29	32.5	30.8	74.6	64.9
1 年～2 年	56	11	21.4	11.7	96.0	76.6
2 年～3 年	6	9	2.2	9.6	98.2	86.2
3 年 以 上	3	11	1.1	11.7	99.3	97.9
不 明	2	2	0.7	2.1	100.0	100.0

問 4 あなたは現在常雇ですか。臨時雇ですか。 ○常雇 ○臨時雇

(この項は臨時労働者僅少のため除外)

問 5 あなたの仕事は坑内労働ですか、坑外労働ですか。そしてその職名はなんと云いますか。○坑内(職名) ○坑外(職名)

女子および年少者は労働基準法によつて坑内労働が禁止されている。したがつて女子および年少者の職場は、必然的に坑外のみに限定されている。

第 6 表 坑外職種別労働者数

区 分		総 数	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑 夫	習技生	不 明
年 齢 層 別	実 数	18才未満	47	-	-	4	4	1	6	32
		18才以上	47	3	13	-	2	2	27	-
	%	18才未満	100	-	-	8.5	8.5	2.1	12.8	68.1
		18才以上	100	6.4	27.6	-	4.3	4.3	57.4	-
性 別	実 数	男	72	1	13	4	6	3	13	32
		女	22	2	-	-	-	-	20	-
別	%	男	100	1.4	18.1	5.6	8.3	4.2	18.1	44.3
		女	100	9.1	-	-	-	-	90.9	-

特別教育を施しているものであるが、基準法改正(16才以上の男子に係る第64條の坑内労働の禁止について命令で別段の定がされる)と関連して、ますます増加し、且つその教課内容も充実されることが予想される。

(ロ) 女子の職種は、90.9%が雑夫(主に、事務員、看護婦、売店の売り、倶楽部の賭結等)であり、その他は選炭夫に 9.1%を占めるにすぎず、炭鉱業では女子の職場が如何に少いかが窺えよう。

(ハ) 坑内労働は、18 才以上の成年労働者の独占場であり、したがつて坑内職種の全般に従事しているが、中でも掘進夫(26.2%)採炭夫(23.5%)仕繰夫(21.8%)は目立つて多く、いわゆる直接夫は坑内労働者の 72.2%を占めている。

(注) 昭和 26 年度版、石炭労働年鑑によれば 25 年度中の直接夫は大体 72.0%である。

又坑外作業では、機械夫、習技生を除く他の職種に従事しているが、中でも雑夫(事務員、運転手、守衛等)と運搬夫に多いのが目立つ。

(イ) 18 才未満の年少者は、68.1%が習技生であつて 12.8%は雑夫として補助的作業に従事し、他は機械及び工作夫がそれぞれ 8.5%、電気夫 2.1%である。習技生については、調査 4 事業場のうち、1 事業場だけにみられたもので、これは技能修得を目的として

問 6 あなたは今両親や家族と一緒に住んでいますか。

○住んでいる

○住んでいない

第 7 表 家 族 と 同 居 の 有 無

区 分	実 数				%			
	総 数	同居して いる者	同居して いない者	不 明	総 数	同居して いる者	同居して いない者	不 明
坑外	271	85	180	6	100	31.4	66.4	2.2
坑内	94	73	21	-	100	77.7	22.3	-
年層	47	44	3	-	100	93.6	6.4	-
年齢別	318	114	198	6	100	35.8	62.3	1.9
性 男 子	343	146	191	6	100	42.6	55.7	1.7
別 女 子	22	12	10	-	100	54.5	45.5	-

炭鉱労働は地下作業を主体として、一般の地上労働とは著しく性質が異り（危険作業の多いことや労働の強度等）しかも坑内作業の機械化の困難から労働力への依存度が大きいために、坑内労働の賃金は一般産業（特に地上労働）

に比して高いのが通例であつて、このため農村等からの出稼者が多いことは一般に知られた傾向である。本調査でも坑内、坑外別にみると、坑内労働に従事する者の 66.4 % は両親もしくは家族と同居していない者で、（坑外労働者は 22.3 % が家族と不同居）出稼者と看做される傾向の多いことを示している。

又、年齢別にみた場合、18 才以上の者では、家族と不同居の者が 62.3 % を占めるに對して、18 才未満の年少者は、わずかに 6.4 % で、93.6 % の大部分の者は家族と一緒に住んでいる。（第 7 表参照）

問 7 あなたが最後に出た学校はどこですか。 ○小学校 ○高等小学校 ○中学校 ○高等学校 ○定時制高等学校 ○卒業 ○中退

問 8 現在学校に行つていますか。 ○行つてゐる——どんな学校ですか。
() ○行つていない。

第 8 表 学 歴

区 分	実 数							%						
	総 数	小学校	高等 小学校	中学校	高等 学校	定時制 高校	不 明	総 数	小学校	高等 小学校	中学校	高等 学校	定時制 高校	不 明
年層	47	-	-	47	-	-	-	100	-	-	100	-	-	-
年齢別	318	20	139	113	39	4	3	100	6.3	43.7	35.5	12.3	1.2	1.0
性 男 子	343	20	133	146	37	4	3	100	5.8	38.8	42.6	10.8	1.1	0.9
別 女 子	22	-	6	14	2	-	-	100	-	27.3	63.6	9.1	-	-
坑外	271	19	119	96	32	2	3	100	7.0	43.9	35.4	11.8	1.1	0.8
坑内	94	1	20	64	7	2	-	100	1.1	21.3	68.1	7.4	2.1	-

(イ) 年齢層別には、18 才未満の者は 100 % が中学校卒業者で占められており、現在上級学校（定時制高校）に通学中の者が 29.8 % を占めている。18 才以上の者は、不明者を除いては義務教育課程は修了していることは前者と同様であるが、上級学校卒業者は 13.5 % を占めている。さらに現在定時制高校、洋裁学校に通学中の者、あるいは通信教育で学んでいる者など 5.0 % がある。

(ロ) 性別には、上級学校卒業者は男子 11.9 %、女子 7.9 % で男子の方が若干教育程度は高い。しかし、

第9表 通学の有無

区 分	総 数	通学している者				通 学 し て い な い 者	不 明
		計	定時制 高 校	洋 裁	通 信 教 育		
年 層	18 才 未 満	47	14	14	-	-	33
齢 別	18 才 以 上	318	16	12	2	2	289
性 別	男 子	343	27	25	-	2	303
	女 子	22	3	1	2	-	19
坑 内	坑 内	271	11	10	-	1	248
坑 外	坑 外	94	19	16	2	1	74

現在上級学校就学中の者は坑内 4.1% に対して坑外 20.2 % である。坑外労働者に就学中の者が多いのは、労働条件（勤務時間の関係等）あるいは職場環境等の影響にもとづくものであろう。

問 9 学校を卒業又は中退してから、この会社につとめるまで、どのくらいの期間がありましたか。

問 10 そして、その間は主にどんなことをしてすごしましたか。

○他のところで働いていた （どんな仕事でしたか）

○家の手伝をしていた （どんな仕事でしたか）

○別にこれということなしにぶらぶらしていた

○補導所に通っていた

○その他（何をしましたか）

第10表 会社につとめるまでの期間別人員数及び比率

区 分	合 計		坑 内				坑 外			
			18 才 未 満		18才以上20才以下		18 才 未 満		18才以上20才以下	
合 計	365	100	-	-	271	100	47	100	47	100
1 カ 月 未 満	65	17.9	-	-	30	11.1	22	46.8	13	27.7
1 カ月以上3 カ月未満	13	3.6	-	-	-	-	6	12.8	7	14.9
3 カ月以上6 カ月未満	6	1.7	-	-	2	0.7	3	6.4	1	2.1
6 カ月以上1 年 未 満	14	3.8	-	-	6	2.2	5	10.6	3	6.4
1 年 以 上2 年 未 満	43	11.8	-	-	26	9.6	11	23.4	6	12.8
2 年 以 上3 年 未 満	77	21.1	-	-	72	26.6	-	-	5	10.6
3 年 以 上	125	34.2	-	-	113	41.7	-	-	12	25.5
不 明	22	6.0	-	-	22	8.1	-	-	-	-

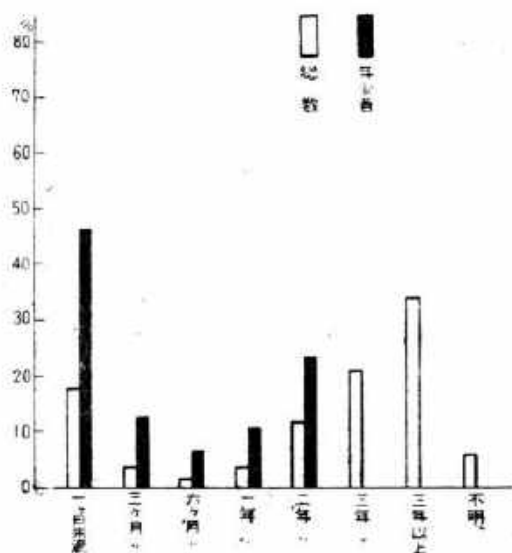
卒業してから現在の職につくまでの間に、ある者は卒業して学校の門から工場の門へ直結したものもあるであろうが、ある者は就職難のために何月も就職できなかつたり、ある者は一旦職についたものの、離職し、現在の職についた者等、各人各様の経路を辿っていることであろう。いま、卒業して現在の会社につとめるまでの期間についてみよう。

（イ）総数では、最も多いのは3年以上で、34.2%を占め、最低は3カ月～6カ月 1.7%であつて、卒業

現在上級学校に就学中の者は、男子 7.9%に対して女子 13.6%で女子の方が多く、したがつて、男女の教育差はさ程顕著にあらわれていない。

（ハ）坑内、坑外別には上級学校（高等学校）卒業者は坑内 12.9%、坑外 9.5%で、

第5図 会社につとめるまでの期間別労働者数



して1カ月未満で現職に就職した者は 17.8 %を占めている。

(ロ) 年少者の場合は、2年以上経過している者は皆無であつて、最も多いのは、1カ月未満の者 46.8 %、最も少ないのは3カ月～6カ月の者 6.4 %である。(第10表及び第5図参照)では、学校を卒業してから現職につくまでどうしていたか。

1 総数では、家で働いていた者が過半数の 51.7 %を占め、他に雇われていた 3.1 %ぶらぶらしていた 17.0 %補導所に通つていた 0.3 %である。ぶらぶらしていた者 17.0 %は案外に少数であるが、家で働いていたもの 51.7 %の中にもこれに似たようなものが相当含まれているのではなからうか。

2 年少労働者では、ぶらぶらしていた者が 51.1 %を占め、これらの大部分は1カ月未満で現職についている。次に他に雇われていた者が 32.6 %、家で働いていた者 16.3 %で、意外に少く、又、補導所に行つていた者は皆無である。

第11表 学校を卒業してから現在の職につく間していたこと

区 分	実 数					比 率				
	合 計	他に雇われていた	家で働いていた	補導所に通つていた	ぶら／＼していた	合 計	他に雇われていた	家で働いていた	補導所に通つていた	ぶら／＼していた
合 計	329	102	170	1	56	100	31.0	51.7	0.3	17.0
1 カ月 未 満	59	2	8	-	49	100	3.4	13.6	-	83.0
1 カ月以上3 カ月未満	11	4	4	-	3	100	36.4	36.4	-	27.2
3 カ月以上6 カ月未満	6	2	4	-	-	100	33.3	66.7	-	-
6 カ月以上1 年 未 満	12	5	5	-	2	100	41.7	41.7	-	16.6
1 年 以 上2 年 未 満	40	20	20	-	-	100	50.0	50.0	-	-
2 年 以 上3 年 未 満	76	27	46	1	2	100	35.5	60.6	1.3	2.6
3 年 以 上	125	42	83	-	-	100	33.6	66.4	-	-

(注) 調査人員 365 名中、期間及び理由不明の者 36 名は本表から除外した。

(第12表と関連ある)

問 11 今の作業を覚えるのに特別の指導を受けましたか。

○特別の指導期間があつた。(期間)

○すぐ現場に入つて経験者から作業指導を受けた。

○別に作業指導はなかつた。

第12表 学校を卒業してから現在の職につくまでの間の仕事の種類

この表は、前の第11表につづくものである。

(18才未満)

区 分	合 計	実 数										比 率				
		他に雇われていた						家で働いていた				合 計	他に雇われていた	家で働いていた	ぶら／＼していた	補導所に通っていた
		小 計	土木人夫	事務員	菓子製造	機械工	製材業	小 計	家事労働	農業	指導所に通っていた					
合 計	43	14	7	3	2	1	1	7	5	2	22	100	32.6	16.3	51.1	-
1 カ月未満	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	100	-	-	100	-
1カ月以上3カ月未満	5	3	2	1	-	-	-	2	-	2	-	100	60.0	40.0	-	-
3カ月以上6カ月未満	3	1	-	-	-	-	1	2	2	-	-	100	33.3	66.7	-	-
6カ月以上1年未満	4	3	-	2	1	-	-	-	-	-	1	100	75.0	-	25.0	-
1年以上2年未満	10	7	5	-	1	1	-	3	3	-	-	100	70.0	30.0	-	-

(註) 18才未満の調査人員 47 名中理由不明の者 4 名は本表から除外した。

第13表 準備教育の有無別、職種別、坑内労働者数比率

区 分	計	採炭夫	充填夫	仕繰夫	掘進夫	運搬夫	機械夫	雑夫	不明
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別の指導期間有り	63.2	57.8	-	72.9	71.8	36.4	60.0	50.0	-
現場で直接受けたべつに教育されなかった	22.4	26.6	50.0	10.2	21.1	54.5	40.0	33.3	-
不 明	12.7	5.6	50.0	16.9	7.1	9.1	-	16.7	-
不 明	1.7	-	-	-	-	-	-	-	100

(註) (1) 回答者 228 名

(2) 坑内労働者のみであるため、すべて 18 才以上 20 才の男子である。

第14表 特別の指導期間別、職種別、坑内労働者数比率

区 分	計	採炭夫	充填夫	仕繰夫	掘進夫	運搬夫	機械夫	雑夫	不明
計	100	100	-	100	100	100	100	-	100
1 日	4.9	8.1	-	4.7	3.9	-	-	-	-
3 日	75.0	75.7	-	83.7	66.6	75.0	100	-	66.6
7 日	7.6	2.7	-	4.7	11.8	25.0	-	-	16.7
14 日	5.6	5.4	-	-	9.9	-	-	-	16.7
1 カ月	1.2	-	-	2.3	-	-	-	-	-
3 カ月	1.2	-	-	2.3	-	-	-	-	-
6 カ月	1.4	-	-	-	3.9	-	-	-	-
1 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	4.1	6.1	-	2.3	3.9	-	-	-	-

(註) (1) 回答者 114 名。

(2) 坑内労働者のみであるため、すべて 18 才以上 20 才の男子である。

新規の採用者を直ちに作業特に坑内の労働に従事させることは、極めて危険であり、且つ非能率的でもあるので炭鉱では一般に採用後適當の期間準備教育を行つてゐるのが通常であるが、その状況は次の如くである。

(註) 習熟生 75 名は、各種にわたる技能を3カ年以上の年限をもつて習得しているので、この質問に該当せず、除外。

(イ) 坑内労働者の場合

炭鉱業の主体は、しばしば前述したとおり坑内労働であつて、一般産業の地上労働とは異つた条件にあるため、準備教育は最も必要である。

(註) 女子及び年少労働者皆無の為、18才～20才の男子のみ調査対象となつてゐる。

回答者 228 名についてみると、

1 総数では、「特別の教育期間有り」63.2%「現場で働きながら実地教育を受けた」22.4%「何んの教育も受けず直ちに作業をした」12.7%「その他不明」1.7%で、何らかの準備教育を受けたことのある者は85.6%を占めていることになる。

2 これを職種別についてみれば、何らかの準備教育を受けた者（特別の指導期間があつた者と、現場教育を受けた者）が、最も多い職種は機械夫が最高で100%、掘進夫92.9%、運搬夫90.9%、採炭夫84.4%、雑夫83.3%、仕繰夫83.1%で、充填夫の50%（被調査者2名）が最低となつていて、坑内労働者の大部分が何らかの準備教育を受けている。

3 さらに一定の期間特別の指導を受けた者144名について、期間別の労働者数割合をみると、3日の者が最高で75%を占め、1週間の者7.6%、2週間の者5.6%で、2週間以下の者の合計は、93.1%を占めることになり、大部分が、きわめて短期間の教育を受けているにすぎなく、1カ月以上の者は3.8%である。（6カ月以上教育を受けている者は皆無）。

第15表 準備教育の有無別、職種別、坑外労働者数比率

区 分	計	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑夫
計	100	100	100	100	100	100	100
特別の指導期間有り	33.9	-	23.0	75.0	66.7	66.7	33.3
現場で直接受けた	24.2	33.3	-	25.0	-	-	33.3
べつに教育されなかつた	32.3	66.7	30.8	-	33.3	33.3	33.3
不 明	9.6	-	46.2	-	-	-	-

第16表 特別の指導期間別、職種別、坑外労働者数比率

区 分	計	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑夫
計	100	-	100	100	100	-	100
1 日	-	-	-	-	-	-	-
3 日	14.3	-	100	-	-	-	-
7 日	-	-	-	-	-	-	-
14 日	-	-	-	-	-	-	-
1 カ月	4.8	-	-	-	25.0	-	-
3 カ月	4.8	-	-	33.3	-	-	-
6 カ月	23.8	-	-	66.7	50.0	-	9.1
1 年	38.0	-	-	-	-	-	72.7
不 明	14.3	-	-	-	25.0	-	18.2

（ロ）坑外労働者の場合

1 総数では、「特別の教育期間有り」33.9%「現場で働きながら実地教育を受けた」24.2%「何んの教育も受けず直ちに作業をした」32.3%、「その他不明」9.6%で、何んらかの準備教育を受けた者、

（特別教育及び実地教育を受けた者は58.1%で、坑内労働者の85.6%に比較して低い。さらに一定期間特別の指導を受けた者21名について期間別労働者数の割合をみると、1年の者が38.0%で最高を占め、次は6カ月23.8%で、1カ月以上の者の合計は71.4%で、坑内労働者の場合

の3.8%に対して遙かに高い。（第15表及び第16表参照）

問 12 今回の作業をおぼえるのにむづかしかったですか。 ○非常にむづかしい。
○むづかしい。 ○かんたん。

労働者自身の主観により、一人前の労働者になれたと自認するまで、その技術が習得し易かつたかどうか

第 17 表 作業習得難易別、職種別、坑内労働者数比率

区 分	計	採炭夫	充填夫	仕繰夫	掘進夫	運搬夫	機械夫	雑夫	不明
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
非常にむづかしい	3.9	1.6	50.0	-	5.6	9.1	20.0	8.3	-
むづかしい	39.9	21.9	50.0	52.2	43.7	45.5	60.0	50.0	-
かんたん	53.1	71.9	-	47.5	50.7	45.4	20.0	41.7	-
不明	3.1	4.6	-	-	-	-	-	-	100

第 18 表 作業習得難易別、職種別、坑外労働者数比率

区 分	計	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑夫
計	100	100	100	100	100	100	100
非常にむづかしい	3.2	-	-	-	-	-	6.1
むづかしい	46.8	-	23.1	100	33.3	33.3	57.6
かんたん	50.0	100	76.9	-	66.7	66.7	36.3
不明	-	-	-	-	-	-	-

者は皆無である。(第 17 表参照)

(ロ) 坑外労働者の場合

1 総数では、「非常にむづかしい」者 3.2%、「むづかしい」46.8%、「かんたん」な者 50.0%であつて、前節坑内労働者の場合と、ほぼ同傾向を示している。又技術習得が容易であると答えた者の多い順に職種をみると、選炭夫 100%、運搬夫 76.9%、工作夫、電気夫がそれぞれ 66.7%、雑夫 36.3%の順であつて、機械夫は容易であると答えた者は皆無である。(第 18 表参照)

2 男子年少者では、「非常にむづかしい」と訴えている者は皆無であるが、「むづかしい」者が 60%で、特に機械夫は全ての者が「むづかしい」と感じている。

3 男子 18 才以上では、「非常にむづかしい」と訴えた者が 3.3% (雑夫) で、これは年少者にはみられなかつた点である。又、年少者の場合むづかしい者が 6.0%であつたのに対して、成年者の場合は、やさしい者が 63.3%で、反対の傾向を示している。

4 女子年少者では、習得の難易の割合は、男子年少者と同傾向であるが、ただ同一職種の雑夫で、男子の場合、すべての者が容易であるのに対して、女子では、40%にすぎないことは雑夫の中に見習看護婦がいるためである。

5 女子 18 才以上では、「非常にむづかしい」者が 5.9%で、年齢層別、性別を通して、割合がもつとも高い。又「かんたん」な者 35.3%で、これも最低を示していることからして、他に比較して、技術習得の困難性を示している。

これが次に示す作業の難易である。

(イ) 坑内労働者の場合

1 総数では、「非常にむづかしい」と感じた者は、わずかに 3.9%すぎず、「かんたん」に習得できた者は 53.1%であつて、過半数は技術習得の容易さを示している。技術習得が容易であると答えた者の多い順に職種をみると、採炭夫 71.9%、掘進夫 50.7%、仕繰夫 47.5%、運搬夫 45.4%、機械夫 20.0%の順であつて、充填夫は容易であると答えた

問 13 その作業をのみこむのにどのくらいの期間がかかりましたか。

(期間)

第 19 表 技能習得期間別、職種別、坑内労働者数

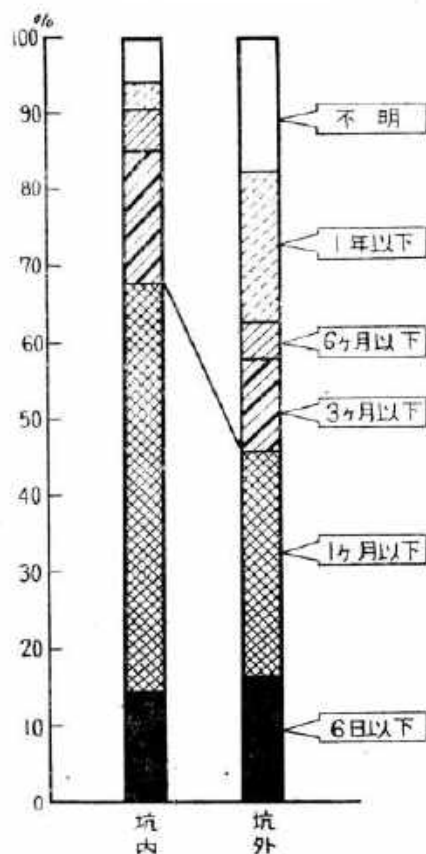
区 分	計	採炭夫	充填夫	仕繰夫	堀進夫	運搬夫	機械夫	雑夫	不明
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1 日	3.1	4.7	-	1.7	4.2	-	-	-	-
6 日	11.4	12.5	-	15.3	11.3	-	-	8.3	-
10 日	7.9	9.4	-	8.5	8.5	9.1	-	-	-
15 日	6.6	6.3	-	6.8	7.0	9.1	-	8.3	-
20 日	3.5	4.7	-	-	1.4	18.1	20.0	8.3	-
1 カ月	35.5	31.2	-	37.2	38.0	27.3	20.0	66.7	-
2 カ月	6.6	3.1	50.0	8.5	8.5	-	20.0	-	-
3 カ月	10.5	10.9	50.0	16.9	5.6	-	20.0	8.3	-
4 カ月	1.3	1.6	-	-	1.4	9.1	-	-	-
6 カ月	4.4	4.7	-	-	9.9	-	-	-	-
7 カ月	0.4	-	-	1.7	-	-	-	-	-
1 年	3.1	6.2	-	3.4	-	-	20.0	-	-
不 明	5.7	4.7	-	-	4.2	27.3	-	-	-

労働者が一人前になれたと自認するまでの期間は早い者は1日間で習得できたとする者から、遅い者でも1年、その間、職種別の差異は勿論、同一職種間でもいろいろの期間の差異がある。

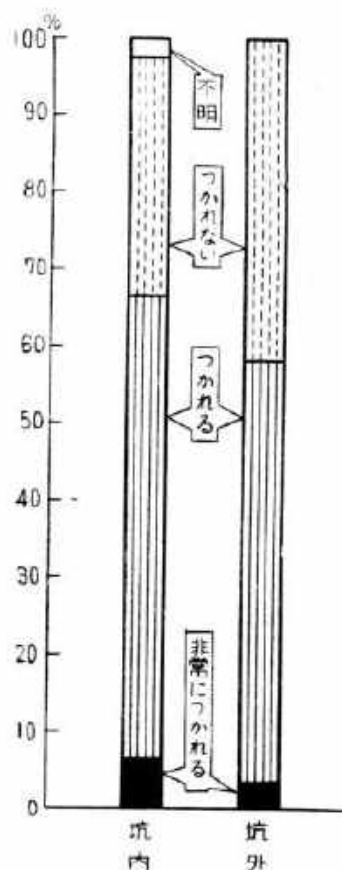
(イ) 坑内労働者の場合

一番多いのは1カ月の35.5%であるが、累積をみると、6日以下14.5%で、約50%の労働者は1カ月以下の習得期間内に含まれている。従つて過半数以上が1カ月で一人前に

第 6 図 技能習得期間別、坑内坑外別、労働者数分布図



第 7 図 疲勞感の程度別、坑内坑外別、労働者数分布図



第 20 表 技能習得期間別、職種別、坑外労働者数

区 分	計	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑夫
計	100	100	100	100	100	100	100
1 日	9.7	66.7	23.1	-	16.7	-	-
6 日	6.5	-	15.4	-	-	-	3.0
10 日	4.8	-	7.7	-	-	-	3.0
15 日	4.8	-	7.7	-	-	-	6.1
20 日	4.8	-	-	-	-	33.3	3.0
1 カ月	16.1	33.3	7.7	-	16.7	-	24.4
2 カ月	8.1	-	-	-	-	-	3.0
3 カ月	3.2	-	-	-	33.3	33.3	6.1
4 カ月	-	-	-	-	-	-	-
6 カ月	4.8	-	-	50.0	-	-	3.0
7 カ月	-	-	-	-	-	-	-
1 年	19.4	-	-	-	-	-	16.3
不 明	17.8	-	15.3	50.0	33.3	33.4	12.1

表、第 6 図参照)

問 14 あなたは毎日からだが疲れますか。 ○非常につかれる ○つかれる
○つかれない

第 21 表 疲労感の程度別、職種別、坑内労働者数比率

区 分	計	採炭夫	充填夫	仕繰夫	掘進夫	運搬夫	機械夫	雑夫
計	100	100	100	100	100	100	100	100
非常につかれる	6.6	6.3	-	8.5	7.0	-	-	3.3
つかれる	60.1	67.2	100	52.5	63.4	45.4	60.0	66.7
つかれない	30.7	23.4	-	39.0	29.6	54.6	40.0	25.0
不 明	2.6	3.1	-	-	-	-	-	-

第 22 表 疲労感の程度別、職種別、坑外労働者数比率

区 分	計	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑夫
計	100	100	100	100	100	100	100
非常につかれる	3.2	-	-	-	-	-	6.1
つかれる	54.9	66.7	46.2	25.0	66.7	33.3	60.6
つかれない	41.9	33.3	53.8	75.0	33.3	66.7	33.3
不 明	-	-	-	-	-	-	-

明 2.6 %で、疲労感を伴う者は合計して 60.7 %、を占めている。職種別には、非常につかれを覚える者の割合の高い順にみると、仕繰夫 8.5 %、雑夫 8.3 %、掘進夫 7.0 %、採炭夫 6.3 %であつて、充填夫、運搬

なれたと自認している。

(ロ) 坑内労働者の場合

一番多いのは 1 年の 19.4 %で、坑内労働者が 1 カ月であつたのとは著しい相違ではある。又累積をみると、6 日以下 16.2 %、1 カ月以下 46.7 %、3 カ月以下 58.0 %、6 カ月以下 62.8 %、1 年以下は 82.2 % (17.8 % 不明) で、過半数以上は 3 カ月の期間を要していることは、坑内労働者 1 カ月の場合と異なる点である。(第 19 表、第 20

疲労の本質そのものは学者間に種々の異説がある。いまここにみようとする疲労感はこのような厳密な意味での疲労でなく、普通の人が、普通に言っている「疲れた」という程度のことを意味するものである。さてこのような意味における労働者の主観による疲労感、どのようなものであろうか。

(イ) 坑内労働者の場合

「非常につかれを覚える者 6.6 %、つかれを覚える者 60.1 %、つかれない者 30.7 % 不明

夫、機械夫には、皆無である。さらに疲労感を覚える者の多い割合に職種をならべると、充填夫 100 %、雑夫 75 %、採炭夫 73.5 %、掘進夫 70.4 %、仕繰夫 61.0 %、機械夫 60.0 %で、疲労感を伴う者がもつとも少いのは運搬夫 45.4 %である。

(ロ) 坑外労働者の場合

1 総数では、「非常につかれる」者 3.2 %「つかれる」54.9 %「つかれない」41.9 %で、疲労感を伴う者は合計して 58.1 %で、坑内労働者の 66.7 %よりも若干少くなっている。職種別には、非常に疲れる者は、雑夫のみに 6.1 %いるだけであつて、この点坑内労働者の場合と大いに異なる。さらに、疲労感を覚える者の割合に職種をならべてみると、雑夫、選炭夫、工作夫は、それぞれ 66.7 %で、運搬夫 46.2 %、電気夫 33.3 %、機械夫 25.0 %となつている。(38頁 第7図参照)

以上、労働者自身の疲労感をみたのであるが、いまここに並べた非常に疲れを覚える者に対しては、その作業の条件や、労働者自身の適応性等、さらに科学的な調査の結論において善処されねばならない。

問 15 現在の作業で一番いやな点はどんなことですか。()

第23表 坑内における嫌忌理由別件数

区 分	合 計		作 業 内 容								作 業 環 境						作 業 時 間			そ の 他		
			炭 車 お し	支 柱 作 業	硬 運 搬	材 料 運 搬	目 上 の 穿 孔 作 業	坑 木 運 搬	発 破 作 業	マ 結 イ 線 ト 作 の 業	計	空 気 が 悪 い こ と	む し が い る こ と (ガ ス が で る)	雨 も り が し て ぬ れ る こ と	安 全 設 備 の 不 足	切 羽 が く ら い	先 山 が や か ま し	計	残 業	夜 業	計	材 料 の な い と き
実 数	74	33	7	6	5	5	4	3	2	1	26	11	9	3	2	1	13	8	5	2	1	1
割 合	100	44.6	-	-	-	-	-	-	-	-	35.1	-	-	-	-	-	17.6	-	-	2.7	-	-

第24表 坑外における嫌忌理由別件数

区 分	合 計	作 業 内 容							作 業 環 境			作 業 時 間				そ の 他			
		計	坑 木 運 搬	運 搬 作 業	油 作 業	運 搬 時 の 故 障	炭 車 な お し	計	雨 ふ り	日 光 の つ よ い と	計	退 勤 後 の 呼 出	作 業 時 間 が 長 い	残 業	計	私 用 に 使 わ れ る	売 上 げ と 現 金 が	合 わ な い 現 金 が	女 中 同 志 の い が み 合 い
実 数	22	10	3	3	2	1	1	3	2	1	4	2	1	1	5	3	1	1	1
	14	9	3	2	2	1	1	2	1	1	1	-	1	-	2	2	-	-	-
	8	1	-	1	-	-	-	1	1	-	3	2	-	1	3	1	1	1	1
割 合	100	45.5	-	-	-	-	-	13.5	-	-	18.5	-	-	-	22.7	-	-	-	-
	100	64.3	-	-	-	-	-	14.3	-	-	7.1	-	-	-	14.3	-	-	-	-
	100	12.5	-	-	-	-	-	12.5	-	-	37.5	-	-	-	37.5	-	-	-	-

労働は意識と観念でなく、血の通う現実の労働であつて、作業能率が労働者の感情に影響されることは、既に労働科学において立証されている。この故に、労働者が常に希望とよろこびとをもつて働けるよう改善の努力を致さねばならぬが、この場合、その原因として、個人の適応性、作業条件、作業場以外の生活環境

の要素が考えられる。本節では、職場内の要因——労働者が嫌忌する事項——についてみることにした。そしてこの要因を作業環境、作業内容、作業時間、その他の項目に、便宜的に大別した。

(イ) 坑内労働者の場合

回答件数についてみると、作業環境 35.1 %、作業内容 44.6 %、作業時間 17.6 %、その他 2.7 %である。

1 最も多い作業内容については、炭車押し、硬運搬、材料運搬、坑木運搬の如き運搬作業が大部分であつて、次は、支柱作業、肩上の穿孔作業、発破作業、マイトの結線作業となつている。

2 作業環境では、「空気が悪くてむし暑い」と回答した者が圧倒的に多く、次の「雨もりがしてぬれる」というのは、俗語で雨降りと、坑内労働者は言っているが、坑内作業の特殊性をよく物語るものである。その他、「安全設備の不備」「切羽が暗い」「先山がやかましい」等、安全、採光、騒音の問題について若干ある。

3 作業時間に関するものは、定つた作業時間の長さについての意見はなく、作業時間の不定期の延長や作業時刻が深夜にあたることなど がある。

4 その他、「材料のないとき」「現場までの距離が長い場合」など、特殊な点がある。

(ロ) 坑外労働の場合

回答件数 22 件のうち、作業環境 13.5 %、作業内容 45.4 %、作業時間 18.2 %その他 22.7 %である。

1 作業内容に関するものは、坑内の場合と同じく、もつとも多く、又、坑木運搬等の運搬作業が大部分を占めていることも、坑内の場合と同一傾向であつて、したがつて、運搬作業は、坑内、坑外を通じて、もつとも嫌われた作業のようである。なお、この外に、炭車の修理、運搬時の故障等、修理作業に関するものもある。

2 作業時間については、「退勤後の呼出」「作業時間の長いこと」「残業のあること」であるが、これは、その殆んどが看護婦の意見である。

3 作業環境では、「雨ふり」「日光の強いとき」で、これはむしろ、自然条件に含まれる。

4 その他、「私用に使われる」「売上と現金があわない」「女中同志のいがみ合い」等これは女子の意見である。

問 16 昨日あなたは何番方でしたか。

問 19 あなたの生活時間を次の表に書き入れて下さい。

労働日	} 表省略
休日	

この項目は年少労働者の労働生活、余暇生活の構造を時間的側面から明らかにするために、労働日と休日の生活時間を、交替制別に調査したものである。

A 生活時間の分類項目

生活時間の分類方法は非常に多く、又項目の内容についても各人の規定の仕方が異つてゐるが、ここでは「労働科学研究所」の藤本氏の分類方法を参考として、次のような分類方法によることとした。

1 労働日における分類項目



労働日は調査日にもつとも近い日の労働した1日である。

分類項目は、工場内時間と工場外時間に大別した。

工場内時間とは労働者が収入をうるために労働力を売る時間とし、作業準備、労働、休憩時間等拘束された時間である。また通勤時間は労働をするために事業場に身体を運ぶ時間であるので、工場内時間に含めた。

工場外時間とは、収入をうるための拘束された時間を除きたいわゆる私生活の時間であり、いいかえれば労働力の再生産のための生活時間であるといえよう。この私生活——拘束されない時間——の中には直接生理的再生産のための時間と社会的文化的時間とに大別出来る。

生理的再生産時間とは労働力を生理的に再生産するための時間で、洗面、食事、身仕度、入浴、医療、睡眠等をあげることが出来る。

2 休日における分類項目



休日とは、日曜日、祭日、電休日等定められて一斉にとる休日をさし、これも調査日に最も近い日を対象にしたものである。分類項目は労働日における工場外時間の場合と同じである。

B 調査結果

1 調査対象数

この項で回答のあつた労働者数は次表に示される通り 310名である。不明者数は 55 名（坑外労働者 4 名 坑内労働者 51 名）である。

2 交 替 制

炭鉱は一般に交替制による労働形態である。対象になつた事業場は、全部3交替制を採用している。その時間区分は、次の通りである。

1 番 方	6時～14時 (2事業場)
	7時～15時 (")
2 番 方	14時～22時 (")
	15時～23時 (")
3 番 方	22時～6時 (")
	23時～7時 (")

第25表 交 替 制 別 労 働 者 数

区 分		合 計	坑 外					坑 内			
			計	1番方	2番方	3番方	計	1番方	1番方	3番方	
合 計		310	90	89	5	6	220	76	70	74	
十 未 八 才 満	計	46	46	45	1	-	-	-	-	-	-
	男	41	41	41	-	-	-	-	-	-	-
	女	5	5	4	1	-	-	-	-	-	-
十 以 八 才 上	計	264	44	34	4	6	220	76	70	74	
	男	247	27	19	2	6	220	76	70	74	
	女	17	17	15	2	-	-	-	-	-	-

これらの時間区分をみれば明らかな通り1番方はいわゆる昼間の労働であり、2番方は夜間の労働、3番方は深夜の労働である。

交替制による勤続が1週間ごとに変更されて、1週期を形成しているのである。

以上の様な交替制労働が、

生活形態の上に、なんらかの特異性を現わしているのではないかという観点から、以下3者を比較しながら分析を行う事とする。

3 労働日における生活時間

(1) 坑外労働者

先ず全体について一般的に現われた特異な現象についてのべることにする。

坑外労働者全体について、交替制別にみられる生活時間の傾向は睡眠時間の差異がめだつていちぢるしい点が注目される。

即ち1番方は睡眠時間8時間 21分、2番方8時間 40分に対し3番方は6時間 20分しかとつていない。

これと関連して社会的文化的時間は、2番方の社会的文化的時間が1番方のそれより47分少く、3番方は1番方のそれよりかえつて48分多くなつている。

2番方の睡眠時間がやや長いのは夜業による労働が疲労度を高めているためであろうと判断される。この事から考えれば、3番方は更に睡眠時間が長くなるべきであるが、調査の結果はかえつて1番方より少なくなつている。この睡眠時間の長さによつて前述の通り社会的文化的時間が左右されているわけである。

以上の点について年少者は「昼の睡眠は外部がやかましくて、よくねむれない。だから3番方が一番疲れるし、いやだ」と訴えている。

人間の生活形態は昼間日の出と共に起き、夜は日没とともに休眠するというのが極めて自然な人間生活の

第 26 表 坑外労働者の交替制別生活時間

区 分		1 番方	2 番方	3 番方
合 計		24時00分	24時00分	24時00分
工場内時間	勤務時間	8時59分	8時46分	9時40分
	作業準備	12	-	-
	労働食、休憩	6 58	7 21	8 47
	通 勤	1 4	57	23
工場外時間	計	45	30	30
	生理的再生産時間	9 44	10 42	8 15
	食身仕度	38	30	55
	入浴療眠	17	21	30
社会的时间	計	16	15	10
	通夜勉強	2	6	20
	読書運動	8 31	9 30	6 20
	交際散歩談事その他	5 17	4 30	6 5
社会的时间	計	10	-	-
	通夜勉強	45	-	-
	読書運動	19	-	-
	交際散歩談事その他	40	60	2 18
社会的时间	計	32	6	35
	通夜勉強	1 28	1 3	2 37
	読書運動	-	1	-
	交際散歩談事その他	-	-	-
社会的时间	計	27	12	35
	通夜勉強	50	2 9	-
	読書運動	5	-	-
	交際散歩談事その他	-	-	-

第 27 表 坑外労働者の交替制別生活時間

区 分		18才未満	18才以上 20才未満
合 計		24時 00分	24時 00分
工場内時間	勤務時間	9 2	8 54
	作業準備	7	18
	労働食、休憩	6 58	6 58
	通 勤	1 3	1 6
工場外時間	計	54	32
	生理的再生産時間	9 50	9 36
	食身仕度	40	36
	入浴療眠	18	16
社会的时间	計	19	10
	通夜勉強	-	5
	読書運動	8 33	8 29
	交際散歩談事その他	5 8	5 30
社会的时间	計	14	5
	通夜勉強	1 6	18
	読書運動	25	10
	交際散歩談事その他	37	43
社会的时间	計	52	6
	通夜勉強	1 21	1 26
	読書運動	-	3
	交際散歩談事その他	-	-
社会的时间	計	13	47
	通夜勉強	19	1 31
	読書運動	-	11
	交際散歩談事その他	-	-

姿であるが、これが交替制の場合はこの一般的日常生活の形態がくづれるという点で、種々の問題があるわけである。又これを補う意味で3交替制が1週間づつ変更されているわけでもあるが、この点についても年少者は「1番方から2番方に、或いは3番方に、更に1番方にかわるたびに、その生活になれるまで大変だ」と云っている。

以上の諸点によつて明らかなように、2番方は社会的文化的時間がとりにくく、3番方は睡眠時間がとりにくいために疲労の累加される点が、それぞれ問題になる諸点である。次に年少者と成人（18才～20才）とを比較してみよう。

なお、3番方には年少者がいないし、2番方にも1名しかいないので、1番方のみについて検討を加えることとする。

先ず、睡眠時間も社会的文化的時間も大差のない事が認められる。ただし、社会的文化的時間の項目中、夜学に行く時間及びそれともなう勉強時間が年少者の方がいくらか多いという点で、両者間にわずかな差異がみとめられるにすぎない。

(2) 坑内労働者

坑内労働は18才未満は労働基準法によつて禁止されているので、年少者の坑内労働は1名もいない。従

第 28 表 坑内労働者交替別生活時間

区 分			1 番方	2 番方	3 番方
合 計			24時00分	24時00分	24時00分
工場内時間	勤務時間	計	8 34	9 11	9 9
		作業準備	17	38	15
		労働休憩	7 10	7 20	7 52
		食事	34	38	30
		通勤	33	35	32
工場外時間	生理的再生産時間	計	15 26	14 49	14 51
		小食身仕度	9 53	10 17	9 46
		入浴	43	46	45
		医療	18	18	19
		睡眠	21	20	16
			1	04	1
			8 30	8 53	8 25
	社会的文化的時間	小通夜勉強	5 33	4 28	5 5
		学学	2	1	1
		強書	12	5	6
		読運動	7	4	1
		娯楽	58	1	1
		交際	16	14	28
		散歩	3 9	2 11	2 40
		雑談	-	-	-
		その他	47	46	45
			2	5	3
			-	-	1

第 29 表 坑外坑内別生活時間

区 分			坑 外	坑 内
合 計			24時 00分	24時 00分
生理的再生産時間	小食身仕度	計	11 56	12 27
			1 7	1 13
			10	6
			12	10
			18	9
社会的文化的時間	小勉強読書運動娯楽散歩雑談その他	計	10 11	10 49
			12 2	11 33
			35	3
			1 21	1 29
			1 7	55
			3 7	3 46
			3 3	3 32
			5	6
			47	1 22
			1 51	17
			6	-

つてここでは満 18 才以上 20 才未満の者のみに
ついて検討を加える事とする。なお対象労働者数
は 1 番方——76 名、2 番方——71 名、3 番方
——75 名である。

睡眠時間は 3 番方が一番少く、2 番方が一番多
くなっている。これに反して社会的文化的時間は

2 番方が一番少くなっている。この傾向は坑外労働のところで述べた傾向と同じ現象を呈しているわけであり、ここで再び交替制によるそれぞれの問題点を確認されたともいえよう。従つて前項で各々の説明を加えてあるので、ここで再びそれにふれる必要はないと考える。

なお坑外労働者と坑内労働者の交替制別比較の上では、とくにいちぢるしい差異はみとめられないようである。但し睡眠時間が 1 番方と 2 番方が坑外労働者の方がいくらか長く、3 番方に於ては坑内労働者の方がいくぶん長い。

しかし、この点については確定的なものであるかどうか、なお疑問の点があるので、この程度に止めておく。

4 休日における生活時間

(1) 坑外労働者と坑内労働者

休日の生活時間について検討するならば生理的再生産のために費される時間は約 11 時間～12 時間で、1 日の半分の時間がこれにあてられている。

坑外労働に従事する者と坑内労働に従事する者の生活時間分布にみられる差の 1 つは睡眠時間が坑内労働者の方が 30 分程坑外労働者のそれより長い。

第 30 表 年齢別坑外労働者生活時間

区 分		18才未満	18才以上
合 計		24時 00分	24時 00分
生理的再生産時間	計	12 25	11 28
	食 事	1 15	59
	身 仕 度	10	9
	入 浴	19	4
	休 憩	20	15
	睡 眠	10 21	10 1
社会的文化的時間	計	11 35	12 32
	勉 強	56	11
	読 書	1 29	1 12
	運 動	1 23	48
	娯 楽	3 8	3 7
	交 際	3 6	3 -
	散 歩	4	5
	雑 談	37	58
	家 事	52	2 58
	そ の 他	-	1

第 31 表 男女別生活時間

区 分		男 子	女 子
合 計		24時 00分	24時 00分
生理的再生産時間	計	12 33	10 45
	食 事	1 17	45
	身 仕 度	8	30
	入 浴	20	-
	休 憩	21	-
	睡 眠	10 27	9 30
社会的文化的時間	計	11 27	13 15
	勉 強	1 1	-
	読 書	1 31	1
	運 動	1 29	-
	娯 楽	3 9	2 40
	交 際	3 11	2
	散 歩	4	-
	雑 談	38	30
	家 事	24	7 5
	そ の 他	-	-

又社会的文化的時間の内容も坑外労働者中に夜学に通う者と女子が含まれているという関係で勉強の時間と家事の時間が坑外労働者の方がやや長くなっている諸点が主な差異である。

(2) 坑外労働者

1 年少者と成人の比較

年少者と成人の両者の比較による主な差異は、生理的再生産の時間が、年少者の方が約1時間長くなっている点である。これは睡眠時間がやや長い(20分)のと、その他食事、身仕度、入浴等の時間が少しづつ差を示している事によるものである。

又社会的文化的時間の中でとくにみられる差は、勉強時間が年少者の方がやや長く(45分)家事時間は成人の方が2時間長くなっている諸点である。

2 年少者の男女別比較

次に年少者の男女の生活時間の差異についてあげれば、生理的再生産に費される時間が女子は男子より1時間48分短く、睡眠時間は約1時間少い。また女子の入浴、休息の時間が全くないのは回答上の不備によるものであろう。又社会的文化的時間内容も男子は勉強、運動時間を有しているが女子には全くみられず、逆に家事時間は男子が24分であるのに対し、女子は7時間5分も占めている。従つて女子は社会的文化的時間の約54%が家事時間に費されているわけである。

以上の諸点は明らかに性別による相違であるとみられる。

坑内労働者は18才以上の男子のみであつたので、各々についての比較は出来ない。

なお、夜学に要する諸時間の平均を参考に掲げておく。これは夜学に通う者の総通学時間数と総授業時間を夜学に通う人員数で除して平均を出したものである。

これによれば第32表の如く通学に要する時間は41分前後、授業時間は3時間半前後である。

第 32 表 夜学に要する平均諸時間

区 分	合 計		男		女	
	通学時間	授業時間	通学時間	授業時間	通学時間	授業時間
	分	時 分	分	時 分	分	時 分
合 計	46	3 31	43	3 31	90	3 30
18 才未満	47	3 31	40	3 31	90	3 30
18 才以上	45	3 30	45	3 30	-	-

第 33 表 坑外坑内別生活時間比率

区 分			計 工 場 内 間 時		工 場 外 時 間		
					計	生理的再 生産時間	社会的文 化的時間
坑 外	1 番 方	100 ^{0/0}	37.4 ^{0/0}	62.6 ^{0/0}	40.6 ^{0/0}	22.0 ^{0/0}	
	2 " "	100	36.6	63.4	44.7	18.7	
	3 " "	100	40.3	59.7	34.4	26.3	
坑 内	1 " "	100	35.7	64.3	41.2	23.1	
	2 " "	100	38.3	61.7	42.9	16.8	
	3 " "	100	38.1	61.9	40.7	21.2	

としては、一般的に 18 才未満の者は 18 才以上の者より睡眠時間がやや長い。

3 男子と女子の間では女子の方が睡眠時間はやや短かく、且つ女子の社会的文化的時間の殆んどが家事の時間で占められているという諸点である。

4 坑外労働者と、坑内労働者では一般的に睡眠時間は坑内労働者の方が比較的長い。

休日の場合では

1 睡眠時間が坑内労働者の方が比較的長い。

2 又男女の間では睡眠時間は男子の方がやや長い。

3 女子の社会的文化的時間はその 54 %が家事で占められている。

以上生活時間について比較検討したものであるが、第 33 表は比率で比較された表である。

前項において詳細にそれぞれの相違について述べて来たので、参考にとどめてこの表を掲げておく。

問 17 何番方のときが一番つかれますか。

問 18 交替制勤務の場合、あなたの日常生活の上にどんな支障が起きますか。

第 34 表 疲労感別年少労働者数

区 分	計	1 番方	2 番方	3 番方	不 明
計	301	4	8	259	30
坑 外	30	-	3	17	10
坑 内	271	4	5	242	20

第 35 表 疲労感別年少労働者数比率

区 分	計	1 番方	2 番方	3 番方	不 明
計	100	1.3	2.7	86.0	10.0
坑 外	100	-	10.0	56.7	33.3
坑 内	100	1.5	1.8	89.3	7.4

第 17 問の問に対して、18 才未満の者及び女子は、回答者が少かつたので、便宜上これをのぞき、18 才以上の男子のみについて、その回答をとりまとめた。表に示される通り、一番つかれるのは 3 番方と答えた

以上労働日、休日において生活時間について説明を加えて来たが、問題点を更に要約すれば、次の諸点である。

1 2 番方は概して睡眠時間は長いが、社会的文化的時間がみじかく、3 番方は肉体の疲労度が高いのにもかかわらず、睡眠時間が少く、且つ睡眠中の食事や、外部の騒音のために熟睡度が浅いという諸点によつて健康の上に大きな問題点を残している。

2 年齢別にみられる現象

第 36 表 交替別による生活支障理由別件数及び比率

合 計	52件	100%
睡眠不足になる。	31	59.6
生活が不規則で身体に支障がおきる。	7	13.5
交替のかわり目に非常に体がつかれる。	5	9.6
通学が出来ない。	4	7.7
運動時間、家事及び私事の時間がない。	3	5.8
家族の者と顔を合わせる時間が少なくて相談事が出来ない。	1	1.9
食事時間が不規則で胃の調子が悪い。	1	1.9

者が 7.7 %みられるのは注目される。

問 20 坑内労働は 18 才未満は認められていませんが、いままでどおり、これからも禁止された方がよいと思いますか。 ○禁止された方がよい。
○禁止されなくてもよい意見があれば記入して下さい。 ()

この調査が実施された頃は、労働基準法改正の問題が、種々審議されている状況であり、年少者の坑内労働に関しても、16 才以上の者に限つて、坑内における業務についても技能者養成を行いうる如くしようとする改正案が提案されていた。そこで、炭鉱に直接働いている労働者自身の意見を聞いてみることにした。18 才未満の女子のすべてが禁止に賛成し、又 18 才未満の男子も 73.8 %の高率を示している。このことから、改正問題に最も関連の深い年少労働者は、大部分が坑内労働を欲していないと言えよう。

では、坑内の労働は何故に禁止すべきであるか、その理由についてみよう。回答件数 42 件のうち、年少労働者の健康擁護の見地から禁止に賛成する者が圧倒的に多い。これは立法の趣旨からして当然のことであろう。即ち、(1) 自分の経験からみて体力的に無理であるという者 47.6 % (2) 年少者には仕事が強すぎる 19.0 % (3) 身体が未発達である(注意力が足りない)から、どんな支障を起すかわからない 9.5 % (4) 身体が正常に发育するのが阻害される 2.4 %である。次は労働条件の見地から禁止すべきであるとするもの者で (5) 夜間勤務に無理がある 4.8 % (6) 坑内労働は労働条件が悪いから無理であるとするもの 2.4 %である。さらに、教育の見地から禁止すべきであるとするもので (7) 充分の保守教育期間がとれないから無理である 7.1 % (8) 非文化人にありがちである 2.4 %があり、その他に、年少労働者が働くために、前から働いている者が迷惑をする 4.8 %となつている。以上坑内労働者の反対理由をみたが、要約すると、健康擁護の問題、労働条件の改善、教育の問題の 3 点に要約されるようである。

禁止されなくてもよいと答えた者は、19.5 % で極めて少いが、この者についてその理由をみると、(1) 健康擁護の必要性は認めるが、しかし、体(能力)には個人差があるから、それによつて許可すべきであるという条件付きの意見が 40 %であり (2) 経済的理由からやむを得ない(身体の发育を考慮して)者には許可しても良いとする者 30 % これは、坑内労働は給料が高いから、という理由によることを附加している。(3) 17 才で学校を出ても適当な職場がなく、ぶらぶらしているよりも、たとえ坑内労働でも働いた方がよいとする者 20 % (4) 保安教育を充分行えば許可しても良いとする者 10 %である。

以上の通り坑内労働の禁止に賛成している者が圧倒的に多いが、禁止されなくてもよいとする者でも、無制限に許可することに同意している者は少く、何らかの附帯条件をつけていることから禁止に対し積極的に

者が圧倒的に多い。

次に第 18 問の交替制による日常生活の支障について、回答をもとめたが、僅か 52 件の回答しかえられなかつた。これによると、半数以上が睡眠不足を訴えている。又通学出来なくてこまるという

反対しているわけではないことを意味しているものと考える。これらの諸点は年少者保護の上から注目されることである。

なお、基準法改正は、27 年 9 月 1 日から、16 才以上の男子に係る第 64 條の坑内労働の禁止に関する規定について別段の定をすることができることに改正にされた。

第 37 表 年少労働者の坑内労働の禁止についての意見

区 分	合 計	坑 内 外						
		男 子	18 才 未 満			18 才 以 上		
			計	男	女	計	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
禁止すべきである	69.0	69.7	76.4	73.8	100.0	57.4	60.0	53.0
禁止しなくてよい	19.5	17.0	23.6	26.2	-	29.8	36.7	17.6
不 明	11.5	13.3	-	-	-	12.8	3.3	29.4

第 38 表 年少労働者の坑内労働禁止に関する理由別件数

禁 止 す べ き だ	件数	%	禁 止 し な く て も よ い	件数	%
計	42	100.0	計	42	100.0
(イ) (自分の経験からみて)体力的に無理である。	20	47.6	(イ) 体力(能力)には個人差があるから、それによつて許可すべきだ。	4	4.0
(ロ) 年少者には仕事が強すぎる。	8	19.0	(ロ) 17才で学校を終つても勤め場所がないから。	2	2.0
(ハ) 身体が未発達だ(注意力が足りない)から、どんな支障を起すかわからない。	4	9.5	(ハ) 保安教育を十分にすればよい。	1	1.0
(ニ) 身体が正常に発育するのが阻害される。	1	2.4	(ニ) 経済的理由でやむを得ない者には(身体が発育を考慮して)許可してもよい(坑内労働給付は料が高いから)	3	3.0
(ホ) 坑内労働は労働条件が悪いから無理。	1	2.4			
(ヘ) 夜間勤務にむりがある。	2	4.8			
(ロ) 前から働いている人が迷惑をこうむることがある。	2	4.8			
(ヲ) 非文化人になりがちだ。	1	2.4			
(リ) 充分の保安教育期間がとれないから危険だ。	3	7.1			

第三部 地域環境調査

一 調査の目的

炭鉱の労働は、他産業の労働と比べた場合、特殊な労働環境にあることが明らかである。又いわゆる炭鉱町、或は炭鉱のある市は大部分が炭鉱を中心として発達してきたために、特殊な社会環境をつくっていることも考えられる。そこで資料調査により、炭鉱町全体の社会環境ならびに、年少者の実態を調べ、同時に行つた炭鉱労働の実態調査と共に、このような特殊な環境における年少労働者を保護育成するための基礎資料とすることがこの調査の目的である。

二 調査の対象

1 地 域

北海道夕張市、福島県湯本町、山口県大嶺町、福岡県宮田町

2 時 期

昭和 23 年より 26 年まで。

三 調査の内容および方法

1 調査の内容

調査Ⅰ 調査対象の町および市の人口、世帯数および就業状態

調査Ⅱ 年少者の就業状態

調査Ⅲ 年少者の犯罪、不良化の状態

2 調 査 票

調査Ⅰは鉱業、非鉱業別人口、および世帯数と産業別人口および世帯数の調査票による。

調査Ⅱは文部省で毎年行っている学校基本調査附帯報告の「卒業後の状況調査票」——中学校——を使用した。

調査Ⅲについては国家地方警察本部で毎年行っている様式第 12 号「被疑者職業別調」、様式第 3 号「検挙人員罪種別内訳調」、「虞犯少年、不良少年（犯罪少年を除く。）の取扱状況」の調査等の形式をそのまゝ用いた。

3 調査の擔當

本省係員、北海道、福島、山口、福岡各婦人少年室係員。

4 調査の方法

調査Ⅰは調査対象地の市役所ならびに町役場に直接調査票を送り記入したものを集計した。

調査Ⅱ、文部省で毎年全国の中学校に対して実施している「卒業後の状況調査」の調査資料が各県、或は道の統計課に集まっているので、その中から調査対象地所在の中学校の分を抜き出し、各年度毎に集計して調

査票に記入した。

調査Ⅱ、国家地方警察本部で、国家地方警察および自治体警察の協力をえて実施している「被疑者職業別調」、「検挙人員罪種別内訳調」、「虞犯少年、不良少年（犯罪少年を除く。）の取扱状況」の調査資料が国家地方警察本部および札幌方面管区本部に集まっているので、その中から調査対象地の分を抜き出して集計した。

なお、調査Ⅱ、Ⅲは昭和 23 年より 26 年までの資料を集めたが、調査Ⅰは各町および市の最も新しい資料によつたため、時期は必ずしも一定していない。

四 調 査 の 結 果

第1表 地域別、鉱業関係人員数および比率

地域別	区 分	総 数	鉱業関係	そ の 他
南	計	190,793	123,319	67,474
	A	100,537	72,615	27,922
	B	29,701	15,445	14,256
	C	14,400	6,088	8,312
	D	46,155	29,171	16,984
北	計	100.0	64.6	35.4
	A	100.0	72.2	27.8
	B	100.0	52.0	48.0
	C	100.0	42.3	57.7
	D	100.0	63.2	36.8

調査Ⅰ、査調対象地の人口、世帯数および就業状態

この調査では、最も新しい資料を集めようとしたため各地域により調査の時期が異なるが、甚しい数字の差はみられないと思われるので、調査時期を明記した上、そのまゝ集計した。調査時期は次のとおりである。

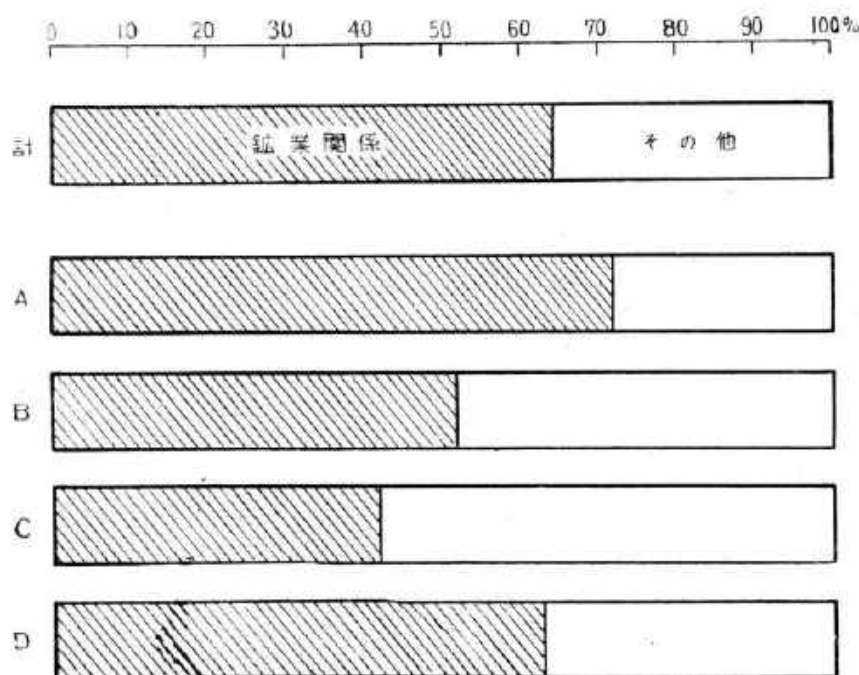
A地域 昭和 26 年 10 月

B地域 昭和 27 年 7 月

C地域 昭和 25 年 10 月

D地域 昭和 27 年 8 月

第 1 図 地域別鉱業関係人員数の比率



なお、こゝで集計した炭鉱地域の資料と比較するために、昭和 25 年国勢調査 10%抽出集計による推計値を用いた。但し国勢調査結果は推計数であるから誤差のあることと調査時期が昭和 25 年でズレがあることが考えられるが、他に適当な資料がないため比較資料として用いた。

(1) 人 口

A、B、C、Dの各地域を合せた調査対象地の総人口は 190,793 人で、その中鉱業関係（鉱業就業者およびその家族）の者は 64.6

第2表 全国の人口総数に対する鉱業世帯家族数

	人口総数	鉱業世帯家族数	その他
実数	83,110,000	1,726,000	81,384,000
比率	100.0	2.1	97.9

第3表 地域別、鉱業関係世帯数および比率

地域別	区分	総数	鉱業関係	その他
実数	計	38,268	24,593	13,675
	A	19,490	13,881	5,609
	B	6,092	3,157	2,935
	C	3,057	1,261	1,796
	D	9,629	6,294	3,335
比率	計	100.0	64.3	35.7
	A	100.0	71.2	28.8
	B	100.0	51.8	48.2
	C	100.0	41.2	58.8
	D	100.0	65.4	34.6

第4表 全国鉱業世帯数の比率

	世帯数	鉱業世帯数	その他
実数	16,422,000	363,000	16,059,000
比率	100.0	2.2	97.8

%, 123,319 人である。次に各地域別にみると、A地域が鉱業関係者の比率が最も高く 72.2% を占め、最も比率の低い地域でさえ 42.3% を占めている。

次に全国の場合と比較すると、人口総数83,110,000 人の中鉱業世帯家族数は 1,726,000 人で僅か、2.1% に過ぎない。これを図に表したのが第2図である。

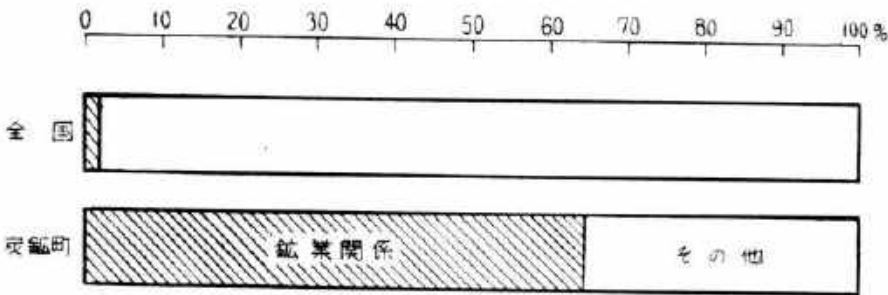
(全国の場合は鉱業世帯家族数という項目がこの調査の鉱業関係の人員数と同じものを指すと思われたので、そのまゝの名称を用いた。)

(2) 世帯数

炭鉱4地域(略して炭鉱町とする)の世帯数を鉱業関係とその他に分けてみると、総世帯数 38,268 の中、鉱業関係の世帯数は 24,593 で 64.3% を占めている。更に最も鉱業関係の世帯数の比率の高い地域をみると、A地域で 71.2% を占め、最も低い地域はC地域で 41.2% となつていて、鉱業関係の人口の場合の比率と全く同じ傾向を示している。

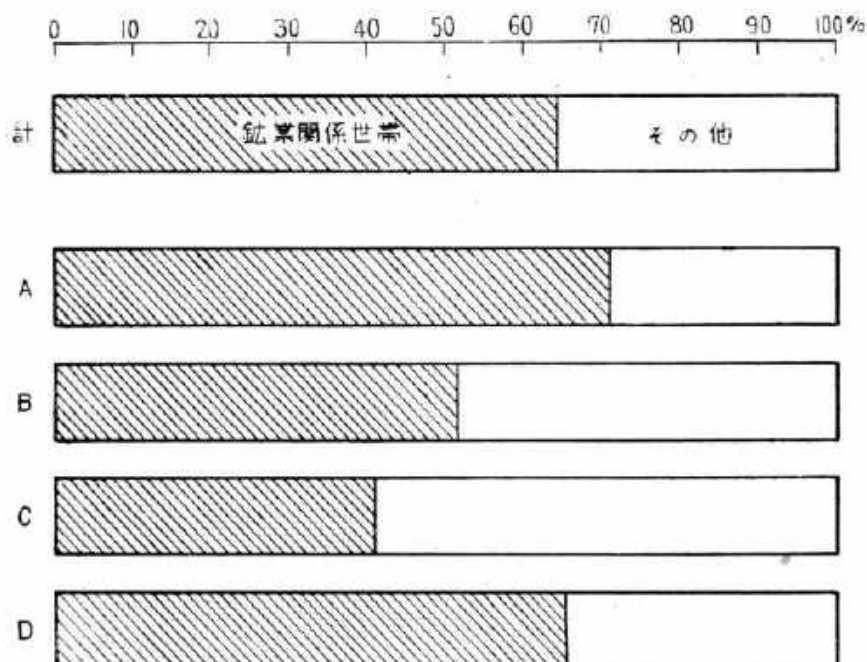
全国の世帯総数 16,422,000 の中、鉱業世帯(世帯主が鉱業に就業している世帯)は 363,000 で僅か、2.2% で、炭鉱町の鉱業関係の世帯(この場合は世

第2図 全国と炭鉱町の鉱業関係人員数の比率

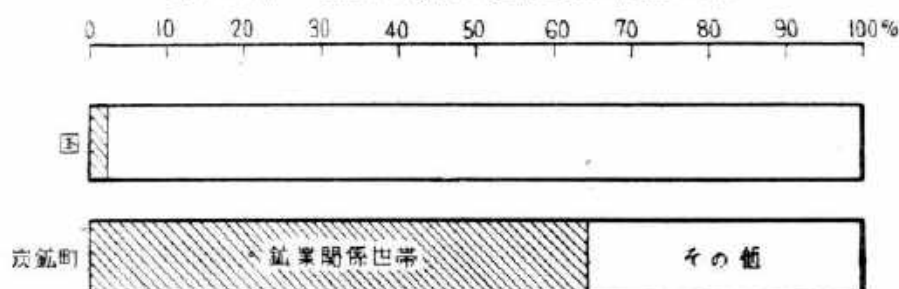


	人員総数	鉱業関係	その他
全国	100.0%	2.1%	97.9%
炭鉱町	100.0	64.6	35.4

第 3 図 地域別鉱業関係世帯数の比率



第 4 図 全国と炭鉱町の鉱業関係世帯数の比較



	世帯総数	鉱業関係	その他
全 国	100.0%	2.2%	97.8%
炭鉱町	100.0	64.3	35.7

帯主のみが鉱業に就業するとは限していないため、前者と比較すると幾分の誤差があるものと思われる。) の 64.3% と比べると甚しい差がみられ、鉱業関係人口の比率と全く同じような傾向を示している。

(3) 就 業 状 態

炭鉱町の就業状態を労働力、非労働力に分けて炭鉱町と全国の状態を比較したのが第 5 表である。

炭鉱町の総人口は 190,793 人で労働力人口は 66,936 人、非労働力人口は 123,698 人、不詳 159 人であ

第5表 全国と炭鉱町の就業状態の比較

区 分 地 区	総 数	労 働 力			非労働力	不 詳
		総 数	就 業 者	完全失業者		
全 国	83,199,000	36,309,000	35,575,000	734,000	46,870,000	20,000
炭 鉱 町	190,793	66,936	66,014	922	123,698	159

る。労働力人口のうち就業者は 66,014 人、完全失業者は 922 人である。全国の場合は、昭和 25 年同勢調査 10% 抽出集計結果によると、14 才未満の労働力人口は比較的少数なので、「就業状態年齢別 14 才以上人口」の非労働力人口の項に加えて計算した。そこで前者の場合は年齢に関係なく集計しているので 14 才

第6表 全国と炭鉱町の労働力と非労働力人口

	総 数	労働力	非労働力	不 詳
全 国	100.0	43.6	56.3	0.1
炭 鉱 町	100.0	35.1	64.8	0.1

第7表 労働力人口の中の就業者と完全失業者

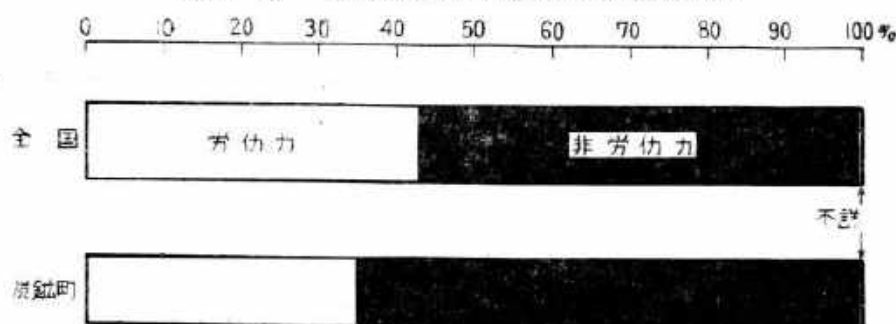
	総 数	就 業 者	完全失業者
全 国	100.0	98.0	2.0
炭 鉱 町	100.0	98.6	1.4

(註) 全国の場合は14才以上の労働力人口である。

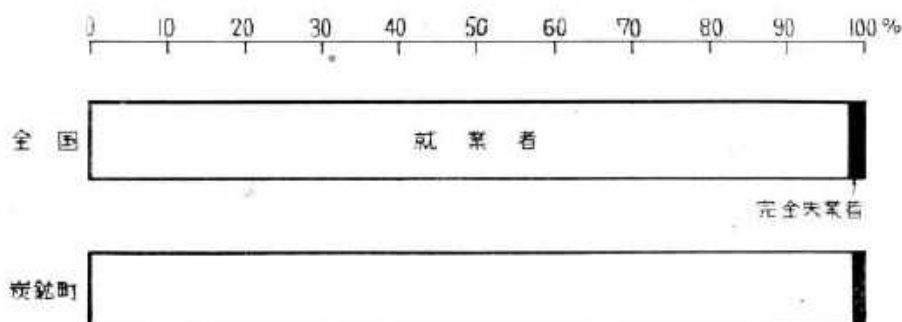
未満の労働力人口のあることも想像され、この両者を比較する場合、幾分ズレのあることが考えられるが、全体の傾向を知る上には支障のないことと思われる。そこで労働力と非労働力を比率で表したのが第5図である。これによると炭鉱町の方が労働力人口の比率が低く、35.1%で全国に較べて非労働力人口が多い事が明らかである。

次に労働力人口について就業者と完全失業者の比率を較べると、全国の完全失業者は 2.0% だが炭鉱町は 1.4% である。そこで炭鉱町では非労働力人口

第5図 全国と炭鉱町の労働力と非労働力人口



第6図 労働力人口の中の就業者と完全失業者



の比率は高いが、労働力人口の中の完全失業者の率は低いことを示している。

更に就業者を鉱業とその他（鉱業以外の産業および分類不能の産業、不詳）に分けて比較すると、炭鉱町の鉱業就業者数は 37,052 人で就業者全体の 56.1% を占めて、全国の場合の 1.6% と較べると炭鉱中心の特色をよく表わしている。又参考として労働力人口全体の中で鉱業人口の占める比率をみると、ここでも炭鉱町は鉱業が 55.4% を占め、全国の 1.6% と較べると、鉱業就業者が炭鉱町の労働力人口の多くの部分を占めている事が明らかである。

第 8 表 鉱業、非鉱業別の就業者数と比率

		総 数	鉱 業	そ の 他
実数	全 国	35,575,000	576,000	34,999,000
	炭鉱町	66,014	37,052	28,962
比率	全 国	100.0	1.6	98.4
	炭鉱町	100.0	56.1	43.9

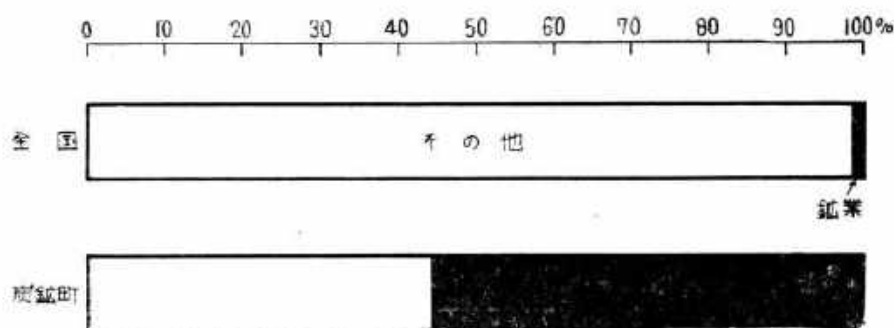
（註）全国の場合は14才以上の就業者数である。

第9表 労働力人口に対する鉱業就業者数および比率

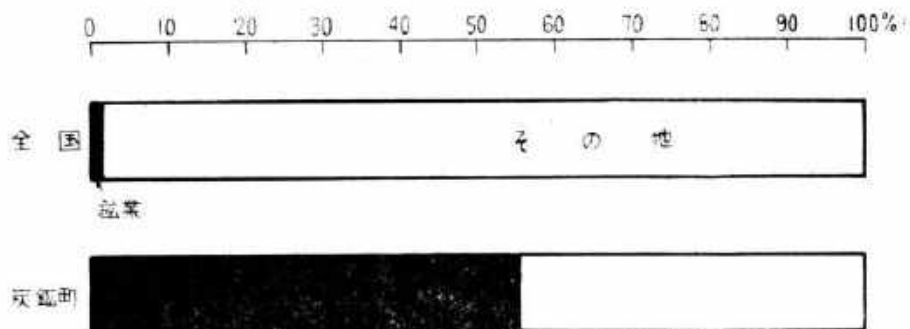
		労働力	鉱業就業者
実 数	全 国	36,309,000	576,000
	炭 鉱 町	66,936	37,052
比 率	全 国	100.0	1.6
	炭 鉱 町	100.0	55.4

（註）全国の場合は14才以上の労働力人口である。

第 7 図 鉱業、非鉱業別の就業者数の比率



第 8 図 労働力人口に対する鉱業就業者数の比率



次に炭鉱町の就業者数を産業別の比率によつてみると、鉱業の 56.1% を除いて比率の高いのは農業の 13.7%、卸売及び小売業の 6.5%、サービス業の 6.3% 等である。これに対して、全国の産業別 14 才以上就業者の割合は、農業の 45.3% が最も高く、製造業の 15.9%、卸売業及び小売業の 10.8%、サービス業の 8.9% 等である。そこで炭鉱町は鉱業の比率のみが高く、農業、製造業等の産業の比率が非常に低いので、

炭鉱を中心として炭鉱町の経済が成り立っていることが明らかである。

次に各地域別にみると、A地域は鉱業が62.5%と4地域の最高を占め、他の産業の比率が全体に低調である。B地域も、鉱業が61.9%を占め、A地域と同じような傾向の比率で両地域とも農業就業者が、前者5.5%、後者4.1%と非常に低率である。C地域は鉱業就業者の比率が他地域と較べると最も低く31.0%で逆に農業就業者の比率が33.1%と鉱業就業者より高くなっている。又製造業の7.8%、林業及び狩猟業の2.4%がともに他の地域より高く、4地域の中では最も鉱業以外の産業の発達している地域のように思われる。D地域は鉱業が51.2%、農業が25.2%とこの両者の比率が高いため、他の産業の比率は全体に低いものとなつてゐる。

第10表 炭鉱町の産業（大分類）別就業者数の割合

地域別	全産業	農業	林業及び狩猟業	漁業及び水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業	金融保険及び不動産業	運輸・通信及びその他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業及び不詳
計	100.0	13.7	1.2	0.1	56.1	5.8	4.0	6.5	0.3	3.5	6.3	2.4	0.1
A	100.0	5.5	1.7	0	62.5	5.5	3.8	6.3	0.3	5.5	7.0	1.9	0
B	100.0	4.1	0.1	0.1	61.9	5.6	6.6	8.0	0.5	2.5	6.4	3.8	0.4
C	100.0	33.3	2.4	0.1	31.0	4.4	7.8	6.9	0.3	4.5	6.8	2.4	0.1
D	100.0	25.2	0.5	0	51.2	6.9	1.9	6.0	0.3	0.4	5.1	2.5	0

第11表 産業（大分類）別14才以上就業者数の割合——全国

全産業	農業	林業及び狩猟業	漁業及び水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売業及び小売業	金融保険及び不動産業	運輸・通信その他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業及び不詳
100.0	45.3	1.1	1.9	1.6	3.9	15.9	10.8	1.0	5.1	8.9	4.2	0.2

第12表 炭鉱町の地域別、就業状態別の人口

区 分 地 域 別	総 数	労働力														完全失業者	非 労 働 力	不 詳
		合 計	就業者															
			小 計	農 業	林業及び狩猟業	漁業及び水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業	金融保険及び不動産業	運輸・通信その他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業及び不詳			
計	190,793	66,936	66,014	9,074	779	8	37,052	3,854	2,639	4,308	221	2,281	4,173	1,586	39	922	123,698	159
A	100,537	31,174	30,845	1,684	524	0	19,302	1,692	1,166	1,949	87	1,697	2,159	584	0	329	69,363	0
B	29,701	9,721	9,292	382	6	6	5,746	523	618	743	50	228	599	355	36	429	19,821	159
C	14,400	6,167	6,046	2,014	146	2	1,876	266	470	420	21	274	411	143	3	121	8,233	0
D	46,155	19,874	19,831	4,993	103	0	10,126	1,373	385	1,196	63	82	1,004	504	0	43	26,281	0

調査1の結果をまとめると次のようになる。

1 人 口

炭鉱4地域（略して炭鉱町とする。）の総人口は190,793人で、その中64.6%を鉱業関係（鉱業就業者

およびその家族)の人口が占めていて、地域別にみると最高は 72.2%、最低は 42.3% で、全国の鉱業世帯家族数の比率 2.1% と比べると非常に高率である。

2 世 帯 数

炭鉱町の総世帯数は 38,268 世帯で鉱業世帯は 64.3%、最高の地域は 71.2%、最低の地域でも 41.2% で、全国の鉱業世帯の 2.2% と比べると著しく高く、人口の場合と全く同じ傾向を示している。

3 就 業 状 態

炭鉱町の労働力人口の比率は 35.1% (66,936人) で全国の 43.6% よりは低い。労働力人口を更に就業者と完全失業者に分けると、炭鉱町の完全失業者は 922 人で 1.4% を占め、全国の 2.0% より低くなっている。次に就業者を産業別にみると 37,052 人 56.1% が鉱業で、次は農業の 13.7% となつている。全国の場合の農業 45.3%、製造業 15.9%に較べると、炭鉱町は鉱業が経済の中心となつていることが明らかである。

4 人口、世帯数、就業状態の点からみると、炭鉱町の人口の半数以上が直接鉱業によつて生計を維持していて、就業者の半数以上が鉱業就業者である。又農業就業者の約 13% を除いては他の直接生産的な産業に就業している者は低率で、炭鉱町全体が鉱業を中心とした特殊な経済機構を形成している。このことは社会的、或は自然地理的な発展の過程の中にその原因を求めることができよう。

調査Ⅱ 年少者の就業状態

第 13 表 炭鉱町の中学校卒業者の卒業後の状況

区 分		実 数					比 率				
		総 数	上級学校 入学者	就 職 者	無 業	死亡不詳	上級学校 入学者	就 職 者	無 業	死亡不詳	
計	昭和23年度	1,701	597	348	723	33	35.1	20.5	42.5	1.9	
	24	3,169	1,270	851	950	98	40.0	26.9	30.0	3.1	
	25	3,299	1,657	733	602	307	50.3	22.2	18.2	9.3	
	26	3,349	1,754	845	683	67	52.4	25.2	20.4	2.0	
男	昭和23年度	979	365	220	378	16	37.3	22.5	38.6	1.6	
	24	1,602	722	519	300	61	45.1	32.4	18.7	3.8	
	25	1,715	969	440	181	125	56.4	25.7	10.6	7.3	
	26	1,663	1,032	428	185	18	62.1	25.7	11.1	1.1	
女	昭和23年度	722	232	128	345	17	32.1	17.7	47.8	2.4	
	24	1,567	548	332	650	37	35.0	21.2	41.4	2.4	
	25	1,584	688	293	421	182	43.4	18.5	26.6	11.5	
	26	1,686	722	417	498	49	42.8	24.7	29.5	2.9	

(注) 昭和23年度の人員数はC地域の調査が不可能であつたためC地域の総数である。

第 14 表 全国の中学校卒業者の卒業後の状況

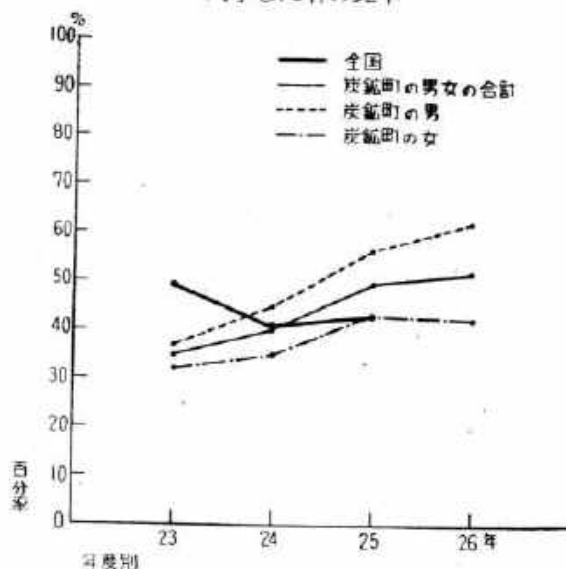
区 分	総 数	上級学校 入学者	就 職 者	無 業	死亡不詳	同 比 率			
						上級学校 入学者	就 職 者	無 業	死亡不詳
昭和 23 年度	1,283,826	633,905	501,725	124,392	23,804	49.38	39.08	9.69	1.85
24	1,588,227	652,259	717,177	191,047	27,744	41.07	45.16	12.03	1.74
25	1,713,361	750,113	792,668	146,057	24,523	43.78	46.26	8.52	1.44

文部省で実施している中学校卒業後の状況調査票を年度別に調査対象地ごとに集計し、更に4地域をまとめたものである。

尚、昭和23年度はC地域の調査票を入手することが出来なかつたため、23年度の人員数は3地域の集計数である。

炭鉱町の中学校卒業者は昭和24年度3,169人、25年度3,209人、26年度3,349人と増加を示している。その中の上級学校入学者も1,270人、1,657人、1,754人と増加している。男子についてみると卒業者

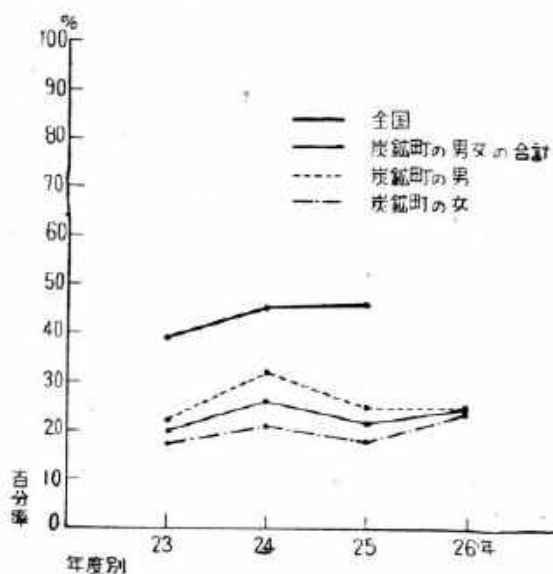
第9図 中学校を卒業して上級学校に入学した者の比率



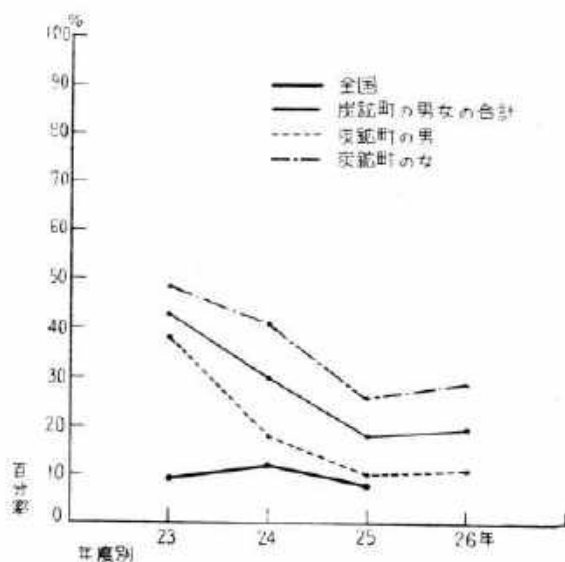
は昭和24年度1,602人、25年度1,715人、26年度1,663人と著しい変化はみられないが、女子は1,567人、1,584人、1,686人と年度毎に増加している。

次に昭和25年度(昭和26年度の全国中学校卒業者の卒業後の状況調査結果はまだ出来ていなかった為)の全国の中学校卒業者の卒業後の状況と炭鉱町の場合との比率を比較すると、「上級学校入学者」は全国は約44%だが、炭鉱町は約50%と非常に高い。「就職者」の比率は逆に全国が約46%、炭鉱町が約22%と炭鉱町が低い。又「無業」は全国約8%、炭鉱町約18%、「死亡不詳」は全国が約1%、炭鉱町が約9%である。そこで炭鉱町は全国と比較すると上級学校入学者の比率は高いが、就職者の比率は低

第10図 中学校を卒業して就職した者の比率



第11図 中学校を卒業して無職の者の比率



第 15 表 学びながら働いている者の人数および比率

年 度 別	実 数						同 比 率		
	就 業 者			就業者のうち上級学校への入学者			計	男	女
	計	男	女	計	男	女			
昭和 23 年度	348	220	128	15	9	6	4.3	4.1	4.7
24	851	519	332	36	31	5	4.2	6.0	1.5
25	733	440	293	133	96	37	18.1	21.8	12.6
26	845	428	417	59	46	13	7.0	10.7	3.1

(註) 昭和23年度の人員数はC地域の調査が不可能であつたため3地域の総数である。

く、無業の者の比率が比較的高いようにみられる。

次に「全国」、「炭鉱町の男女の計」、「炭鉱町の男子」、「炭鉱町の女子」の4つの比率を各項目別にグラフにしたのが第9図から第11図までである。上級学校入学者は、全国は24年度で幾分下つてからあまり変化がないが、炭鉱町の場合は年度毎に上昇し、23年度では全国よりずっと比率が低かつたものが、25年度には逆に高くなつてい。特に男子の上昇は著しい。炭鉱町の実業者の比率は全国の比率より低く、年度別の変化は少い。無業の炭鉱町の比率は昭和23年度は非常に高かつたものが、25年度までに急激に低くなつてい。それでも全国の比率に較べると高い率を示している。

次に炭鉱町の中学校を卒業して就職した者についてみると、働きながら上級学校に入学した者は昭和24年度36人、25年度133人、26年度59人となつてい。就職者の中の上級学校入学者を年度別にみると、昭和25年度に上昇した線が26年度には又下降を示している。男子と女子を較べると、昭和23年度にはあまり差がなかつたものが、24年度以後は男子が著しい増加を示すが、女子の増加率は男子よりはるかに低率である。働きながら上級学校に就学している者について学校の種類別にみたのが第19表である。これによると昭和23年には「その他の学校」が約26%を占めているのに、昭和24年以降は高等学校および高等学校別科がその殆んどを占めている。殊に昭和26年度には高等学校別科が約30%を占めてい

第 16 表 働きながら学ぶ者学校の種類別数および比率

年 度 別 区 分	実 数				比 率			
	計	高等学校	高等学校別科	その他の学校	計	高等学校	高等学校別科	その他の学校
昭和23年度	15	11	-	4	100.0	73.3	-	26.7
24	36	33	3	-	100.0	91.7	8.3	-
25	133	102	-	1	100.0	99.2	-	0.8
26	59	41	18	-	100.0	69.5	30.5	-

(註) 昭和23年度の人員数はC地域の調査が不可能であつたため3地域の総数である。

る。次に年度別、学校の種類別に各地域の傾向をみると、A地域は各年度とも相当数の者が働きながら学んでいるが、B、C、D地域は上級学校入学者は僅かで、働きながら学ぶことの困難を示している。

次に就職者を産業別にみると、農業、製造業、卸売及び

小売業、鉱業等の比率が高く、炭鉱町全体では鉱業就業者が半数以上を占めているのと較べると、中学卒業

者の就職する産業は異つた傾向を示すものといえよう。年度別にみると農業就業者は毎年減つてゐるが、鉱業就業者数は毎年ほぼ一定した比率を示している。男子についてみると、農業、建設業就業者の比率は24年を最高として減少し、製造業就業者は年度による差が激しいが、鉱業就業者は増加の傾向をたどつてゐる。女子は農業、製造業、卸売及び小売業等の比率が高く鉱業就業者は非常に少い。年度別にみると農業就

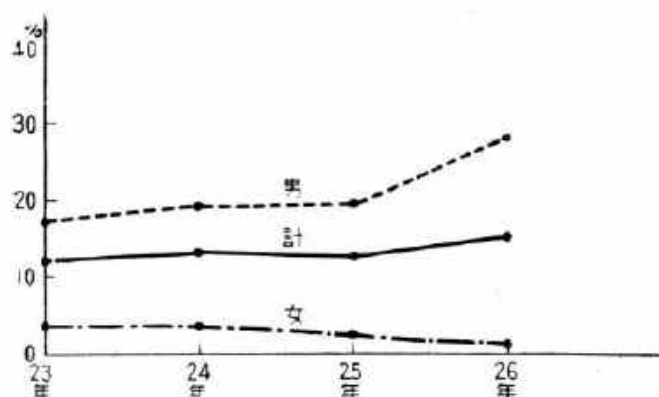
第17表 就職者のうち上級学校への入学者

区 分		計					男					女				
		計	A	B	C	D	計	A	B	C	D	計	A	B	C	D
昭和23年度	計	15	15	-	-	-	9	9	-	-	-	6	6	-	-	-
	高等学校	11	11	-	-	-	9	9	-	-	-	2	2	-	-	-
	高等学校別科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の学校	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-
24	計	36	29	-	7	-	31	27	-	4	-	5	2	-	3	-
	高等学校	33	27	-	6	-	28	25	-	3	-	5	2	-	3	-
	高等学校別科	3	2	-	1	-	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-
	その他の学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	計	133	124	9	-	-	96	-	-	-	-	37	37	-	-	-
	高等学校	132	123	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高等学校別科	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の学校	1	1	-	-	-	86	-	-	-	-	37	37	-	-	-
26	計	59	45	3	-	11	46	35	3	-	8	13	10	-	-	3
	高等学校	41	27	3	-	11	30	19	3	-	8	11	8	-	-	3
	高等学校別科	18	18	-	-	-	16	16	-	-	-	2	2	-	-	-
	その他の学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第18表 中学校卒業者の産業別就職状況—比率

年 度 別	合計	農業	林業及び狩猟業	漁業及び水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業	金融保険及び不動産業	運輸通信及びその他の公益事業	サービス業	公務	その他
計	昭和23年	100.0	18.9	1.7	0.3	12.3	8.0	25.4	15.5	0.6	5.2	4.0	2.9
	24	100.0	41.9	0.2	-	13.0	11.5	13.6	5.6	-	2.0	5.0	7.1
	25	100.0	18.4	1.1	0.1	12.6	10.4	23.4	15.7	-	5.2	8.2	4.1
	26	100.0	11.1	0.5	-	15.2	5.4	15.5	14.7	-	3.2	15.2	17.3
男	昭和23年	100.0	16.7	1.8	0.5	17.2	10.9	26.1	11.3	0.5	7.7	2.3	2.3
	24	100.0	32.2	0.4	-	19.0	18.3	14.8	4.1	-	1.7	2.7	6.6
	25	100.0	14.8	1.8	-	19.5	17.1	24.2	14.8	-	3.6	4.3	2.0
	26	100.0	10.7	0.9	-	28.7	9.6	18.6	10.5	-	3.5	8.4	6.8
女	昭和23年	100.0	22.7	1.6	-	3.9	3.1	24.1	22.7	0.8	0.8	7.0	3.9
	24	100.0	56.5	-	-	3.8	1.2	11.8	7.9	-	2.4	8.5	7.9
	25	100.0	23.9	-	0.3	2.4	0.3	22.2	21.5	-	7.5	14.0	7.2
	26	100.0	11.5	-	-	1.4	1.2	12.2	18.9	-	2.9	22.3	28.2

第12図 中学を卒業して鉱業に就業した者の
年度別比率



就業者は 24 年度を最高として減少し、逆にサービス業が 25、26 年度と増加している。これらの資料を通じて、昭和 24 年度の就業者は農業の比率が特に高く、鉱業を除いた他の産業就業者の比率が一般的に低くなっているのは特殊な現象である。鉱業就業者について、その他の産業就業者と比較したのが第 20 表である。これによると、中学校卒業の鉱業就業者は幾分増加していて、男子は年度毎に増加を示しているが、女子は逆に減少している。

第 19 表 炭鉱町の中学校卒業者の卒業後の状況——地域別

区 分		実 計					数						
		計					男						
		計	A	B	C	D	計	A	B	C	D		
昭和二十三年 度	上へ者 教の入 学校 校 ハ ニホ 就無死 不	計	1,701	928	288	-	485	979	555	180	-	244	
		1. 2. 3.	計	597	317	107	-	173	365	199	70	-	96
			計	466	247	80	-	139	316	168	70	-	78
			計	28	28	-	-	-	28	28	-	-	-
		1. 2. 3.	計	103	42	27	-	34	21	3	-	-	18
			計	348	212	82	-	54	220	141	44	-	35
			計	723	394	71	-	258	378	214	51	-	113
		1. 2. 3.	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計	33	5	28	-	-	16	1	15	-	-
			計	3,169	1,757	477	262	673	1,602	917	227	122	336
昭和二十四 年度	上へ者 教の入 学校 校 ハ ニホ 就無死 不	計	1,270	672	179	106	313	722	408	101	53	160	
		1. 2. 3.	計	1,060	543	159	105	253	643	370	86	52	135
			計	48	22	16	-	10	41	18	15	-	8
			1. 2. 3.	計	162	107	4	1	50	38	20	-	1
		計		851	455	298	49	49	519	327	121	29	37
		計		950	622	-	107	221	300	179	-	40	81
		1. 2. 3.	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計	98	8	-	-	90	61	3	-	-	58
			計	3,299	1,864	543	283	609	1,715	994	273	146	302
		昭和二十五 年度	上へ者 教の入 学校 校 ハ ニホ 就無死 不	計	1,657	976	235	133	313	969	580	125	77
1. 2. 3.	計			1,363	772	223	106	262	902	542	125	72	163
	計			5	-	-	5	5	-	-	-	5	-
	1. 2. 3.			計	289	204	12	22	51	62	38	-	-
計				733	380	160	77	116	440	244	87	42	67
計				602	296	83	73	150	181	91	30	27	33
1. 2. 3.	計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計			307	212	65	-	30	125	79	31	-	15
	計			3,349	1,812	547	246	744	1,663	889	265	124	385
昭和二十六 年度	上へ者 教の入 学校 校 ハ ニホ 就無死 不			計	1,754	1,031	214	129	380	1,032	634	114	66
		1. 2. 3.	計	1,416	818	201	126	271	869	536	114	65	154
			計	98	68	-	2	28	67	59	-	-	8
			1. 2. 3.	計	240	145	13	1	81	96	39	-	1
		計		845	425	170	38	212	428	174	113	34	107
		計		683	306	147	78	152	185	70	32	23	60
		1. 2. 3.	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計	67	50	16	1	-	18	11	6	1	-

第 19 表 炭鋸町の中學校卒業者の卒業後の状況——地域別（續き）

区 分	実 数					比 率		
	女					計	男	女
	計	A	B	C	D			
昭和二十三年度	計	722	373	108	-	241	100.0	100.0
上へ入学者	1. 高等	232	118	37	-	77	35.1	37.3
上級学校	2. 高等	150	79	10	-	61	-	-
ロハニホ	3. 高等	-	-	-	-	-	-	-
就職	計	82	39	27	-	16	-	-
就無死不	1. 高等	128	71	38	-	19	20.5	22.5
者業亡詳	2. 高等	345	180	20	-	145	42.5	47.8
	3. 高等	-	-	-	-	-	-	-
	計	17	4	13	-	1.9	1.6	2.4
昭和二十四年度	計	1,567	840	250	140	337	100.0	100.0
上へ入学者	1. 高等	548	264	78	53	153	40.0	45.1
上級学校	2. 高等	417	173	73	53	118	-	-
ロハニホ	3. 高等	7	4	1	-	2	-	-
就職	計	124	87	4	-	33	-	-
就無死不	1. 高等	332	128	112	20	12	26.9	32.4
者業亡詳	2. 高等	650	443	-	67	140	30.0	41.4
	3. 高等	-	-	-	-	-	-	-
	計	37	5	-	-	32	3.1	3.8
昭和二十五年	計	1,584	870	270	137	307	100.0	100.0
上へ入学者	1. 高等	688	396	110	56	126	50.3	56.4
上級学校	2. 高等	461	230	98	34	99	-	-
ロハニホ	3. 高等	-	-	-	0	-	-	-
就職	計	227	166	12	22	27	-	-
就無死不	1. 高等	293	136	73	35	49	22.2	25.7
者業亡詳	2. 高等	421	205	53	46	117	18.2	10.6
	3. 高等	-	-	-	-	-	-	-
	計	182	133	34	-	15	9.3	7.3
昭和二十六年	計	1,686	923	282	122	359	100.0	100.0
上へ入学者	1. 高等	722	397	100	63	162	52.4	62.1
上級学校	2. 高等	547	282	87	61	117	-	-
ロハニホ	3. 高等	31	9	-	2	20	-	-
就職	計	144	106	15	-	25	-	-
就無死不	1. 高等	417	251	57	4	105	25.2	25.7
者業亡詳	2. 高等	498	236	115	55	92	20.4	11.1
	3. 高等	-	-	-	-	-	-	-
	計	49	39	10	-	-	2.0	1.1

註 昭和23年度の人員数はC地域の調査が不可能であつたため3地域の総数である。

第 20 表 鉱業非鉱業別就業者の比率（総数）

区 分	計		男		女	
	鉱 業	その他	鉱 業	その他	鉱 業	その他
昭和23年度	12.3	87.7	17.2	82.8	3.9	96.1
24	13.0	87.0	19.0	81.0	3.8	96.2
25	12.8	87.4	19.5	80.5	2.4	97.6
26	15.2	84.6	28.7	71.3	1.4	98.6

炭鋸町の年少者の就業状態を中學校卒業者の卒業後の状況調査によつてみると、次のようなことがいえる。

1 炭鋸町の中學校卒業者は年度毎に増加している。

2 中學校卒業者の卒業後の状況について全国の状況と比較すると、上級学校入学者

第21表 職業別被疑者表

(14才以上20才未満)

年 別	総 数		男		女	
	鉱山 労働者	その他	鉱山 労働者	その他	鉱山 労働者	その他
昭和 23 年	28.7	71.3	27.5	72.4	-	-
昭和 24 年	18.4	81.6	21.4	78.6	2.1	97.9
昭和 25 年	16.1	83.9	17.4	82.6	-	-
昭和 26 年	15.0	85.0	16.3	83.7	-	-

の比率は炭鉱町の方が高く、しかも年度毎に上昇している。逆に就職者の比率は全国の場合より低く、年度による変化はあまりみられない。無業の者の比率は炭鉱の方が高いが、年度ごとに比率は低くなっている。

3 就職者についてみると、働きながら上級学校に入学する者は昭和 25 年度に 18.1% と著しく上昇したのが、26 年度には 7.0% と又減少している。学校の種類は殆んど高等学校と高等学校別科である。

第 22 表 年別罪種別被疑者表の比率

(14 才以上 20 才未満)

年 別	計	殺人	嬰兒殺	屋 内 強 盗				屋 外 強 盗				放火	強姦	暴行
				殺人	強姦	傷人	普通	殺人	強姦	傷人	普通			
計	昭和 23 年	100.0	-	0.3	-	-	-	-	-	0.3	-	-	-	1.1
	24	100.0	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	1.3	2.0
	25	100.0	-	0.3	-	-	0.5	-	-	-	-	-	0.7	3.2
	26	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6	5.1
男	昭和 23 年	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.3	-	-	-	1.3
	24	100.0	-	-	-	-	0.8	-	-	-	-	-	1.6	2.4
	25	100.0	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	0.8	3.6
	26	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8	5.5
女	昭和 23 年	100.0	-	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	24	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	100.0	-	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 別	傷害	脅迫	恐喝	窃 盗 詐 欺					横領	賭博	強姦	その他の 刑法犯			
				屋内盗	屋外盗	指摘	偽造 詐欺	その他の 詐欺							
計	昭和 23 年	5.5	-	-	46.7	17.5	1.9	-	3.8	-	3.6	14.3	-	0.3	4.7
	24	10.4	1.0	-	56.1	11.4	2.7	-	4.0	-	1.0	1.7	-	-	7.7
	25	8.8	0.7	0.3	50.9	23.6	0.7	0.5	2.2	-	1.7	1.2	-	0.3	4.4
	26	9.7	0.9	-	36.9	32.5	2.9	0.6	1.4	-	2.0	-	-	-	5.4
男	昭和 23 年	6.3	-	-	43.3	18.9	2.2	-	2.8	-	3.5	15.4	-	0.3	4.7
	24	11.5	1.2	-	53.9	12.7	3.2	-	2.4	-	0.8	2.0	-	-	7.5
	25	9.8	0.8	0.3	49.1	24.5	0.6	0.3	1.6	-	1.6	1.4	-	0.3	4.7
	26	10.5	0.9	-	35.8	33.5	3.4	0.3	0.6	-	1.5	-	-	-	5.2
女	昭和 23 年	-	-	-	70.2	8.5	-	-	10.6	-	4.3	-	-	-	4.3
	24	4.3	-	-	68.0	4.3	-	-	12.8	-	2.1	-	-	-	8.5
	25	-	-	-	65.8	15.9	2.3	2.3	6.8	-	2.3	-	-	-	2.3
	26	-	-	-	53.9	19.2	-	-	11.5	-	7.7	-	-	-	7.7

就業している産業は鉱業 12～15% (年度別) で、全就業者が鉱業に約 56% 就業しているのとくらべると、異つた傾向である。

調査Ⅱ 年少者の犯罪、不良化の状態

この項では国家地方警察本部の被疑者職業別調、検挙人員罪種別内訳調、虞犯少年、不良少年 (犯罪少年を除く) の取扱状況等の調査を集計して、炭鉱町の年少者および炭鉱町全体の、犯罪の状況を明らかにしたものである。

第23表 年齢、年別検挙人員数別

年 令 別		昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年
総 数	計	1,756	1,490	1,535	1,606
	14年未満	65	52	116	51
	14 ～ 18	122	167	196	187
	18 ～ 20	180	125	138	130
	20 ～ 25	465	377	401	428
	25 ～ 40	661	512	495	564
	40 ～ 60	260	243	177	233
	60年以上	3	14	12	13
	計	1,647	1,369	1,408	1,506
	14年未満	51	40	105	40
男	14 ～ 18	113	141	175	171
	18 ～ 20	166	111	120	126
	20 ～ 25	448	355	375	405
	25 ～ 40	631	475	457	535
	40 ～ 60	236	233	164	216
	60年以上	2	14	12	13
	計	109	121	127	100
	14年未満	14	12	11	11
女	14 ～ 18	9	26	21	16
	18 ～ 20	14	14	18	4
	20 ～ 25	17	22	26	23
	25 ～ 40	30	37	38	29
	40 ～ 60	24	10	13	17
	60年以上	1	-	-	-

(註) 昭和26年10月以降湯本町自治警察は磐崎村を合併して地区署となつた為に湯本町だけの数は把握し難い

第24表 全国および炭鉱町の人口検挙人員数および比率

実		数		比 率	
人 口		検 挙 人 員			
炭鉱町	全 国	炭鉱町	全 国	炭鉱町	全 国
190,793	83,200,000	1,606	619,035	0.9	0.8

(1) 被疑者職業別調

この調査では、B、C地域の昭和 23 年の資料は入手出来なかつたので集計から除かれている。第21表から第24表までは、14 才以上 20 才未満の被疑者に関するものである。これによると各年別とも学生、無職、鉱山労務者の比率が高い。昭和 26 年の全国の職業別比率と、炭鉱町の比率とを較べると学生および無職の者の比率は全国の場合と同じような傾向だが、鉱山労務者は全国が 1.0% であるのに対して炭鉱町は 15.0% と非常に高くなつていゝ。しかしこのことは、炭鉱町の鉱業就業者の人員数からみて当然のことであろう。但し鉱山労務者と、その他の者に分けて比較すると、鉱山労務者の被疑者の比率は年々減少している。

第 22 表は年別、罪種別被疑者表である。男女ともに窃盗の比率が最も高く半数以上を占め、兇悪と思われる罪種の比率は比較的低い。

(2) 検挙人員罪種別内訳調

昭和 23 年のB、地域の資料は入手不可能なので除いた。又罪種については前の項にもあるので、炭鉱町の検挙人員を年齢および年別にみたのが第 23 表である。検挙人員総数は昭和 24 年が最も少く、その後増加の傾向を示している。(なお、昭和26年10月以降B地域の調査対象数が増加している。) 年齢別にみると 25～40 才が最も多く、毎年の検挙人員数の推移は年齢によつてまちまちである。又女子の犯罪は相対的に少い。

次に昭和 26 年の炭鉱町の人口に対する検挙人員数と、全国人口に対する全国の検挙人員数の比率を

第25表 全国および炭鉱町の年齢別検挙人員数および比率

年 令 別		実 数		比 率	
		炭鉱町	全 国	炭鉱町	全 国
総 数	計	1,606	6,190,035	100.0	100.0
	14年未満	51	32,777	3.2	5.3
	14 ～ 18	187	75,626	11.7	12.2
	18 ～ 20	130	58,030	8.1	9.4
	20 ～ 25	428	136,752	26.7	22.1
	25 ～ 40	564	196,771	35.0	31.8
	40 ～ 60	233	106,748	14.5	17.2
	60年以上	13	12,331	0.8	2.0
男	計	1,506	5,675,616	100.0	100.0
	14年未満	40	29,742	2.7	5.2
	14 ～ 18	171	70,328	11.4	12.4
	18 ～ 20	126	53,999	8.4	9.5
	20 ～ 25	405	127,956	26.8	22.6
	25 ～ 40	535	179,106	35.4	31.5
	40 ～ 60	216	96,008	14.4	16.9
	60年以上	13	10,477	0.9	1.9
女	計	100	51,419	100.0	100.0
	14年未満	11	3,035	11.0	5.9
	14 ～ 18	16	5,298	16.0	10.3
	18 ～ 20	4	4,031	4.0	7.8
	20 ～ 25	23	8,796	23.0	17.1
	25 ～ 40	29	17,665	29.0	34.4
	40 ～ 60	17	10,740	17.0	20.9
	60年以上	-	1,854	-	3.6

だと、炭鉱町が 0.9%、全国が 0.8% で殆ど同じような傾向といえよう。

更に炭鉱町の総検挙人員に対する炭鉱町の年齢別検挙人員の比率と、全国総検挙人員に対する全国の年齢別検挙人員の比率を較べると、炭鉱町は20～40才の比率が高いが、20才以下は全国の比率が高くなっている。又男子の場合も全く同じ傾向がみられる。女子の場合は18才未満は炭鉱の比率が高く18～20才、25～40才は全国の比率が高い。

(3) 虞犯少年、不良少年(犯罪少年を除く)の取扱状況

この調査は炭鉱町を管轄地域とする警察が取扱った虞犯、不良少年(犯罪少年を除く)の人員数を調べたものである。この場合、犯罪少年(刑法犯)の場合と異り、法的に全員の数をとらえる事は不可能で、種々の条件に左右されるので、人員数を機械的に比較する事は危険である。尚、資料はA地域は昭和26年、B地域は25年、26年、C地域は24年から26年まで、D地域は23年より26年までの資料に基づくものである。

第26表は年齢別の虞犯、不良少年の比率である。

これによると14才以上18才未満の者の比率は昭和23年に59.8%を占めていたものが、26年には40.0%と減少している。逆に14才未満および18才

～20才の者は増加している。昭和26年の全国の年齢別比率と較べると14才～18才の者は全国43.2%、炭鉱町40.0%で全国の比率が高く、18才～20才の者全国37.9%、炭鉱町22.0%で全国の比率が高い。そこで14才未満の年少者の比率は炭鉱町が高いことを示す。男子と女子を較べると、男子は全体の傾向と同じだが、女子は14～18才が昭和26年で53.0%と相当高い比率を示している。尚、年齢別、地域別にみると相当の地域差がみられる。

第26表 年齢別虞犯、不良少年数の比率

年 別	総 数			男			女		
	14才未満	14才以上18才未満	18才以上20才未満	14才未満	14才以上18才未満	18才以上20才未満	14才未満	14才以上18才未満	18才以上20才未満
昭和23年	31.8	59.8	8.4	32.4	59.0	8.6	-	100.0	-
24	46.7	39.0	14.3	47.3	38.2	14.5	-	100.0	-
25	26.8	35.9	37.3	26.4	36.1	37.5	50.0	25.0	25.0
26	38.0	40.0	22.0	39.0	39.0	22.0	23.5	53.0	23.5

じだが、女子は14～18才が昭和26年で53.0%と相当高い比率を示している。尚、年齢別、地域別にみると相当の地域差がみられる。

虞犯、不良少年の行為別の比率によると、昭和26年は金銭濫費、喫煙、家出等が10%強を占めている。年別にみ

ると不健全娯楽、家出等は増加しているが、怠学怠業、物品持出、飲酒等は減少している。実数の大部分を占める男子の傾向も全く同じである。女子は昭和 26 年は家出 52.9%、金銭濫費 23.5% が比率の高い行為である。全国の行為別比率は喫煙の 36.1%、怠学怠業の 11.9%、盛場はいかいの 7.9% 等が高い比率を示し、炭鉱町と異つた傾向である。

炭鉱町の年少者の犯罪、不良化の状態をまとめると次のようになる。

1 被疑者職業別調によると、14 才以上 20 才未満の被疑者は炭鉱山労務者、学生無職の比率が高いが、炭鉱山労務者の比率は年々減少している。但しこの年齢層の者は学生、炭鉱山労務者が多く、又炭鉱町の特殊性として鉱業就業者が半数以上を占めているので、このような結果が出たことは当然のことと思われる。罪種は窃盗が最も多い。

2 検挙人員数についてみると、昭和 24 年を最低として幾分増加を示している。昭和 26 年の全国総人口に対する全国の検挙人員数と、炭鉱町の人口に対する検挙人員数を比較すると前者が 0.8%、後者が 0.9% で同じような傾向である。年齢別の比率をみると、20 才以下の男子の検挙人員は全国の比率が高く、18 才

第 27 表 年別、行為別虞犯、不良少年数の比率

年 別	兇器所持	暴 行	けんか	たかり	家 出	怠学怠業	物品持出	金銭濫費	婦女誘惑いたづら	
総 数	昭 和 23 年	3.7	-	1.9	-	1.9	15.8	14.0	-	1.9
	24	-	-	5.2	1.9	-	31.3	-	3.0	-
	25	-	-	2.1	0.7	3.5	10.2	10.9	7.7	-
	26	-	7.6	4.8	-	11.6	7.2	4.4	13.2	0.8
男	昭 和 23 年	3.8	-	1.9	-	1.9	16.3	13.3	-	1.9
	24	-	-	5.3	2.0	-	30.2	-	13.2	-
	25	-	-	2.1	0.7	2.5	10.4	10.6	7.9	-
	26	-	8.2	5.1	-	8.6	7.7	4.3	12.3	0.9
女	昭 和 23 年	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-
	24	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
	25	-	-	-	-	75.0	-	25.0	-	-
	26	-	-	-	-	52.9	-	5.9	23.5	-

年 別	不 純 異 性交遊	飲 酒	喫 煙	不良交遊	不 良 団 體	盛場徘徊	不 健 全 娯 楽	そ の 他	
総 数	昭 和 23 年	0.9	7.5	23.4	3.7	-	1.9	-	23.4
	24	-	24.0	-	5.8	-	4.5	2.6	11.7
	25	2.8	3.5	35.0	2.8	-	-	1.1	19.7
	26	3.6	2.4	12.4	9.6	-	2.8	17.2	2.4
男	昭 和 23 年	-	7.6	23.8	3.8	-	1.9	-	23.8
	24	-	24.4	-	5.9	-	4.6	2.6	11.8
	25	2.9	3.6	35.3	2.9	-	-	1.2	19.9
	26	3.9	2.6	13.3	9.5	-	3.0	18.4	2.2
女	昭 和 23 年	50.0	-	-	-	-	-	-	-
	24	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	-	-	-	11.8	-	-	-	5.9

未満の女子は炭鉱町の比率が高い。

2 炭犯少年、不良少年（犯罪少年を除く）の年齢別の状態をみると、14才以上18才未満の比率が昭和23年には59.8%であつたのが26年には40.0%と減少し、全国の年齢別比率より低い。14才未満の比率は全国の状態より高くなつている。女子は昭和26年には14才以上18才未満の者が53.0%を占めている。

む す び

いわゆる炭鉱町の特色として、働いている者の50%以上は炭鉱で働き、町の人口の半数以上の者は直接鉱業によつて生計をたてている。このような炭鉱を中心とした町でも、中学校を卒業して就職する者（年少者）のうち、炭鉱で働く者は12~15%にすぎない。そして炭鉱町の失業者の比率は全国の比率より低いにもかかわらず、中学校卒業者の無業の者の比率は全国の比率より高くなつている。しかしこの比率も年々低くなつている。昔から炭鉱町は一般に文化水準は低いものとされているが、中学校を卒業して上級学校に入学する者の比率は、全国の比率よりも高く、更に著しい増加を示している。次に人口に対する検挙人員の比率をみると、炭鉱町がとくに高いということはなく、全国の場合と殆んど変りがない。又男子の20才以下の検挙人員は全国の場合より遙かに低率である。逆に18才未満の女子の場合は炭鉱町の比率が高い。次に14才以上20才未満の被疑者について職業別にみると学生、鉱山労務者、無業の者の比率が高い。このことは鉱山労務者を除いては全国の場合と同じような傾向といえる。鉱山労務者に多いのは前記の炭鉱町の特性からみて当然のことであろう。

以上のことをまとめると次のようになる。

1 炭鉱町の経済状況は特殊なもので、鉱業以外の産業は比較的発達していなくて、鉱業中心の経済構造をもつことが想像される。そして町の半数以上が鉱業により生計を維持している。

2 成人失業者は比較的少ないが、年少者の場合、新規中学校卒業者の就職状況調によると（3月に卒業した者についての6月30日現在の統計）無業の者が比較的多い。しかしこの比率は減少を示している。

3 昔から炭鉱町は文化の低い荒んだ町とされていたが、現在の炭鉱町は中学卒業者の上級学校進学率は高く、しかも増加を示し、検挙人員の比率も全国の状態と殆んど変りなく、20才未満の検挙人員は全国の場合より低い。即ち炭鉱町の犯罪は特別に多いとはいえず、ことに男子の20才未満の場合は少い。

3 以上のことから、炭鉱町の経済構造は他と異なるが、炭鉱町は昔からいわれてきたように荒んだ町ではなく、犯罪の発生状況も他と変りなく、文化水準も決して低いとは思われず、又年少者の犯罪、不良化の状況も全国と比較してむしろ低いように思われる。そして炭鉱町の年少者は坑内労働を許されず、炭鉱では坑内坑外の人員数の比率を決められているために就業することも出来ず、ブラブラしている中に不良化する等々多くの事がいわれているが、それらが根拠の薄いものであり、事実と相違することが明らかである。

この調査の終了にあつて、この調査を実施できたことは文部省調査局統計課、国家地方警察本部刑事部調査統計課、防犯課および夕張市役所、湯本町、大嶺町、宮田町各町役場の御協力に負うものであることを附記しておく。

附 表

第 1 表 從

種 別		區 別	全 從 業 員 數			1 9 才			1 8	
			計	男	女	計	男	女	計	男
總 數 (A + B)			31,110	28,490	2,620	1,156	1,014	142	690	629
A 勞 務 者 合 計			28,319	25,918	2,403	1,139	1,003	136	688	627
常 勞 務 者	{	坑 內	18,019	18,019	-	567	567	-	331	331
		坑 外	10,220	7,856	2,364	572	436	136	357	296
臨 時 夫	{	坑 內	1	1	-	-	-	-	-	-
		坑 外	79	40	39	-	-	-	-	-
B 職 員 合 計			2,791	2,574	217	17	11	6	2	2
坑 內			1,052	1,052	-	2	2	-	1	1
坑 外			1,739	1,522	217	15	9	6	1	1
長 期 欠 勤 者 合 計			843	583	80	4	3	1	1	1
勞 務 者	{	坑 內	430	430	-	1	1	-	-	-
		坑 外	169	118	51	4	3	1	1	1
職 員	{	坑 內	11	11	-	-	-	-	-	-
		坑 外	33	24	9	-	-	-	-	-

第 2 表 從 業 員

年 齡 性 別		坑 內				
		全 從 業 員			1 8 才 未	
		計	男	女	計	男
昭和 2 1 年						
勞 務 者	{ 常 備	10,032	9,777	255	480	480
		-	-	-	-	-
職	備時員	880	880	-	-	-
昭和 2 2 年						
勞 務 者	{ 常 備	12,666	12,666	-	532	532
		-	-	-	-	-
職	備時員	809	809	-	-	-
昭和 2 3 年						
勞 務 者	{ 常 備	16,961	16,961	-	206	206
		-	-	-	-	-
職	備時員	1,047	1,047	-	-	-
昭和 2 4 年						
勞 務 者	{ 常 備	17,776	17,776	-	-	-
		-	-	-	-	-
職	備時員	1,163	1,163	-	-	-
昭和 2 5 年						
勞 務 者	{ 常 備	17,318	17,318	-	-	-
		1	1	-	-	-
職	備時員	1,096	1,096	-	-	-
昭和 2 6 年						
勞 務 者	{ 常 備	17,823	17,823	-	-	-
		1	1	-	-	-
職	備時員	1,070	1,070	-	-	-

第 3 表 雇 入 者

年 齡 性 別 種 別		坑 内				
		全 從 業 員			1 8 才 未	
		計	男	女	計	男
昭和 2 1 年	常 備 員	11,738	11,737	1	440	440
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		64	64	-	-	-
昭和 2 2 年	常 備 員	7,678	7,678	-	114	114
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		31	31	-	-	-
昭和 2 3 年	常 備 員	4,822	4,822	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		113	113	-	-	-
昭和 2 4 年	常 備 員	3,100	3,100	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		95	95	-	-	-
昭和 2 5 年	常 備 員	1,827	1,817	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		37	37	-	-	-
昭和 2 6 年	常 備 員	4,530	4,530	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		71	71	-	-	-

第 4 表 退 職 者

年 齡 性 別 種 別		坑 内				
		全 從 業 員			1 8 才 未	
		計	男	女	計	男
昭和 2 1 年	常 備 員	8,060	8,031	29	179	179
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		56	56	-	-	-
昭和 2 2 年	常 備 員	4,952	4,952	-	187	187
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		41	41	-	-	-
昭和 2 3 年	常 備 員	3,743	3,743	-	101	101
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		32	32	-	-	-
昭和 2 4 年	常 備 員	3,698	3,698	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		24	24	-	-	-
昭和 2 5 年	常 備 員	2,893	2,893	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		72	72	-	-	-
昭和 2 6 年	常 備 員	3,508	3,508	-	-	-
勞務者	臨時員	-	-	-	-	-
職		32	32	-	-	-

数の推移 (年別年間実数)

満 女	坑			外		
	全 計	従 業 男	員 女	1 計	8 才 男	未 満 女
-	5,141	3,636	1,505	833	622	211
-	-	-	-	-	-	-
-	121	113	8	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	2,790	1,947	843	462	380	82
-	-	-	-	-	-	-
-	61	57	4	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	3,129	2,171	958	345	206	139
-	-	-	-	-	-	-
-	226	212	14	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	732	459	273	81	51	30
-	-	-	-	-	-	-
-	196	164	32	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	609	377	232	81	27	54
-	-	-	-	-	-	-
-	345	313	32	37	37	-
-	-	-	-	-	-	-
-	129	84	45	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	700	563	137	356	342	14
-	-	-	-	-	-	-
-	145	124	21	24	24	-
-	-	-	-	-	-	-
-	143	105	38	-	-	-

数の推移 (年別年間実数)

満 女	坑			外		
	全 計	従 業 男	員 女	1 計	8 才 男	未 満 女
-	2,103	1,309	794	249	178	71
-	-	-	-	-	-	-
-	111	88	23	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	1,738	993	745	136	83	53
-	-	-	-	-	-	-
-	60	38	22	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	2,890	1,526	1,064	93	31	62
-	-	-	-	-	-	-
-	118	70	48	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	2,065	1,112	953	104	60	44
-	-	-	-	-	-	-
-	141	76	65	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	2,138	1,237	901	55	32	23
-	-	-	-	-	-	-
-	276	233	43	25	25	-
-	-	-	-	-	-	-
-	219	176	43	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	1,322	805	517	25	17	8
-	-	-	-	-	-	-
-	194	181	13	22	22	-
-	-	-	-	-	-	-
-	93	75	18	-	-	-

第 5 表 災 害 原 因

区 分		災 害 回 数	全 従 業 員								小 男	
			小 計		死 亡		重 傷		軽 傷			
			男	女	男	女	男	女	男	女		
災 害 原 因 別												
総 計		9,003	8,816	69	47	-	3,123	37	5,646	32	428	
計		7,954	7,880	-	43	-	2,860	-	4,977	-	350	
坑 内	落ばん又は側壁の崩壊	2,329	2,306	-	29	-	928	-	1,349	-	101	
	ガス又は炭じん燃焼爆発	3	4	-	2	-	2	-	-	-	-	
	ガス中毒又は窒息	4	4	-	-	-	2	-	2	-	-	
	自然爆発	1	10	-	-	-	5	-	5	-	-	
	発破又は火薬類のた	5	10	-	-	-	7	-	3	-	-	
	立抗巻揚機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	装置のため	2	2	-	-	-	2	-	-	-	1	
	鉄車のため	14	16	-	-	-	11	-	5	-	-	
	走又	202	202	-	3	-	96	-	103	-	9	
	逸走	949	917	-	8	-	377	-	532	-	65	
出火		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
坑 外	火機械のた	201	199	-	-	-	80	-	119	-	22	
	機械のた	6	6	-	1	-	1	-	4	-	-	
	飛石又は転	534	533	-	-	-	202	-	331	-	21	
	工器具のた	614	609	-	-	-	211	-	398	-	27	
	墜落	47	47	-	-	-	26	-	21	-	-	
	転倒	473	473	-	-	-	189	-	284	-	20	
	踏	267	265	-	-	-	51	-	214	-	5	
	その他	2,303	2,277	-	-	-	670	-	1,607	-	79	
	計		1,049	938	69	4	-	263	37	669	32	78
	坑 外	発破又は火薬類のた	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉄車のた		208	181	10	1	-	65	6	115	4	25	
架空索道のた		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
機械のた		85	77	3	-	-	26	3	51	-	10	
電気のた		6	6	-	1	-	2	-	3	-	1	
汽かんの破		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
しやく熱溶融物のた		7	7	-	-	-	2	-	5	-	1	
劇物のた		4	4	-	-	-	1	-	3	-	-	
工器具のた		89	78	7	-	-	29	4	49	3	7	
坑 外	墜落	40	30	9	-	-	15	-	15	9	2	
	転倒	97	88	8	-	-	32	5	56	3	4	
	踏	46	43	3	-	-	3	1	40	2	-	
	その他	466	421	29	2	-	87	18	332	11	28	

因 別 災 害 狀 況

1 8 才 以 上 2 0 才 未 満							1 8 才 未 満							
計	死 亡		重 傷 軽 傷				小 計		死 亡		重 傷		軽 傷	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
8	2	-	171	3	255	5	4	-	-	-	1	-	3	-
-	1	-	147	-	202	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	47	-	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	21	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	10	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	10	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	14	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	8	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	32	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	1	-	24	3	53	5	4	-	-	-	1	-	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	7	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	4	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	2	-	5	1	1	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	1	-	9	2	18	4	3	-	-	-	-	-	3	-

第 6 表 疾

区 分 病 名 別	全 従 業 員								1 8	
	小 計		死 亡		重 症		軽 症		小 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	8,375	407	52	8	4,112	250	4,211	149	586	59
伝染病及び 寄生虫病	405	39	21	3	359	34	25	2	32	4
結核性疾患	32	-	-	-	16	-	16	-	3	-
その他の疾患	140	5	-	1	87	2	53	2	3	1
腫 瘍	40	5	1	-	23	2	16	3	4	1
全身病及びビタミン欠乏症	651	36	1	1	315	21	335	14	47	6
血液及び造血臓器の疾患	47	7	-	-	31	3	16	4	2	1
慢性中毒及びアルコール中毒	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-
神経系及び感覚器の疾患	859	28	-	-	456	24	403	4	38	3
循環器系の疾患	195	12	2	1	99	6	94	5	14	2
呼吸器系の疾患(除、結核)	935	51	2	1	381	18	552	32	66	9
消化器系の疾患	2,065	77	13	-	1,042	44	1,010	33	137	7
泌尿性器系の疾患	124	32	2	-	64	21	58	11	20	2
皮膚及び疎性結合組織の疾患	582	12	-	-	294	6	288	6	44	1
骨及び運動器の疾患	292	9	-	-	156	6	136	3	24	1
その他の疾患	2,006	94	10	1	789	63	1,207	30	152	21

第 7 表 勤 続 年 数

区 分 勤続年数別	全 従 業 員								1 8 才	
	小 計		死 亡		重 症		小 計		小 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	2,692	-	27	-	2,665	-	134	-	-	-
坑 内										
6 ヲ月 未 満	155	-	-	-	155	-	51	-	-	-
1 年 "	250	-	-	-	250	-	40	-	-	-
2 年 "	336	-	3	-	333	-	26	-	-	-
3 年 "	380	-	3	-	377	-	7	-	-	-
4 年 "	370	-	2	-	368	-	4	-	-	-
5 年 "	386	-	7	-	379	-	4	-	-	-
10 年 "	441	-	7	-	434	-	2	-	-	-
10 年 以 上	374	-	5	-	369	-	-	-	-	-
坑 外										
計	496	189	20	7	476	182	61	20	-	-
6 ヲ月 未 満	28	8	-	-	28	8	11	3	-	-
1 年 "	31	14	2	-	29	14	12	4	-	-
2 年 "	58	23	1	-	57	23	15	4	-	-
3 年 "	57	31	5	3	54	28	4	4	-	-
4 年 "	68	34	1	2	67	32	5	2	-	-
5 年 "	75	27	-	1	75	26	11	-	-	-
10 年 "	109	44	4	1	105	43	3	3	-	-
10 年 以 上	70	8	7	-	61	8	-	-	-	-

註 B事業場の分が不明であつたので、これを除いた数である。

第 8 表 中 学 校 卒 業 後

区 分 別	地 域 別	産 業 別	実						
			計					計	A
			計	A	B	C	D		
A	農	業	66	51	15	-	-	37	27
B	林	業 及 び 狩 猟	6	6	-	-	-	4	4
C	漁	業 及 び 水 産 養 殖	1	-	1	-	-	1	-
D	鉱	業	43	19	5	-	19	38	16
E	建	設	28	21	5	-	2	24	17
F	製	造	89	31	32	-	26	58	26
1	食	料 品 製 造 業	12	5	-	-	7	7	2
2	煙	草 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
3	紡	織 業	15	-	15	-	-	-	-
4	衣	服 及 び 身 廻 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
5	木	材 及 び 木 製 品 製 造 業	21	13	7	-	1	18	11
6	家	具 及 び 建 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
7	紙	及 び 建 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
8	印	刷 出 版 製 本 及 び 類 似 工 業	9	-	3	-	6	4	-
9	化	学 工 業	4	-	4	-	-	4	-
10	石	油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
11	ゴ	ム 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
12	皮	革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業	1	-	-	-	1	1	-
13	ガ	ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
14	第	一 次 金 属 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
15	金	属 製 品 製 造 業	9	1	3	-	5	7	1
16	機	械 製 造 業	16	10	-	-	6	15	10
17	電	気 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
18	輸	送 用 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
19	専	門 機 械 等 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
20	そ	の 他 の 製 造 業	2	2	-	-	-	2	2
G	卸	売 及 び 小 売 業	54	34	16	-	4	25	19
1	卸	売 業	5	1	2	-	2	4	1
2	小	売 業	49	33	14	-	2	21	18
H	全	融 (保 險 及 び 不 動 産 業)	2	2	-	-	-	1	1
I	運	輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	18	18	-	-	-	17	17
1	運	輸 業	17	17	-	-	-	16	16
2	通	信 業	1	1	-	-	-	1	1
3	そ	の 他 の 公 益 事 業	-	-	-	-	-	-	-
J	サ	ー ビ ス 業	14	9	1	-	4	5	5
1	対	個 人 サ ー ビ ス 業	11	9	-	-	2	5	5
2	対	事 業 所 サ ー ビ ス 業 及 び 修 理 業	2	-	-	-	2	-	-
3	興	業 娯 楽 業	-	-	-	-	-	-	-
4	専	門 的 サ ー ビ ス 業	1	-	1	-	-	-	-
K	公	務 他	18	16	2	-	-	6	6
そ	の		10	5	5	-	-	5	3
合		計	349	212	82	-	54	221	141

の 状 況 調 査 表 (昭 和 23 年)

数								比 率		
男			女					計	男	女
B	C	D	計	A	B	C	D			
10	-	-	29	24	5	-	-	18.9	18.7	22.7
-	-	-	2	2	-	-	-	1.7	1.8	1.8
1	-	-	-	-	-	-	-	0.3	0.5	-
5	-	17	5	3	-	-	2	12.3	17.2	3.9
5	-	2	4	4	-	-	-	8.0	10.9	3.1
17	-	15	31	5	15	-	11	25.4	26.1	24.1
-	-	5	5	3	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	15	-	15	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	3	2	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	5	-	-	-	5	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	3	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	5	1	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	2	29	15	12	-	2	15.5	11.3	22.7
2	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-
2	-	1	28	15	12	-	1	-	-	-
-	-	-	1	1	-	-	-	0.6	0.5	0.8
-	-	-	1	1	-	-	-	5.2	7.7	0.8
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	9	4	1	-	4	4.0	2.3	7.0
-	-	-	6	4	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	12	10	2	-	-	5.2	2.7	9.4
2	-	-	5	2	3	-	-	2.9	2.3	3.9
44	-	36	128	71	38	-	19	100.0	100.0	100.0

第 9 表 中 学 校 卒 業 後

区 分 地 域 別 業 業 別	実						
	計					計	A
	計	A	B	C	D		
A 農 業 及 び 狩 猟 業	358	80	243	25	-	166	44
B 林 業 及 び 狩 猟 業	2	2	-	-	-	2	2
C 漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	-	-	-	-	-	-	-
D 鉱 業	111	94	-	-	17	98	82
E 建 設 業	98	95	2	-	1	94	91
F 製 造 業	116	59	20	9	28	76	43
1 食 料 品 製 造 業	19	13	-	3	3	10	6
2 煙 草 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
3 紡 織 業	43	-	8	-	5	-	-
4 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
5 木 材 及 び 木 製 品 製 造 業	16	5	6	4	1	14	4
6 家 具 及 び 建 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
7 紙 及 び 建 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
8 印刷出版製本及び類似工業	10	9	-	-	1	7	7
9 化 学 工 業	-	-	-	-	-	-	-
10 石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
11 ゴ ム 製 品 製 造 業	4	-	-	-	4	2	-
12 皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
13 ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	4	-	-	-	4	2	-
14 第 一 次 金 属 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
15 金 属 製 品 製 造 業	7	2	1	-	4	5	2
16 機 械 製 造 業	35	25	4	-	6	30	21
17 電 気 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
18 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2	1	1	-	-	2	1
19 専 門 機 械 等 製 造 業	2	-	-	2	-	2	-
20 そ の 他 の 製 造 業	4	4	-	-	-	2	2
G 卸 売 及 び 小 売 業	48	37	5	1	5	21	19
1 卸 売 業	10	6	3	-	1	6	6
2 小 売 業	38	31	2	1	4	15	13
H 金 融 保 険 及 び 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-
I 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	17	10	2	5	-	9	9
1 運 輸 業	7	7	-	-	-	7	7
2 通 信 業	3	3	-	-	-	2	2
3 そ の 他 の 公 益 事 業	7	-	2	5	-	-	-
J サ ー ビ ス 業	43	32	8	1	2	14	12
1 対 個 人 サ ー ビ ス 業	9	-	7	1	1	2	-
2 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 及 び 修 理 業	1	-	-	-	1	-	-
3 興 業 娯 楽 業	1	-	1	-	-	-	-
4 専 門 的 サ ー ビ ス 業	32	32	-	-	-	12	12
K 公 務 他 計	1	1	-	-	-	1	1
そ の 他	61	35	18	8	-	34	24
合 計	855	455	298	49	53	515	327

の 状 況 調 査 表 (昭 和 2 4 年)

数								比 率		
男			女					計	男	女
B	C	D	計	A	B	C	D			
108	13	-	192	46	134	12	-	41.8	32.2	56.5
-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	16	13	12	-	-	1	13.0	19.0	3.8
2	-	1	4	4	-	-	-	11.5	18.3	1.2
12	7	14	40	16	8	2	14	13.6	14.8	11.8
-	1	3	9	7	-	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	13	-	8	-	5	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	4	-	2	1	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	2	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-
4	-	5	5	4	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
-	-	2	27	18	5	1	3	5.9	4.1	7.9
-	-	-	4	-	3	-	1	-	-	-
-	-	2	23	18	2	1	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	8	1	2	5	-	2.0	1.7	2.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	7	-	2	5	-	-	-	-
1	1	-	29	20	7	-	2	5.0	2.7	8.5
1	1	-	7	-	6	-	1	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.2	-
2	8	-	27	11	16	-	-	7.1	6.6	7.9
126	29	33	340	128	172	20	20	100.0	100.0	100.0

第 10 表 中 学 校 卒 業 後

区 分 地 域 別 産 業 別	実 計						
	計					計	
	計	A	B	C	D	計	A
A 農 業 及 び 狩 猟 業	135	69	18	44	4	65	38
B 林 業 及 び 狩 猟 業	8	8	-	-	-	8	8
C 漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	1	-	1	-	-	-	-
D 鉱 業	92	35	9	20	28	85	35
E 建 設 業	78	51	20	-	5	75	50
F 製 造 業	171	59	60	4	48	108	48
1 食 料 品 製 造 業	43	31	7	2	3	30	20
2 煙 草 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
3 紡 織 業	35	3	29	1	2	3	3
4 衣 服 及 び 身 剣 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
5 木 材 及 び 木 製 品 製 造 業	14	8	5	1	-	14	8
6 家 具 及 び 建 具 製 造 業	1	-	-	-	1	1	-
7 紙 及 び 建 具 製 造 業	12	-	-	-	12	2	-
8 印 刷 出 版 製 本 及 び 類 似 工 業	2	1	1	-	-	2	1
9 化 学 工 業	2	2	-	-	-	2	2
10 石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
11 ゴ ム 製 品 製 造 業	4	-	-	-	4	-	-
12 皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業	2	-	-	-	2	2	-
13 ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	2	-	-	-	2	-	-
14 第 一 次 金 属 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
15 金 属 製 品 製 造 業	20	4	12	-	4	19	4
16 機 械 製 造 業	26	9	-	-	17	25	9
17 電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	-	-	-	1	-	-
18 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2	1	1	-	-	2	1
19 専 門 機 械 等 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
20 そ の 他 の 製 造 業	5	-	5	-	-	4	-
G 卸 売 及 び 小 売 業	115	75	23	7	10	52	34
1 卸 売 業	9	3	2	-	4	7	3
2 小 売 業	106	72	21	7	6	45	31
H 金 融、保 険 及 び 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-
I 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	38	18	3	-	17	16	8
1 運 輸 業	14	6	-	-	8	7	5
2 通 信 業	15	6	-	-	9	6	3
3 そ の 他 の 公 益 事 業	9	6	3	-	-	3	-
J サ ー ビ ス 業	60	34	23	-	3	19	10
1 対 個 人 サ ー ビ ス 業	1	-	-	-	1	1	-
2 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 及 び 修 理 業	24	-	23	-	1	8	-
3 興 業 娯 楽 業	-	-	-	-	-	-	-
4 専 門 的 サ ー ビ ス 業	35	34	-	-	1	10	10
K 公 務 他	6	6	-	-	-	4	4
そ の 他	30	25	3	2	-	9	9
合 計	732	380	160	77	115	439	244

の 状 況 調 査 表 (昭 和 28 年)

数								比 率		
男			女					計	男	女
B	C	D	計	A	B	C	D			
8	18	3	70	31	10	28	1	18.4	14.8	23.9
-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	1.8	-
-	-	-	1	-	1	-	-	0.1	-	0.3
9	20	21	7	-	-	-	7	12.6	18.5	2.4
20	-	5	1	1	-	-	-	10.4	17.1	0.3
30	3	25	65	11	30	1	23	23.4	24.2	22.2
7	2	1	13	11	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	32	-	29	1	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	10	-	-	-	10	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-
-	-	2	-	-	-	-	0	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	3	1	-	-	-	1	-	-	-
-	-	16	1	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
9	3	6	63	41	14	4	4	15.7	11.8	21.5
2	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-
7	3	4	61	41	14	4	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	5	22	10	-	-	12	5.2	3.8	7.5
-	-	2	7	1	-	-	6	-	-	-
-	-	3	9	3	-	-	6	-	-	-
3	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-
8	-	1	41	24	15	-	2	3.2	4.3	14.0
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	16	-	15	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	25	24	-	-	1	-	-	-
-	-	-	2	2	-	-	-	0.8	0.9	0.7
-	-	-	21	16	3	2	-	4.1	2.0	7.2
87	42	66	293	136	73	35	49	100.0	100.0	100.0

第 1 1 表 中 学 校 卒 業 後

区 分 地 域 別 業 業 別	実						
	計					計	A
	計	A	B	C	D		
A 農 業	94	73	2	12	7	46	28
B 林 業 及 び 狩 猟 業	4	4	-	-	-	4	4
C 漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	-	-	-	-	-	-	-
D 鉱 業	129	33	75	19	2	123	27
E 建 設 業	46	26	17	1	2	41	21
F 製 造 業	131	50	33	1	47	80	36
1 食 料 品 製 造 業	31	17	-	-	14	18	7
2 煙 草 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
3 紡 織 業	22	-	20	-	2	-	-
4 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	2	1	1	-	-	-	-
5 木 材 及 び 木 製 品 製 造 業	9	3	4	-	2	7	3
6 家 具 及 び 建 具 製 造 業	8	-	-	-	8	8	-
7 紙 及 び 建 具 製 造 業	8	4	-	-	4	5	2
8 印 刷 出 版 製 本 及 び 類 似 工 業	-	-	-	-	-	-	-
9 化 学 工 業	-	-	-	-	-	-	-
10 石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
11 ゴ ム 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
12 皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業	3	1	2	-	-	3	1
13 ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	3	2	-	1	-	3	2
14 第 一 次 金 属 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
15 金 属 製 品 製 造 業	16	2	6	-	8	13	2
16 機 械 製 造 業	19	17	-	-	2	18	17
17 電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	-	-	-	2	-	-
18 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1	1	-	-	-	1	1
19 専 門 機 械 等 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-
* 20 そ の 他 の 製 造 業	7	2	-	-	5	4	1
G 卸 売 及 び 小 売 業	124	88	16	2	18	45	32
1 卸 売 業	11	9	-	-	2	6	5
2 小 売 業	113	79	16	2	16	39	27
H 金 融 保 険 及 び 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-
I 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	27	18	3	-	6	15	8
1 運 輸 業	14	10	3	-	1	7	6
2 通 信 業	13	8	-	-	5	8	3
3 そ の 他 の 公 益 事 業	-	-	-	-	-	-	-
J サ - ビ ス 業	129	23	24	2	80	38	2
1 対 個 人 サ - ビ ス 業	71	12	19	2	38	13	1
2 対 事 業 所 サ - ビ ス 業 及 び 修 理 業	34	1	-	-	33	22	-
3 興 業 模 倣 業	16	6	3	-	7	1	1
4 専 門 的 サ - ビ ス 業	8	4	2	-	2	-	-
K 公 務 他 計	19	4	-	-	12	10	3
そ の 他	146	106	-	1	39	29	12
合 計	846	425	170	38	213	429	174

の 状 況 調 査 表 (昭 和 26 年)

数								比 率		
男			女					計	男	女
B	C	D	計	A	B	C	D			
2	12	4	48	45	-	-	3	11.1	10.7	11.5
-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.9	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	10	2	6	6	-	-	-	15.2	28.7	1.4
17	1	2	5	5	-	-	-	5.4	9.8	1.2
10	1	33	51	14	23	-	14	15.5	18.8	12.2
-	-	11	13	10	-	-	3	-	-	-
-	-	-	20	-	20	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-
3	-	1	2	-	1	-	1	-	-	-
-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	3	3	2	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	6	3	-	1	-	2	-	-	-
-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	3	3	1	-	-	2	-	-	-
9	-	4	78	56	7	2	14	14.7	10.5	18.9
-	-	1	5	4	-	-	1	-	-	-
9	-	3	74	52	7	2	13	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	6	12	8	3	-	-	3.2	3.5	2.9
-	-	1	7	4	3	-	-	-	-	-
-	-	5	5	5	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	34	93	21	24	2	48	15.2	8.4	22.3
-	-	12	58	11	19	2	26	-	-	-
-	-	22	12	1	-	-	11	-	-	-
-	-	-	15	5	3	-	7	-	-	-
-	-	-	8	4	2	-	2	-	-	-
-	-	7	6	1	-	-	5	1.9	2.3	1.4
-	1	16	117	94	-	-	23	17.3	6.8	28.2
113	34	108	417	251	57	4	105	100.0	100.0	100.0

第 1 3 表 職 業 地 域 別 被

職 業 別		実					
職 業 別	地 域 別	計					計
		計	A	B	C	D	
勞	計	299	166	81	25	27	252
工	場	-	-	-	-	-	-
鑑	山	55	26	21	-	8	54
交	通	-	-	-	-	-	-
土	運	12	12	-	-	-	12
自	越	8	5	-	-	3	7
そ	由	11	-	-	11	-	11
從	業	2	2	-	-	-	2
勤	食	2	2	-	-	-	-
人	客	1	-	1	-	-	-
銀	事	4	3	-	-	1	3
團	又	1	-	-	-	1	1
官	行	-	-	-	-	-	-
教	會	-	-	-	-	-	-
宗	休	-	-	-	-	-	-
医	公	-	-	-	-	-	-
新	療	-	-	-	-	-	-
興	開	1	-	1	-	-	1
職	業	-	-	-	-	-	-
そ	の	3	-	3	-	-	3
農	商	24	10	13	-	1	22
漁	古	3	1	1	-	1	2
船	露	-	-	-	-	-	-
普	食	-	-	-	-	-	-
買	運	-	-	-	-	-	-
行	客	-	-	-	-	-	-
飲	輪	-	-	-	-	-	-
接	輸	2	-	2	-	-	1
交	送	26	22	-	3	1	21
平	の	48	44	-	3	1	42
學	の	10	-	10	-	-	9
無	の	-	-	-	-	-	-
そ	の	86	39	29	8	10	61
		-	-	-	-	-	-

第 1 4 表 職 業 地 域 別 被

職 業 別	地 域 別	実					
		計					計
		計	A	B	C	D	
計	者	410	225	78	57	50	366
勞	務	2	1	1	-	-	4
工	場	66	38	11	2	15	64
輸	送	-	-	-	-	-	-
通	輸	20	9	9	-	5	23
交	通	14	9	2	3	-	14
上	山	5	-	2	-	-	2
山	業	5	2	1	-	2	3
所	食	4	4	-	-	-	-
商	客	-	-	-	-	-	-
飲	事	4	2	2	-	-	1
接	の	2	-	-	-	2	2
家	は	-	-	-	-	-	-
そ	会	-	-	-	-	-	-
人	体	1	-	1	-	-	-
銀	公	-	-	-	-	-	-
行	教	-	-	-	-	-	-
官	宗	-	-	-	-	-	-
教	医	-	-	-	-	-	-
宗	新	1	-	1	-	-	-
医	芸	-	-	-	-	-	-
新	興	-	-	-	-	-	-
芸	職	-	-	-	-	-	-
興	の	21	9	7	-	5	16
職		4	-	1	2	1	9
そ		4	3	-	1	-	3
		-	-	-	-	-	-
		1	-	-	1	-	1
		-	-	-	-	-	-
		1	-	1	-	-	1
		-	-	-	-	-	-
		5	-	-	4	1	5
		47	30	-	17	-	44
		69	44	12	11	2	66
		19	19	-	-	-	15
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
		106	58	24	7	17	84
		9	-	3	6	-	9

疑 者 表

(14 才 以 上 20 才 未 満) 昭 和 25 年

数								比 率		
男			女					計	男	女
B	C	D	計	A	B	C	D			
66	57	48	44	30	12	-	2	100	100	100
1	2	-	-	-	-	-	-	0.5	1.1	-
11	-	15	-	-	-	-	-	16.1	17.4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3	5	-	-	-	-	-	4.9	6.3	-
2	3	-	-	-	-	-	-	3.4	3.8	-
2	-	-	-	-	-	-	-	1.2	0.6	-
1	-	1	2	1	-	-	1	1.2	0.8	4.6
-	-	-	1	1	-	-	-	1.0	-	9.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	3	2	1	-	-	1.0	0.3	6.8
-	-	2	-	-	-	-	-	0.5	0.6	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	-	0.3	-	2.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	-	0.3	-	2.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2	5	-	-	1	-	-	5.1	4.4	-
7	1	1	1	-	-	-	-	1.0	2.5	2.3
-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.8	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	0.3	0.3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	0.3	0.3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	4	1	-	-	-	-	-	1.2	1.4	-
-	17	-	3	3	-	-	-	11.5	12.0	6.8
10	11	2	3	1	2	-	-	16.7	18.0	6.8
-	-	-	4	4	-	-	-	4.6	4.1	9.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	7	16	22	15	6	-	1	25.7	22.8	49.9
3	6	-	-	-	-	-	-	2.2	2.5	-

第 1 6 表 年 度 別 虞 犯 不

年 別	區 分							
	計	兇器所持	暴 行	けんか	たかり	家 出	怠学怠業	物品持出
昭和23年	107	4	-	2	-	2	17	15
24	154	-	-	8	3	-	48	-
25	284	-	-	6	2	10	29	31
26	250	-	19	12	-	29	18	11

年 別	區 分							
	計	兇器所持	暴 行	けんか	たかり	家 出	怠学怠業	物品持出
昭和23年	105	4	-	2	-	2	17	14
24	152	-	-	8	3	-	46	-
25	280	-	-	6	2	7	29	30
26	233	-	19	12	-	20	18	10

年 別	區 分							
	計	兇器所持	暴 行	けんか	たかり	家 出	怠学怠業	物品持出
昭和23年	2	-	-	-	-	-	-	1
24	2	-	-	-	-	-	2	-
25	4	-	-	-	-	3	-	1
26	17	-	-	-	-	9	-	1

良 少 年 行 為 別 人 員 数

計

金銭濫費	婦女誘惑 いたずら	不 性 交	純 交 遊	飲	酒	喫 煙	不良交遊	不良団加盟	盛場徘徊	不健全娯楽	そ の 他
-	2		1		8	25	4	-	2	-	25
20	-		-		37	-	9	-	7	4	18
22	-		8		10	99	8	-	-	3	56
33	2		9		6	31	24	-	7	43	6

男

金銭濫費	婦女誘惑 いたずら	不 性 交	純 交 遊	飲	酒	喫 煙	不良交遊	不良団加盟	盛場徘徊	不健全娯楽	そ の 他
-	2		-		8	25	4	-	2	-	25
20	-		-		37	-	9	-	7	4	18
22	-		8		10	99	8	-	-	3	56
29	2		9		6	31	22	-	7	43	5

女

金銭濫費	婦女誘惑 いたずら	不 性 交	純 交 遊	飲	酒	喫 煙	不良交遊	不良団加盟	盛場徘徊	不健全娯楽	そ の 他
-	-		1		-	-	-	-	-	-	-
-	-		-		-	-	-	-	-	-	-
-	-		-		-	-	-	-	-	-	-
4	-		-		-	-	2	-	-	-	1

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00730250